

第5期

諏訪市地域福祉計画・

諏訪市地域福祉活動計画

諏訪市成年後見制度利用促進基本計画

諏訪市再犯防止推進計画

諏訪市・諏訪市社会福祉協議会

はじめに



本市では、平成16(2004)年に「第1期諏訪市地域福祉計画」を策定し、5年ごとに計画を見直しながら、今日まで地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態の変化、市民のライフスタイルや価値観の多様化など地域社会と人々の暮らしを取り巻く環境は大きく変容しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、近所づきあいや町内会活動といった人と人とのつながりの希薄化に拍車をかけました。あらためて市民生活や地域福祉に目を向ければ、従来の支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題や、8050問題、ヤングケアラー、孤独 孤立など公的支援制度の要件を満たさない「制度の狭間」の課題などが顕在化しており、その支援は長期化する傾向にあります。加えて、地域福祉活動の担い手不足といった問題も生じていることから、誰ひとり取り残さない社会の実現は喫緊の課題となっています。

このような課題に対応するには、市民、近隣地区、関係団体と行政が一体となって共生の文化を地域につくりだす取り組みが求められていることを踏まえ、「第5期諏訪市地域福祉計画」では、「～ 個人と社会のウェル・ビーイングの実現 ～ 快適な環境の中で、ともに認め合い、つながり、みんなで助け合い支え合うまち」を基本理念に掲げました。本市に暮らす全ての人が、年齢、性別、国籍、障がいの有無、環境等にかかわらず、住み慣れた地域で生活し続けることができる助け合いのまちづくりを推進してまいります。

なお、本計画では、「第4期諏訪市地域福祉計画」に引き続き、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。また、権利擁護と再生保護のさらなる推進を目指し地域福祉施策と関連深い「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を本計画に取り入れ、地域住民の皆さまが地域福祉に関わるイメージを持てるよう、施策の展開毎に取り組める行動提案をお示し致しました。市民一人ひとりがこれらの提案を意識して実践いただくことで、本計画の未来図がより早く実現するものをご期待をし、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、策定委員、公募による策定部員の皆さまをはじめ、住民アンケート、中学生アンケート、地域福祉座談会、福祉団体懇談会などを通じ貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さま、関係各位に心より感謝を申し上げます。

諏訪市長 金子ゆかり

「第5期地域福祉計画・

地域福祉活動計画の策定にあたって」



第4期計画実施中の令和2年に全世界で感染拡大した新型コロナウイルスの影響で、市民生活についても「地域とのつながり」や「家族とのつながり」に希薄感がみられるようになり、支え合いなど福祉の原点と思われる「人を思いやる」心にも影響が出ております。

新型コロナウイルスは令和5年5月に5類に緩和されましたが、インフルエンザの拡大とも重なって、感染症対策には、国を挙げての研究が必要ではないでしょうか。また、世界では、紛争・侵攻が絶え間なく起こり、エネルギー対策や諸物価の高騰で、国民の日常生活にも影響を与え、国内においても、地震・自然災害など地球温暖化の影響とみられる災害が多発しており、ボランティアの活動が多く求められています。

このような環境のなかで、第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたっては、長野県地域福祉支援計画や、社会情勢の変化等に対応した、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を内包いたしました。この計画には、中学生の皆さんのアンケートや、市民の皆様のパブリックコメントなどの貴重なご意見、ご提言も参考にさせていただき、**市民の皆様と創った計画**となっております。

改正社会福祉法において、これまでも地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされてきましたが、より、「地域住民が主体である」ことが、明示され、地域共生社会の実現のための計画となっております。

地域共生社会とは、地域の福祉課題を住民や地域の多くの企業が『我が事』として参画し解決を図り、人と人、人や資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく社会だと言われています。

この計画策定にあたり、1年猶予にわたりご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げるとともに、計画の推進にご協力いただくことを期待いたします。

第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画

策定委員長 **宮下和昭**
(諏訪市社会福祉協議会 会長)

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	2
第2節 計画策定の背景.....	2
第3節 本市の地域福祉計画・活動計画の策定経過.....	3
第4節 地域福祉に関わる法改正.....	4
1 改正の趣旨.....	4
2 改正社会福祉法の内容.....	4
第5節 本計画の目的と位置付け.....	5
1 目的.....	5
2 計画の位置付けと内包する計画.....	5
3 計画期間.....	6
4 本計画に内包する計画の根拠.....	6
5 地域福祉計画の下位計画の概要.....	6
第6節 策定までの取組み.....	8
1 実績評価シートの作成・検証.....	8
2 調査や意見収集等の実施概要.....	8
3 計画の検討体制.....	8
第7節 計画の進捗管理体制.....	8
第2章 諏訪市の地域福祉を取り巻く現状・課題.....	9
第1節 人口・世帯の状況.....	10
1 人口の状況.....	10
2 世帯の状況.....	10
3 地区別の人口・高齢化の状況.....	11
第2節 高齢者・障がい者・子ども・経済的困窮等の状況.....	12
1 高齢者の状況.....	12
2 障がい者の状況.....	12
3 子どもや子育て家庭の状況.....	13
4 生活困窮の状況.....	13
5 新型コロナウイルス感染症の影響や孤立の状況.....	14
第3節 住民同士の支え合いや地域活動等の現状・課題.....	15
1 「地域」のイメージとご近所つきあいの状況.....	15
2 支援が必要な人へのサポートに対する協力意向.....	17
3 地域活動の状況と意向.....	18
4 住み慣れた地域で暮らすためにできる活動や有償在宅福祉サービスの活動状況.....	19
5 ボランティア活動の意向.....	19
6 中学生の地域活動への参加状況や意向.....	20
第4節 地域福祉の推進に向けて重視すべき取組み.....	21

1	本市が力を入れるべき取組み.....	21
第5節	本市の地域福祉の現状・課題のまとめ.....	22
1	人口減少・高齢化・担い手の減少.....	22
2	困難を抱える市民の状況.....	22
3	様々な困難を支援する公的福祉制度の課題.....	23
4	地域福祉の状況・課題.....	23
第3章	計画の基本的な考え方.....	25
第1節	基本理念・基本目標.....	26
1	基本理念.....	26
2	基本目標.....	27
3	施策体系.....	29
第2節	地域福祉推進圏域と各圏域の役割.....	30
1	圏域の考え方.....	30
2	各圏域の役割.....	31
第4章	施策の展開.....エラー! ブックマークが定義されていません。	
	基本目標1【地域づくり】 つながり、支え合い、困りごとに寄り添える地域をつくるエラー! ブックマークが定義されていません。	
	1-1：地域福祉・共生の学び・交流の場をつくるエラー! ブックマークが定義されてい ません。	
	1-2：多様な主体による地域福祉活動を推進するエラー! ブックマークが定義されてい ません。	
	1-3：困りごとに気づき、寄り添い、つなげるエラー! ブックマークが定義されていま せん。	
	基本目標2【体制づくり】 複合的で困難な課題を抱えている人を必要な支援に つなげるエ ラー! ブックマークが定義されていません。	
	2-1：あらゆる相談を受け止める体制をつくるエラー! ブックマークが定義されていま せん。	
	2-2：部門を超えたチームで見守り、つなげるエラー! ブックマークが定義されていま せん。	
	基本目標3【基盤づくり】 いざという時に頼れる制度やサービスがあるエラー! ブックマー クが定義されていません。	
	3-1：安心・安全な暮らしを守る.....エラー! ブックマークが定義されていません。	
	3-2：在宅を支える福祉サービスを適切に運営するエラー! ブックマークが定義されて いません。	
第5章	諏訪市成年後見制度利用促進基本計画.....	51
第1節	計画の策定にあたって.....	52
1	計画策定の背景.....	52
2	計画の位置付け.....	52
3	計画の期間.....	52

第2節	本市の状況等と基本方針	53
1	相談件数	53
2	本市の取組み状況と課題	54
3	基本方針	55
第3節	推進する施策	56
1	成年後見制度*の理解促進と要支援者への早期対応	56
2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	56
3	利用しやすい成年後見制度*の運用	58
第4節	計画の推進	58
1	庁内推進体制の整備	58
2	社会福祉協議会等との協働による推進	58
3	計画の点検・評価	58
第6章	諏訪市再犯防止推進計画	59
第1節	計画の基本的な考え方	60
1	計画策定の趣旨（背景）	60
2	計画の位置付け	60
3	計画の期間	60
第2節	諏訪地区における現状と取組み方針	61
1	諏訪地区における現状	61
2	取組み方針	66
第3節	推進する施策	67
1	関連機関との連携・協力ときめ細かな相談体制の確保	67
2	就労・住居確保のための取組み	68
3	保健医療・福祉サービス利用の促進	68
4	地域での居場所と出番の確保	68
5	学校等と連携した非行防止に向けた取組み	69
6	広報・啓発活動の推進	69
第4節	計画の評価及び点検	69
	更生保護関係団体について	70
資料編		73
1	地域福祉に関する住民アンケート	74
2	地域福祉に関する中学生アンケート	97
3	地域福祉座談会・福祉団体懇談会	103
4	諏訪市地域福祉計画策定委員会設置要綱	106
5	策定組織の構成	107
6	策定経過	110
7	用語解説	111

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、諏訪市が策定する計画であり、地域福祉推進のための基盤や体制の構築を目的とした行政計画です。「地域福祉活動計画（以下、活動計画）」は、社会福祉法第109条の規定において、地域福祉の推進を図る団体として位置付けられた諏訪市社会福祉協議会（以下、「市社協」）が策定する計画で、地域福祉を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めることを目的としています。

両計画はいわば車の両輪であり、地域福祉を推進するためには連動性を高めていくことが重要であることから、一体的に策定を行います。

第2節 計画策定の背景

地域福祉計画・活動計画策定における世界的及び国内の背景を示します。

【世界的な背景】

平成27（2015）年、193の国連加盟国全てが「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を理念に掲げ、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs*）のための2030アジェンダ（計画）を採択しました。本市の地域福祉計画・活動計画もSDGs*の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、計画の策定と実践を通じて実現していくことが求められます。

【国内の背景】

少子高齢化・人口減少社会の進行、核家族化やライフスタイルの多様化に伴い、何らかのケアが必要な人が増えています。

こうしたケアのニーズに対応するため、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに支援制度が整備されてきました。しかし、家族や地域のつながりの希薄化等により、課題が複雑化・複合化し、分野ごとの「縦割り」な公的福祉制度だけでは対応が難しくなっています。

公的な福祉サービスが連携し、対応力を高めていくことに加え、住民や団体・企業が福祉課題を「我が事」として捉え、「支え手」「受け手」を超えてつながる「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会の実現が求められる背景

- 人口減少・少子化・高齢化の進行、高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加
- 高齢者・障がい者・子どもといった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護*、ひきこもり、8050問題*、虐待、ごみ屋敷問題等）

「地域共生社会」の実現

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

（平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

第3節 本市の地域福祉計画・活動計画の策定経過

【地域福祉計画】

本市では、平成15（2003）年4月に地域福祉計画の規定（第107条）が施行されたことから、地域福祉計画策定委員会を発足させ、多数の市民の積極的な参加を得て、平成16（2004）年3月に「諏訪市地域福祉計画」を策定しました。

その後、平成20（2008）年度には、市民の意見を反映した重点計画をいかに実行していくかに視点を改定により、第2期地域福祉計画を策定しました。より実現可能な計画として推進体制を強化し、市の関連する所管課が窓口となり、推進協議会、団体等との連携を密にし、ともに生きるまちづくりを目指してきました。

平成25（2013）年度には、市民の地域福祉に対するアンケート調査や、座談会で共有した地域課題等を反映させて、第3期地域福祉計画を策定しました。この計画では、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、保健・医療・福祉の関係機関に加え、インフォーマル*な団体や住民との連携・協働を目指し、「地域包括ケアシステム*」の構築を図る内容としました。また、大和地区をモデル地区として、地区版活動計画が策定される等、地域福祉推進に向けた機運が高まりました。

平成30（2018）年度に策定した、第4期地域福祉計画では、国が提唱する「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すことを盛り込みました。

【地域福祉活動計画】

市社協では、平成7（1995）年に初回の活動計画を策定しました。その後、市の第1期地域福祉計画策定（平成16（2004）年3月策定）を受け、平成18（2006）年、平成24（2012）年に計画を策定しました。

第3期地域福祉計画の中で、次期計画は地域福祉計画と活動計画を同時に策定することにより、重層的な地域福祉を推進することが定められ、活動計画の計画期間を2年間延長し、策定期間をあわせて、第4期からは活動計画を地域福祉計画と一体的に策定しました。

第4節 地域福祉に関わる法改正

地域共生社会の実現に向け、国は地方自治体に対して「地域福祉計画」を策定し、地域課題を明らかにするとともに、その解決策を協議し、計画的に整備していくことを求めています。地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が令和2（2020）年6月に公布され、これに伴い、令和3（2021）年4月から改正社会福祉法が施行されました。

1 改正の趣旨

「地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設等」を追加することで、地域共生社会の実現のための基盤整備を促進します。

2 改正社会福祉法の主な内容

1) 地域福祉の推進に関する事項（第4条）

これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となっていくものとされてきましたが、今回の改正で「地域住民が主体である」ことが明示されました。

改正社会福祉法 抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2) 地域福祉計画に関する事項（第107条第1項5号）

地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として第5号に「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第5節 本計画の目的と位置付け

1 目的

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、隣近所との付き合い、近所の誰かが困ったとき、何かあったときにはお互いに声をかけ合い、助け合う、そのような地域になることが地域福祉の目指すひとつの姿です。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、地域住民同士のつながりそのものが希薄化し、助け合い機能が弱体化しつつあります。一方、生活課題は多様化・複雑化しており、支援を必要とする人は増えています。

地域福祉計画・活動計画を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞した地域の助け合い機能を回復させるとともに、包括的支援体制の構築により、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えた地域共生社会の実現を目指します。

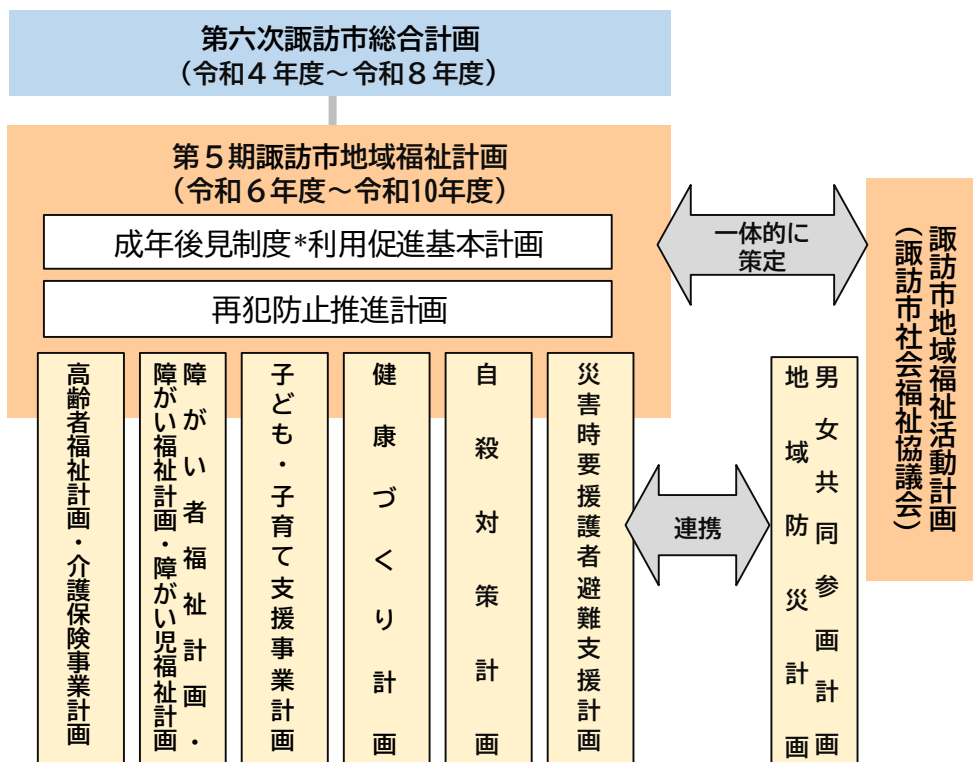
2 計画の位置付けと内包する計画

本計画は、「第六次諏訪市総合計画」を上位計画とし、個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康づくり計画」「自殺対策計画」「災害時要援護者避難支援計画」等、保健福祉における個別計画の共通する事項を記載します。また「地域防災計画」「男女共同参画計画」と連携を図ります。

市社協の「地域福祉活動計画」は、本計画と一体的に策定し、相互に連携することで、行政と住民の協働により地域福祉の一層の推進を図ります。

なお、本計画は、令和4（2022）年度に策定した「再犯防止推進計画」と、新たに策定する「成年後見制度*利用促進基本計画」を含みます。

図表 1 計画の位置付けと内包する計画



3 計画期間

第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画の計画期間は5年間（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）とします。

また、長野県地域福祉支援計画や関連する本市の個別計画の策定、社会情勢の変化等に応じて見直します。

4 本計画に内包する計画の根拠法

地域福祉計画に内包する計画の根拠法を示します。

【成年後見制度*利用促進基本計画】

成年後見制度*の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により、本市における成年後見制度*の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める「市町村計画」として位置付けます。

【再犯防止推進計画】

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

5 地域福祉計画の下位計画の概要

地域福祉計画の下位計画に位置する計画の期間、概要を示します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6（2024）年～8（2026）年度）

【基本方針】「誰もが元気に安心して暮らせるまちづくり」

すべての高齢者の健康の維持・増進を図ることを中心に、生きがいつくりや社会参加の促進、地域での交流機会づくりおよび地域での生活をともに支える仕組みづくりを進めることにより、高齢者の「幸福度」の向上を目指します。

○誰もが元気に：生きがいを抱き、自身の経験と知識を生かしながら、健康で自立した生活ができる高齢者を目指します。生きがいつくりや健康づくり、高齢者自身も支える側として活動できるよう地域でのサポート体制の充実を図ります。

○安心して暮らせる：支援や介護が必要となっても、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを進めます。

障がい者福祉計画（計画期間：令和3（2021）年～8（2026）年度）

障がい福祉計画・障がい児福祉計画（計画期間：令和6（2024）年～8（2026）年度）

【基本理念】障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域の一員として、一人ひとりがいきいきと暮らしていけるまちづくりをめざします。

【重点的に取り組む施策】①相談支援体制の充実

②社会参加の促進

③障がいへの理解と権利擁護の推進

④多様な障がいに対する支援の充実

子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2（2020）年～6（2024）年度）

【基本理念】「諏訪市の子どもが幸せに輝くために」

- 【基本目標】
- I 多様な幼児教育・保育の充実
 - II 地域社会全体での子育て支援の充実
 - III 安心して子育てできる環境づくり
 - IV 子育てと仕事が両立できる環境づくり

健康づくり計画（健康すわプラン2021）（計画期間：令和3（2021）年～7（2025）年度）

【基本的な方針】生活習慣病として予防することができる、循環器疾患*・糖尿病の発生予防及び重症化予防の徹底を図ります。【生活習慣病の発症予防と重症化予防】【社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上】、【健康を支え、守るための社会環境の整備】を推進するための基本要素として、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「歯・口腔の健康」「たばこ」「アルコール」「こころの健康」の6領域に分けて取組みを進めます。

自殺対策計画（計画期間：令和6（2024）年～12（2030）年度）

- 【基本方針】
- ①生きることの包括的支援として自殺対策を推進する
 - ②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
 - ③対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動
 - ④実践と啓発を両輪として推進
 - ⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
 - ⑥自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する
 - ⑦新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮

災害時要援護者避難支援計画（平成25（2013）年3月策定）

【概要】風水害や地震などの災害に備え、高齢者や障がい者などの要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難準備情報などの伝達手段・伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握および避難などの支援体制などを確立します。

地域防災計画（平成25（2013）年11月策定（令和4（2022）年6月改訂）

【概要】地域にかかわる災害対策に関し、市、県および関係機関、公的団体、その他市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とします。

男女共同参画計画（男女いきいき諏訪プランⅦ）（計画期間：令和5（2023）年～9（2027）年度）

- 【基本理念】
- ①一人ひとりの人権の尊重
 - ②社会における制度又は慣行についての配慮
 - ③政策等の立案及び決定への共同参画
 - ④家庭生活における活動と他の活動の両立
 - ⑤生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
 - ⑥国際社会の動向を踏まえた取組み

【テーマ】多様性を認めあい、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる諏訪市をめざして

第6節 策定までの取組み

1 実績評価シートの作成・検証

第4期地域福祉計画の項目別に実績評価シート（成果・達成状況、進捗状況、課題及び今後の方向性）を作成し、担当課による評価と今後の課題から市民にとっての重要度、優先度等を含め検証しました。

2 調査や意見収集等の実施概要

計画の策定に向けて、以下のアンケートや懇談会等を実施し、地域の課題について収集しました。

◆市民アンケート：市民の地域福祉に対する意識や地域の課題を把握するために実施しました。

第3期、第4期策定時にも同様の調査を実施しており、経年比較分析をしています。

調査対象者	18歳以上の一般市民2,000名の無作為抽出
抽出方法	住民基本台帳から2,000名を無作為抽出にて抽出
配布・回答方法	郵送で調査票等を配布し、回答は「紙の調査票」または「インターネット」を選択可能とした。
調査期間	令和5（2023）年1月17日（火）～2月28日（火）
回答数	799件（郵送：659件 WEB：140件）
有効回答率	39.95%

◆中学生アンケート：地域福祉推進を担う若い世代からの意見を収集するために実施しました。

調査対象者	諏訪市内にある5つの中学校に通う2年生
配布・回答方法	学校を通じて調査依頼の用紙を配布し、WEBからの回答を依頼
調査期間	令和5（2023）年1月24日（火）～2月28日（火）
回答数	403件

◆地域福祉座談会：市民の地域福祉に対する意識や地域ごとの課題把握のために実施しました。

◆福祉団体懇談会：各団体が日頃の活動の中で感じている福祉課題について話し合いました。

3 計画の検討体制

公募による市民部員の参加により、策定部会を設置し、上記の調査等の結果に基づいて、素案の作成を行いました。策定委員会では、素案等について審議し、その結果を踏まえ策定部会で検討を重ねていく中で計画案としてまとめました。

第7節 計画の進捗管理体制

地域福祉計画の進捗管理については、毎年度、担当課・市社協により、施策ごとに成果・達成状況、進捗状況、課題及び今後の方向性をまとめた内部評価を行うこととします。

この結果を地域福祉計画推進協議会に報告し、委員による評価・検証を行い、これらをあわせて総合的な評価とし、この結果を翌年度以降の実施計画の作成の際に参考にします。

第2章 諏訪市の地域福祉を取り巻く現状・課題

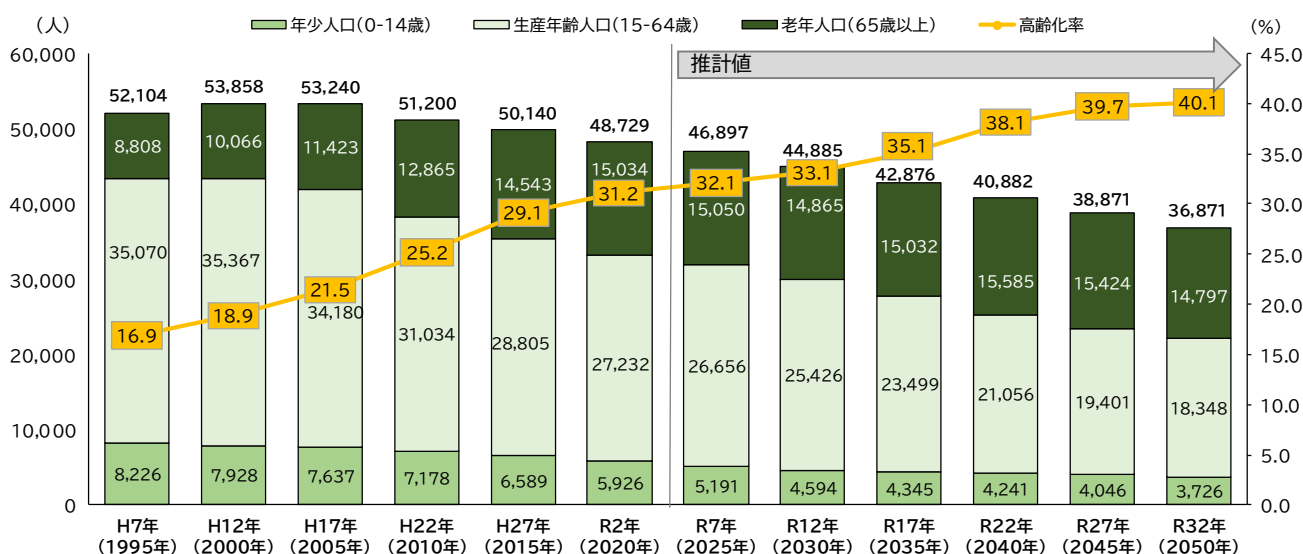
第2章 諏訪市の地域福祉を取り巻く現状・課題

第1節 人口・世帯の状況

1 人口の状況

平成12(2000)年から人口は減少傾向が続いており、今後もさらに減少が進むことが予想されます。令和2(2020)年の高齢化率は31.2%で、令和22(2040)年には38.1%、令和32(2050)年には40.1%になる見込みです。一方、生産年齢人口は減少の一途をたどっており、令和32(2050)年にはピーク時(平成12(2000)年)の約半分となる見込みで、様々な活動を支える担い手の減少が深刻化することが予想されます。

図表2 人口推移・推計



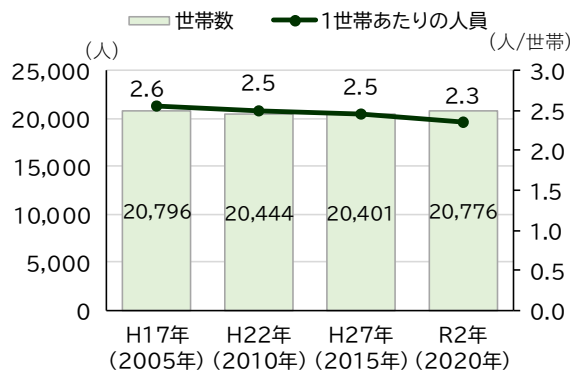
出典：平成7(1995)年～令和2(2020)年は総務省「国勢調査」 実績の総人口には年齢不詳を含む。

令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

2 世帯の状況

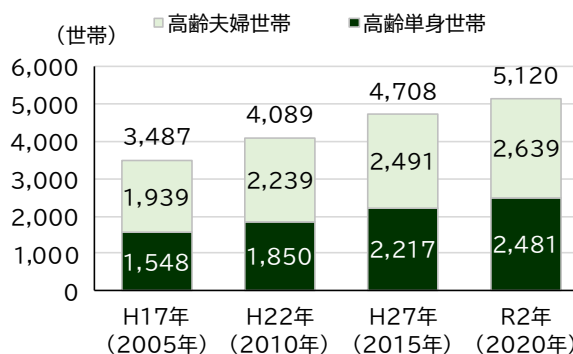
単身世帯、核家族化等が進み、1世帯あたりの人員は減少しています。また、高齢化により高齢者の単身世帯数及び夫婦世帯数は増加しています。特に高齢単身世帯は令和2(2020)年時点で平成17(2005)年の1.6倍となっています。核家族化等により家族でのケアが難しい世帯の増加、支援を必要とする高齢単身世帯の増加が予想されます。

図表3 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：総務省「国勢調査」

図表4 高齢者世帯の推移



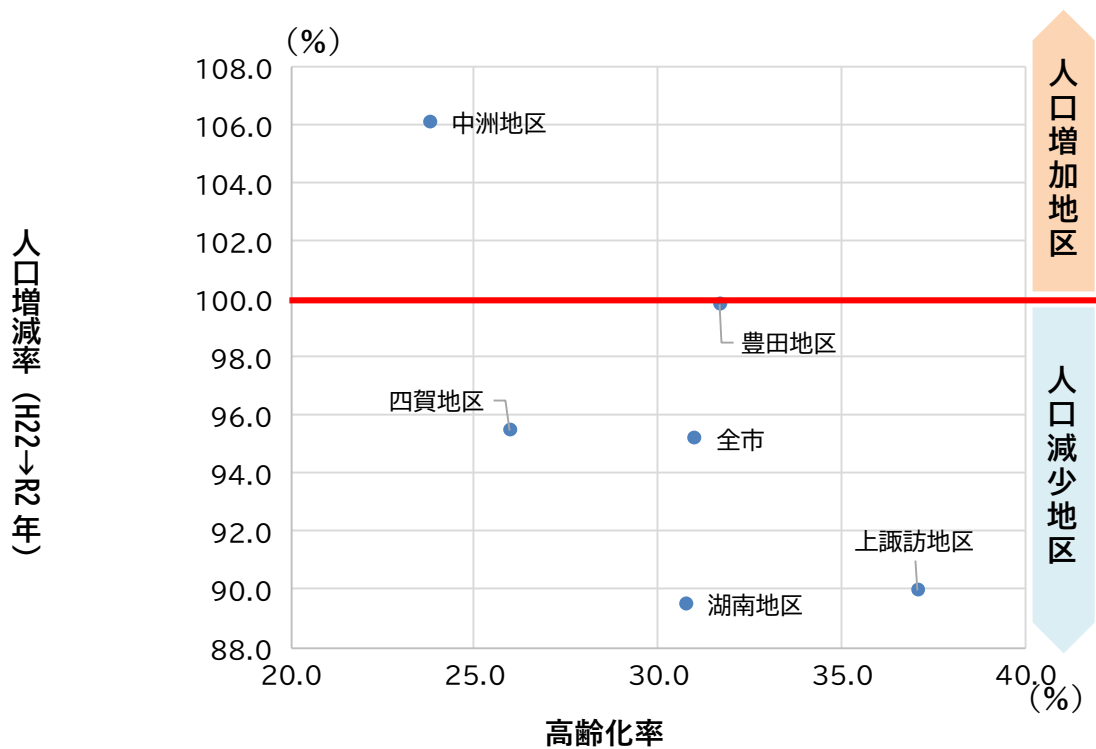
出典：総務省「国勢調査」

3 地区別の人口・高齢化の状況

地区別に人口増減率をみると、上諏訪地区と湖南地区は市全体よりも早いスピードで人口減少が進んでいます。高齢化率は、上諏訪地区で他の地区よりも高くなっています。

図表 5 地区別人口増減率と高齢化率

地区名	総人口			高齢化の状況	
	人口 (H22年) (人)	人口 (R2年) (人)	人口増減率 (H22→ R2)(%)	高齢者人口 (R5年) (人)	高齢化率 (R5年) (%)
全市	51,200	48,729	95.2	14,893	31.0
上諏訪地区	20,407	18,365	90.0	6,694	37.1
豊田地区	6,644	6,631	99.8	2,074	31.7
四賀地区	8,031	7,666	95.5	1,894	25.9
中洲地区	9,910	10,512	106.1	2,516	23.8
湖南地区	6,208	5,555	89.5	1,715	30.7



出典：総人口は平成 22 (2010) 年・令和 2 (2020) 年総務省「国勢調査」

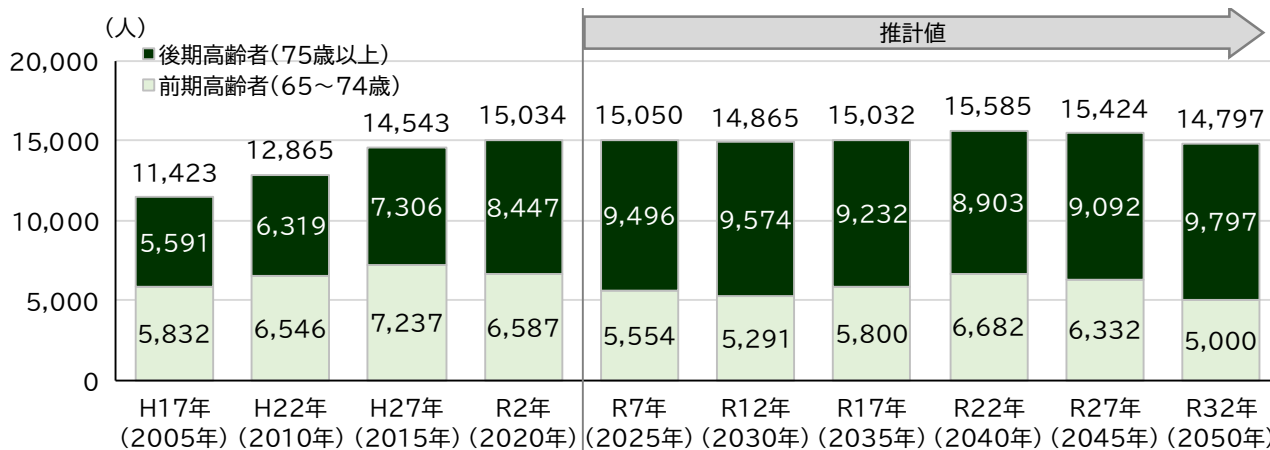
高齢者人口・高齢化率は「住民基本台帳 (令和 5 (2023) 年 4 月 1 日)」外国人含む

第2節 高齢者・障がい者・子ども・経済的困窮等の状況

1 高齢者の状況

高齢者数の推計をみると、今後 15,000 人前後で推移します。年齢構成をみると、75 歳以上の後期高齢者数は、令和 12（2030）年まで増加が予測されており、さらにケアを必要とする高齢者が増えると考えられます。

図表 6 高齢者人口推移・推計



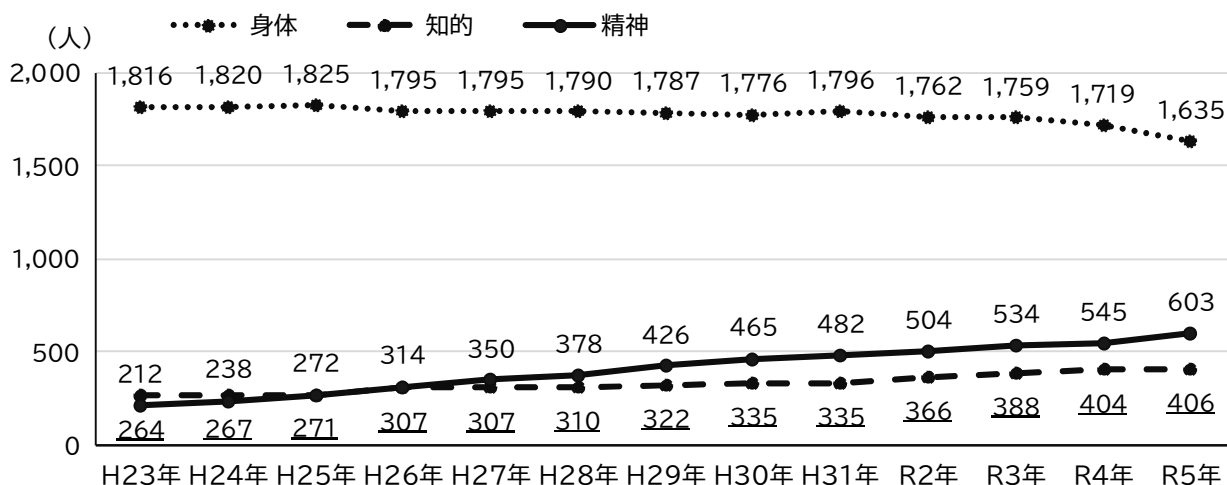
出典：平成 17（2005）年～令和 2（2020）年 総務省「国勢調査」、

令和 7（2025）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

2 障がい者の状況

人口は減少していますが、障がい者手帳所持者数は高止まりしています。特に、精神障がい者の手帳交付数が増えています。

図表 7 障がい者手帳の交付数の推移



出典：諏訪市（各年3月31日）

3 子どもや子育て家庭の状況

長野県の調査等をみると発達障がい*等、きめ細やかな支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。また、いじめ、児童虐待、貧困の問題等、子どもが抱える困難が多様化・複雑化しています。

本市においても、子育ての相談件数等が増えており、困難を抱える子ども・子育て家庭への支援が求められます。

【参考】長野県や国における状況

●長野県：小中学校における発達障がい*の診断等のある児童・生徒数

平成 15（2003）年度の調査開始（平成 15（2003）年度は 836 人）から毎年増加しており、令和 5（2023）年度は 10,109 人と過去最多となっています。

●長野県：いじめ認知件数（小・中・高等学校及び特別支援学校）

令和 2（2020）年度は新型コロナ等の影響により減少（38.9 件/1,000 人）しましたが、その後微増傾向にあり、令和 4（2022）年度は 1,000 人当たりの認知件数は 44.3 件となっています。

●長野県：県内児童相談所における児童虐待相談件数

令和 2（2020）年度までは 9 年連続で増加し、2,825 件と過去最多でしたが、それ以降微減であり、令和 4（2022）年度は 2,697 件となっています。

●国の子どもの貧困率

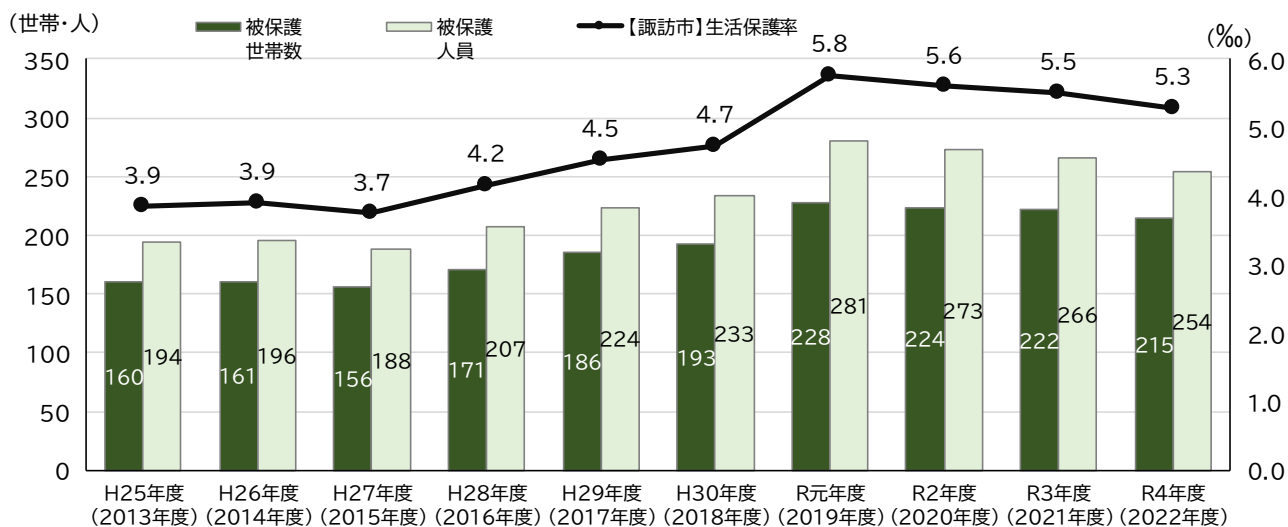
令和 3（2021）年調査における国の子どもの貧困率は、11.5%で 9 人に 1 人の子どもが相対的貧困*の状態にあります。経済的困窮等に起因した様々な困難を減らしていくため、適切な支援や応援を行っていくことが求められます。

出典：長野県「発達障がいに関する実態調査」、長野県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、長野県「児童虐待相談対応件数及び虐待の種別」、厚生労働省「国民生活基礎調査」

4 生活困窮の状況

生活保護受給者・世帯数は、令和元（2019）年度以降、高止まりしており、生活保護率は 5.0% 台で推移しています。

図表 8 生活保護受給者数の推移

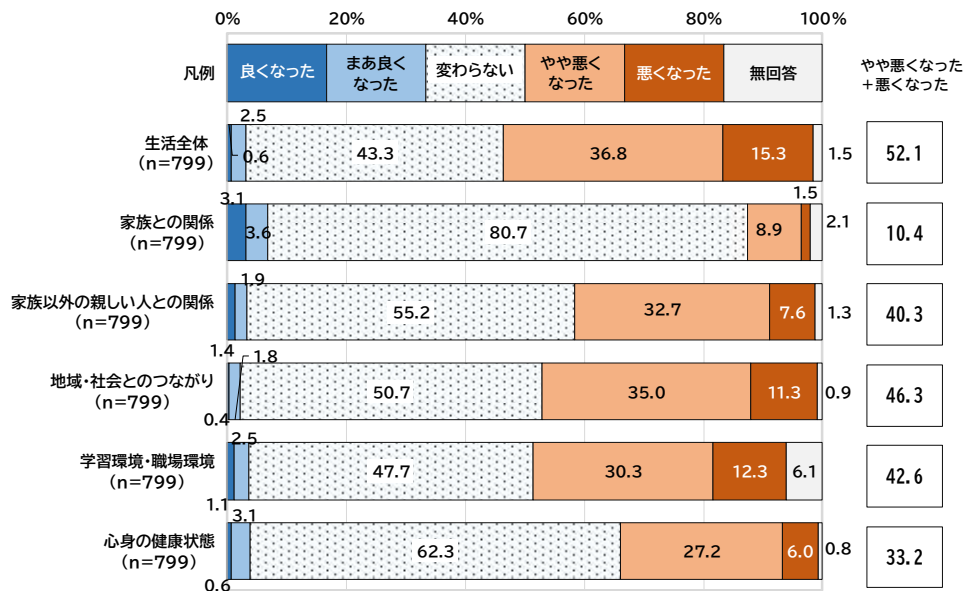


出典：諏訪市 社会福祉課、長野県「長野毎月人口調査」（各年 10 月 1 日）

5 新型コロナウイルス感染症の影響や孤立の状況

新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活の変化について、「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた割合をみると「生活全体」では52.1%です。生活の場面ごとにみると「地域・社会とのつながり」「学習環境・職場環境」「家族以外の親しい人との関係」では約4割が悪くなったと回答しています。

図表 9 新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活の変化



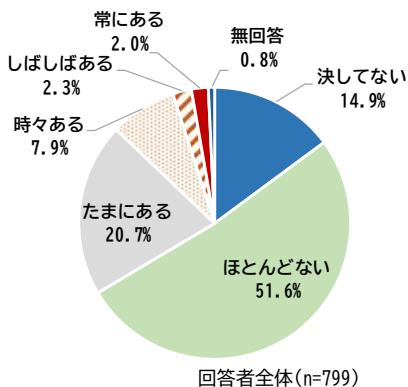
出典：令和4（2022）年度市民アンケート

◆新型コロナウイルス感染症による変化

- コロナにより人との付き合い（つながり）が減った。
- コロナにより交流の場が減った（特にお年寄り）。
- 各区のボランティア団体の活動がコロナ・高齢化により停滞している（老人クラブ・サロン）。
- 行事への参加者の減少、祭り（神事のみ）の中止。
- 区内の集まりの減少によりコミュニケーションが減少。学校との関係が希薄化し、児童との交流の場が減少した。
(地域福祉座談会／福祉団体懇談会の意見)

孤独を感じている割合（「たまにある」「時々ある」「しばしばある」「常にある」を合わせた割合）をみると、32.9%となっています。

図表 10 孤独を感じている割合



◆孤立や引きこもりに関する地域課題

- 制度はあるのに困っている人を見つけられない、つながれない。
- 外国人住民が孤立している。子どもの教育や経済状況等も課題。
- 入園前の乳幼児を育てる親（特に母親）の孤立が心配である。
- 地域活動に出てこない人が孤立しやすく心配である。
- 年配者や若者のひきこもり等のケースが増加している。周囲はサービスが必要と思ってもサービスを拒否する人や他人が家に入ることを拒否する人、声をあげられない人への対応が必要。
(地域福祉座談会／福祉団体懇談会の意見)

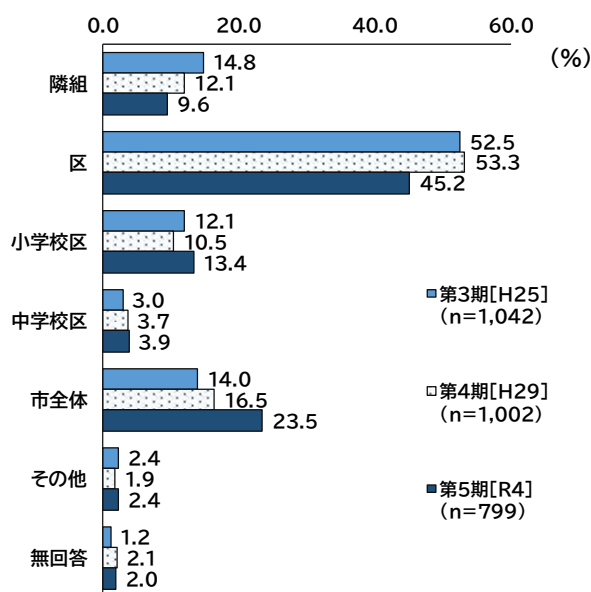
出典：令和4（2022）年度市民アンケート

第3節 住民同士の支え合いや地域活動等の現状・課題

1 「地域」のイメージとご近所つきあいの状況

「地域」の範囲・イメージとしては、今回の第5期調査では「区」が45.2%と最も高く、次いで「市全体」が23.5%となっています。第3期、第4期調査と比較すると、「区」「隣組」の割合が下がり、「市全体」の割合が上がっています。「地域」の範囲・イメージとして「区」「隣組」は薄れつつあります。

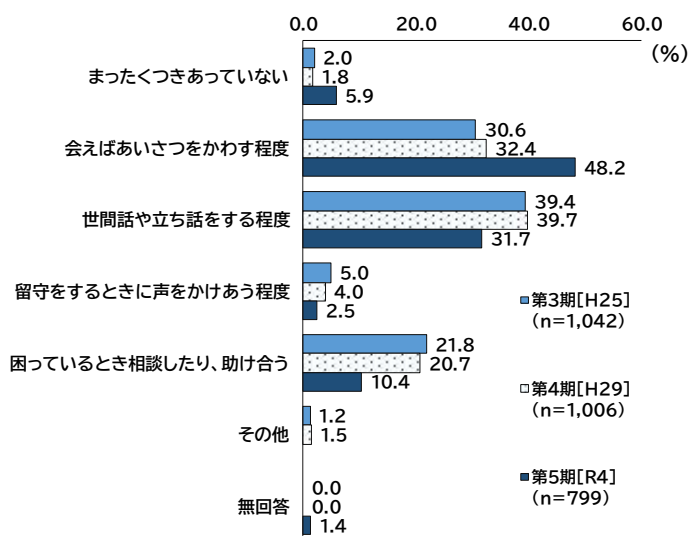
図表 11 【経年比較】「地域」の範囲・イメージ



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

ふだんの近所の人とのつきあいの程度を経年でみると、「会えばあいさつをかわす程度」の回答割合が高くなっています。一方、「困っているときに相談したり、助け合う」「世間話や立ち話をする程度」の割合は低下しています。ご近所付き合いが希薄化していることが伺えます。

図表 12 【経年比較】ふだんの近所の人とのつきあいの程度

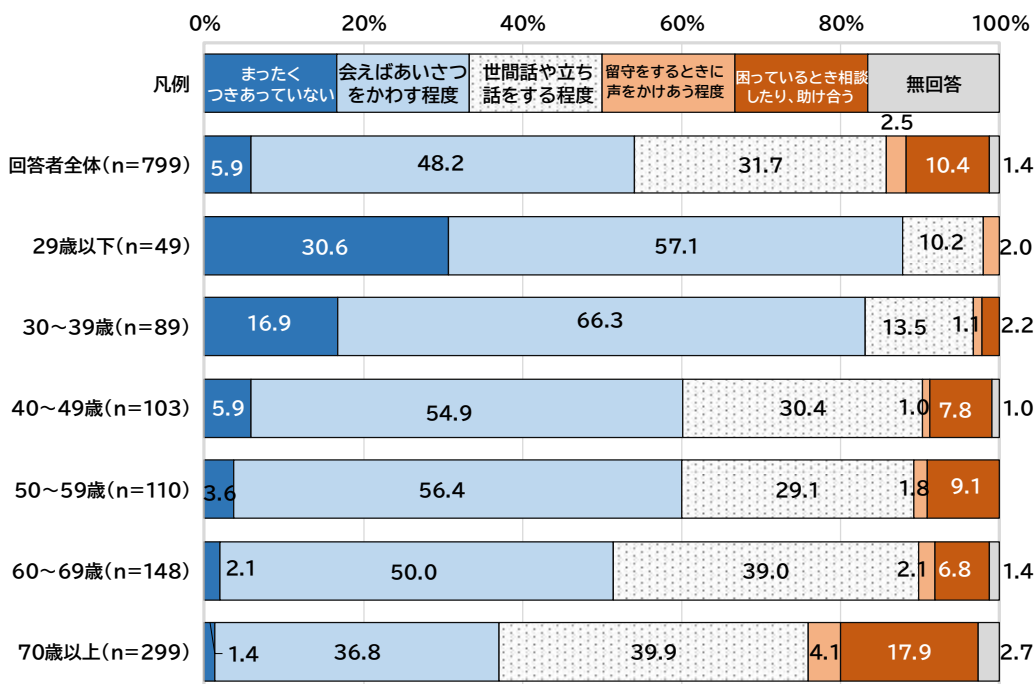


出典：令和4（2022）年度市民アンケート

年代別に近所の人とのつきあいの程度をみると、29歳以下では「まったくつきあっていない」「会えばあいさつをかわす程度」の割合が高くなっており、特に近所とのつきあいが希薄になっています。

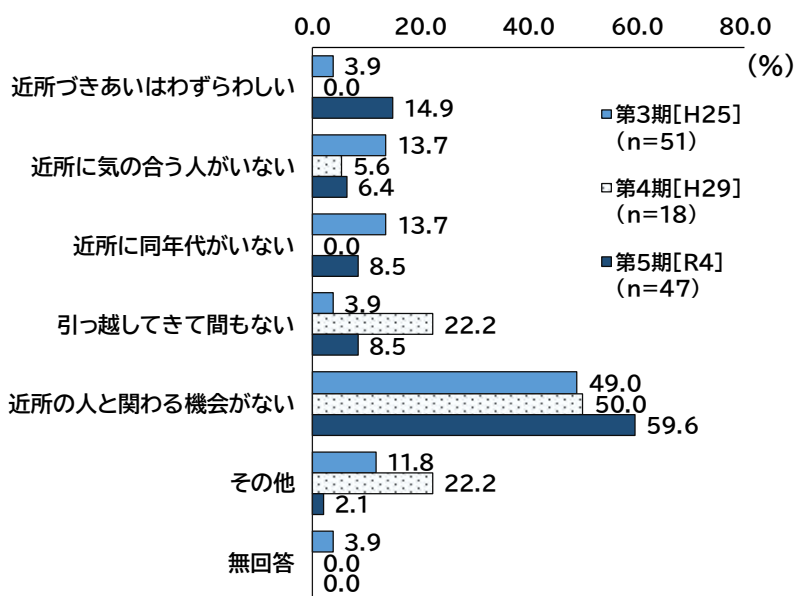
経年比較で「まったくつきあっていない」理由をみると、「近所の人と関わる機会がない」が59.6%と最も高くとなっています。第3期、第4期調査時と比較して、その割合は増加しています。「近所づきあいはわずらわしい」も上昇しています。

図表 13 【年代別】ふだんの近所の人とのつきあいの程度



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

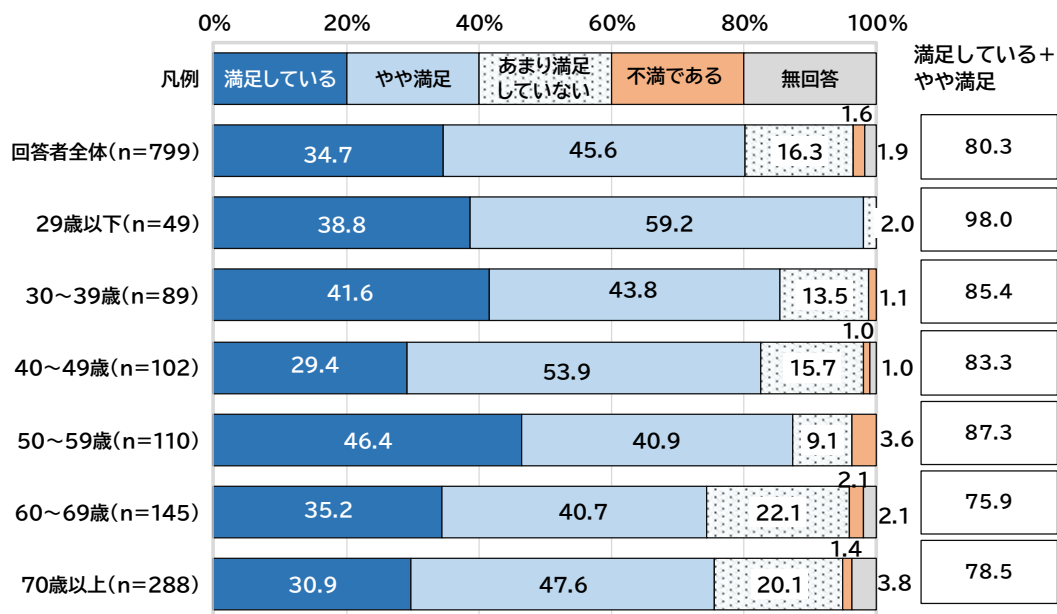
図表 14 【経年比較】「まったくつきあっていない」と回答した者のそう思う理由



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

隣近所との関わりの満足度をみると、近所づきあいが少ない 29 歳以下や 30 代では、「満足している」「やや満足している」を合わせた割合が他の世代と同水準であり、現状に不満を感じている人は少ないといえます。

図表 15 隣近所との関わりの満足度

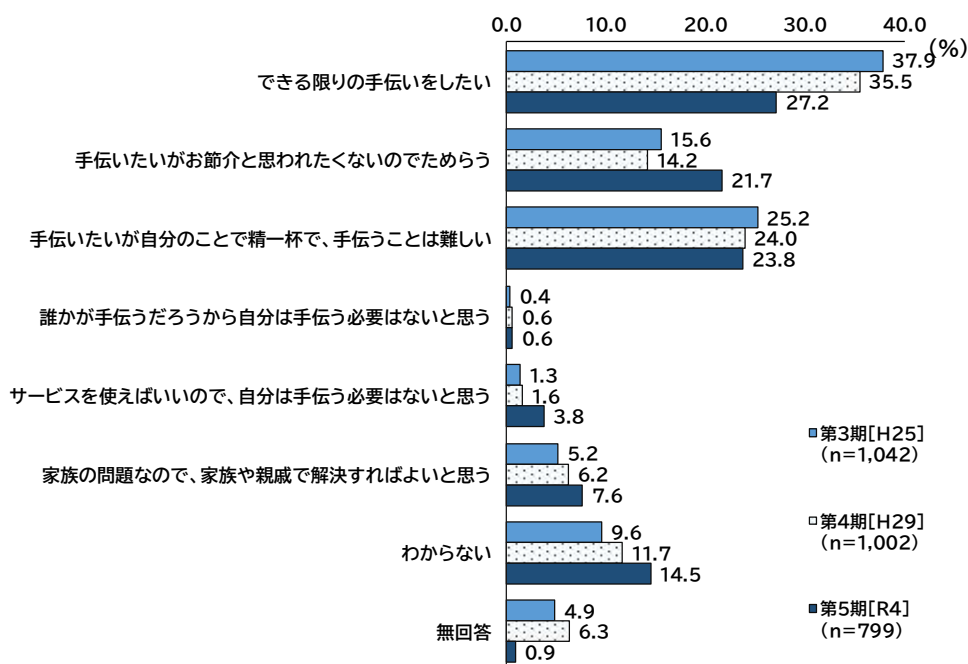


出典：令和4（2022）年度市民アンケート

2 支援が必要な人へのサポートに対する協力意向

経年でみると「できる限りの手伝いをしたい」は低下しており、27.2%となっています。

図表 16 【経年比較】ご近所で困っている世帯があった際のサポートに対する考え方



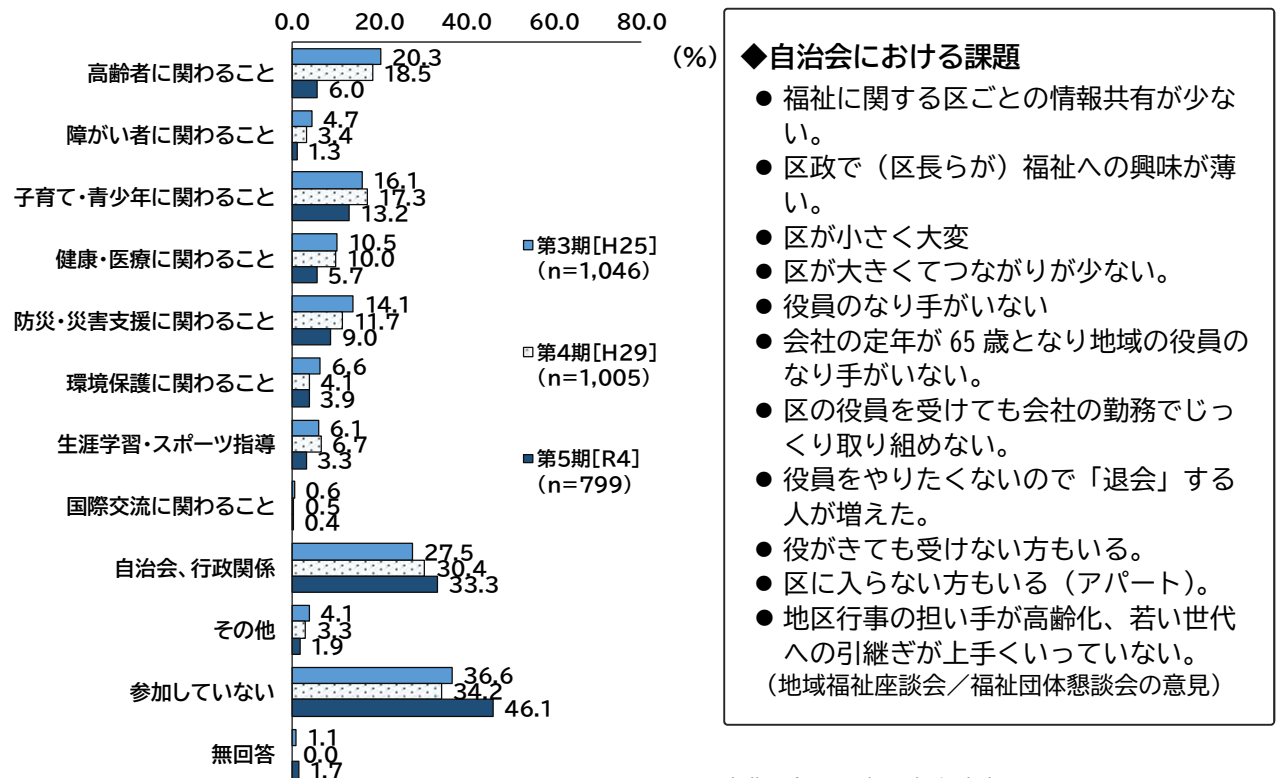
出典：令和4（2022）年度市民アンケート

3 地域活動の状況と意向

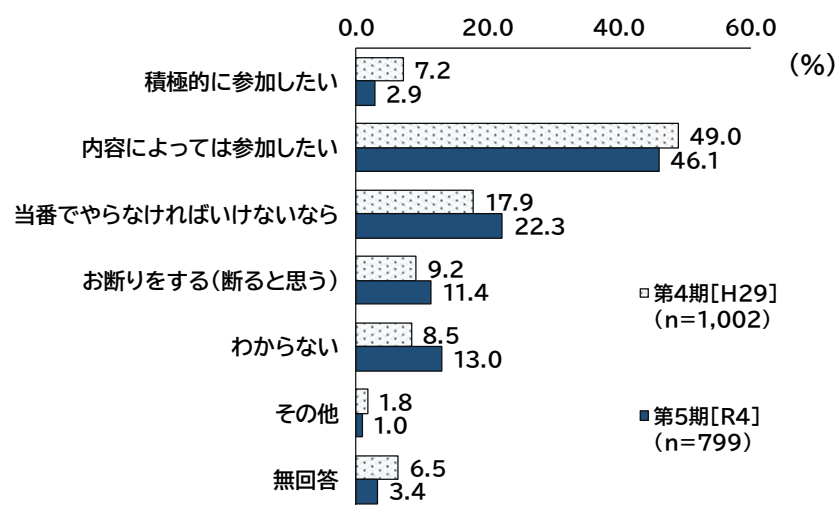
現在の地域活動の実施状況を見ると、「参加していない」の割合が高くなっています。参加していない理由としては「仕事や家事、介護などが忙しくて余裕がない」「いつ、どこで活動しているかわからない」の割合が高くなっています。

今後の地域活動への意向をみると、「内容によっては参加したい」が46.1%を占め、「お断りをする」よりも割合が高くなっています。なんらかのきっかけがあれば、地域活動に参加する可能性があるといえます。

図表 17 【経年比較】現在の地域活動の実施状況【複数回答】



図表 18 【経年比較】今後の地域活動の参加意向

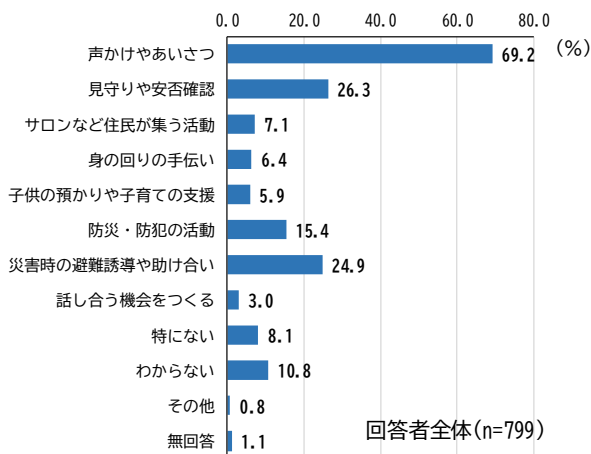


4 住み慣れた地域で暮らすためにできる活動や有償在宅福祉サービスの活動状況

住み慣れた地域で安心して暮らすためにできる活動としては、「声かけやあいさつ」の割合が高く、次いで「見守りや安否確認」「災害時の避難誘導や助け合い」が高くなっています。

有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」*では、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯等における家の掃除・片付け、高齢者の病院受診時の付添支援、子育て中の親、障がいのある人の家事支援等を実施しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動休止等もあり、活動時間は制限されたものの、サポーター数、利用者数ともに微増傾向であり、定着している事業となっています。

図表 19 住み慣れた地域で安心して暮らすためにできる活動【複数回答】



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

図表 20 有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」*の活動状況

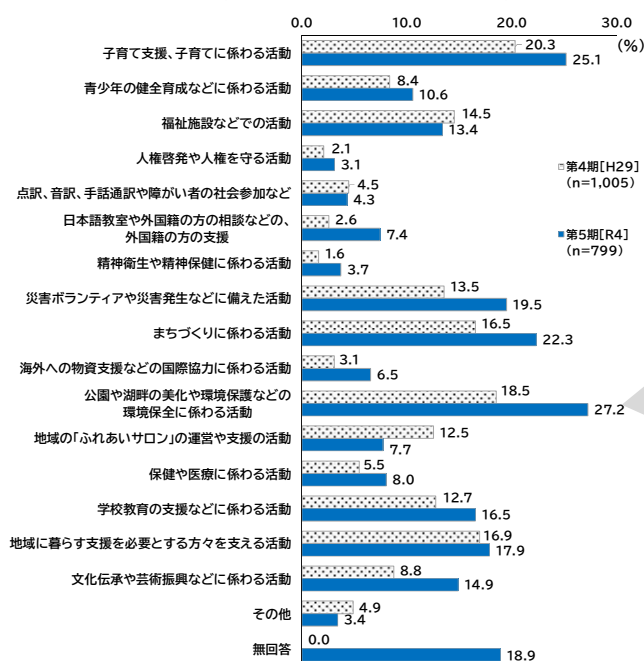
年度	登録サポーター数	利用者数	活動時間
令和4	20名	25名	205.25時間
令和3	14名	19名	415.75時間
令和2	18名	16名	210.25時間
令和元	18名	19名	294.25時間
平成30	14名	13名	293.25時間
平成29	15名	18名	240.25時間

出典：諏訪市社会福祉協議会

5 ボランティア活動の意向

現在参加している、または参加してみたいボランティア活動は「公園や湖畔の美化や環境保護などの環境保全に係わる活動」や「子育て支援、子育てに係わる活動」の割合が高くなっています。

図表 21 【経年比較】現在参加している、または参加してみたいボランティア活動【複数回答】



第4期調査時と比較して「公園や湖畔の美化や環境保護などの環境保全に係わる活動」の割合が最も上昇(8.7ポイント)しており、関心が高まっているといえます。

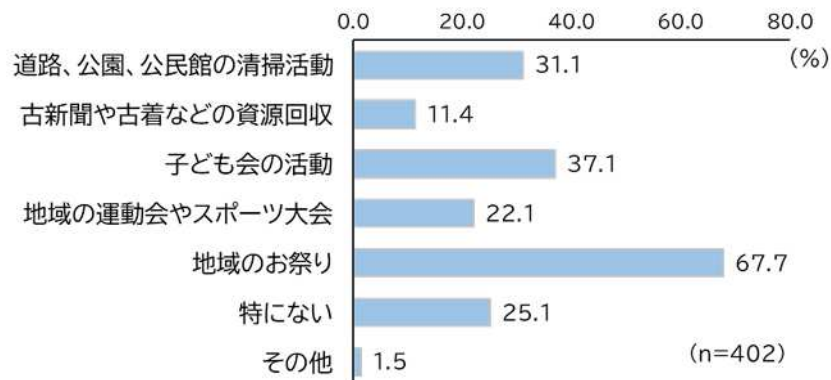
出典：令和4（2022）年度市民アンケート

6 中学生の地域活動への参加状況や意向

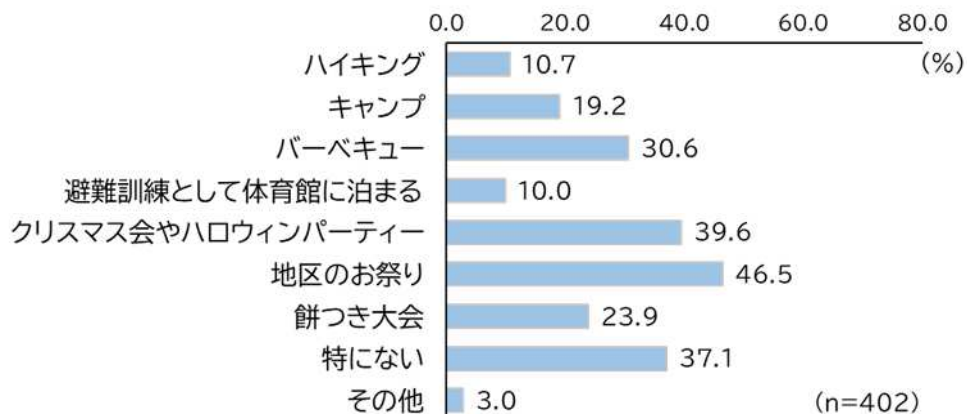
中学生の地域（学校の授業や行事以外）での活動状況を見ると、「地域のお祭り」は 67.7%と高くなっており、次いで「子ども会の活動」となっています。地区活動への参加意向をみると、「地区のお祭り」への意向が高くなっています。

ボランティアへの参加意向をみると、「お年寄りの家の周りの雪かき」が 61.2%と高く、次いで「小さい子の面倒を見る」となっています。意欲のある活動に参加を促していくことが重要といえます。

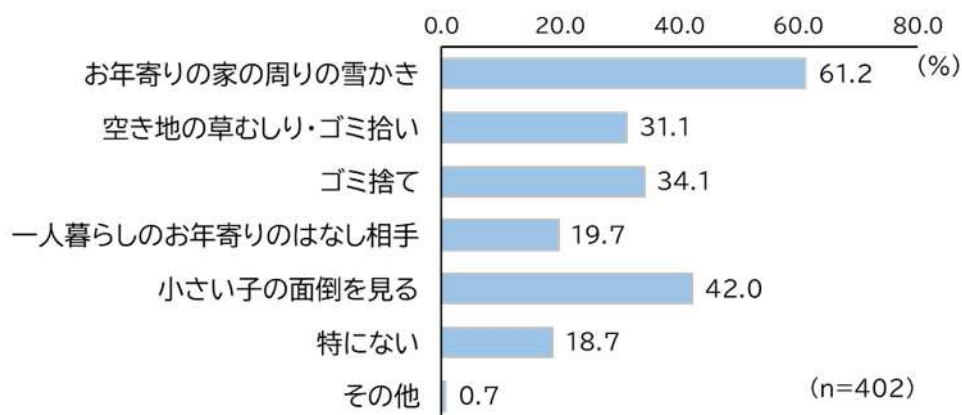
図表 22 中学生：地域（学校の授業や行事以外）での活動状況【複数回答】



図表 23 中学生：地区活動への参加意向【複数回答】



図表 24 中学生：ボランティアへの参加意向【複数回答】



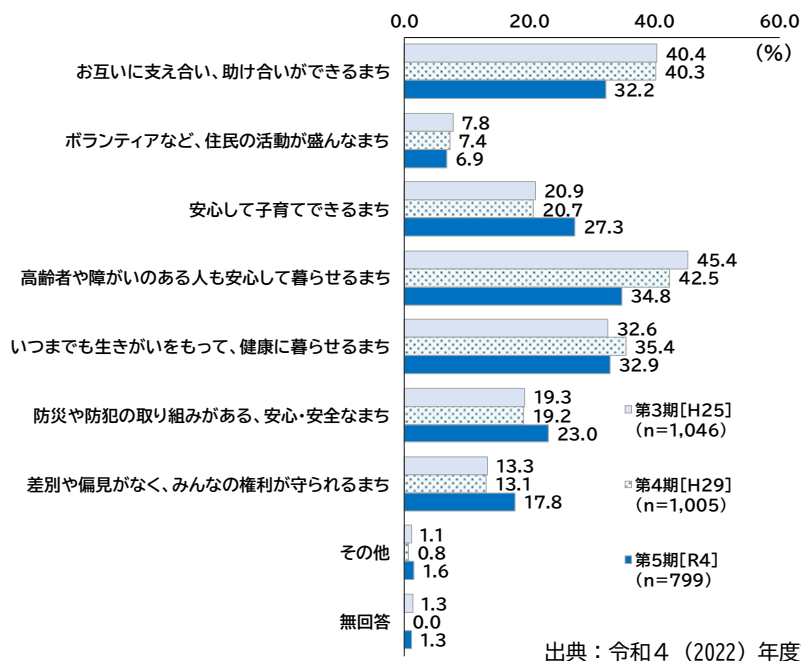
出典：令和4（2022）年度 中学生アンケート

第4節 地域福祉の推進に向けて重視すべき取り組み

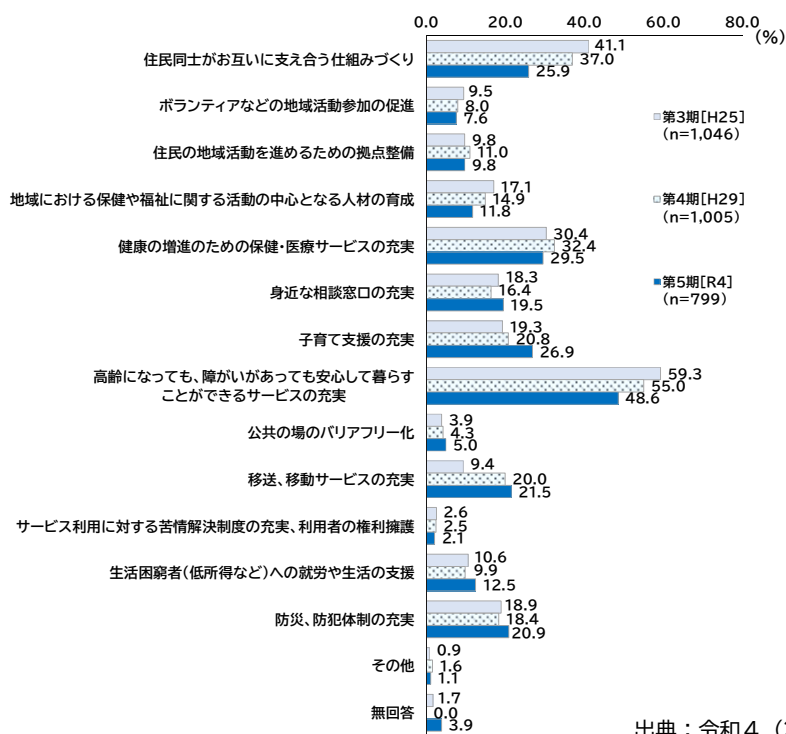
1 本市が力を入れるべき取り組み

本市をどんな福祉のまちにしたいかという設問に対しては、「高齢者や障がいのある人も安心して暮らせるまち」「いつまでも生きがいをもって、健康に暮らせるまち」「お互いに支え合い、助け合いができるまち」の割合が高くなっています。地域福祉を進める上で、重点的に取り組む必要があることは「高齢になっても、障がいがあっても安心して暮らすことができるサービスの充実」が最も高く、次いで「健康の増進のための保健・医療サービスの充実」となっています。

図表 25 【経年比較】諏訪市をどんな「福祉のまち」にしたいか【2つまで選択】



図表 26 【経年比較】地域福祉を進める上で、重点的に取り組む必要があること【3つまで選択】



第5節 本市の地域福祉の現状・課題のまとめ

各種調査結果を踏まえ、本市の地域福祉の現状・課題を整理します。

1 人口減少・高齢化・担い手の減少

総人口は今後もさらに減少が進むことが予想されます。しかし、高齢化率は上昇が予想され、様々な活動を支える担い手の減少が深刻化していく可能性があります。

2 困難を抱える市民の状況

◆高齢者の状況

高齢化・核家族化が進む中で、高齢者の夫婦のみの世帯や高齢単身世帯が増加し続けており、今後さらに増加し続ける見込みです。

日常的な見守り・ちょっとしたお手伝い（ゴミ出し、雪かき）、移動手段の確保等の地域で暮らし続けるサポートの重要性がより一層高まると考えられます。

◆障がい者の状況

近年、公的福祉制度の対象範囲が拡大し、支援の対象者が増加しています。

障がいに対する理解を進め、社会参加の障壁を取り除いていくことで、障がいの有無にかかわらず地域で自分らしく生活できることが求められます。

◆子育て家庭の状況

核家族化、共働き世帯の増加、ご近所同士のつながりや支え合いの希薄化等により、子ども・子育て家庭の不安や孤立感が高まっています。また、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化しており、本市においても相談件数が増えています。子ども・子育て家庭が孤立しないよう、地域におけるつながりづくりを大切にするとともに、子どもの居場所づくり等が求められています。

◆経済困窮の状況

本市の生活保護受給世帯は、高止まり傾向です。国の子どもの貧困率は11.5%で、9人に1人の子どもが相対的貧困*の状態にあります。

経済的困窮等に起因した様々な困難を減らしていくため、適切な支援を行っていくことが求められます。

◆困難の複合化・孤立・潜在化

上記のような課題が重なり、さらに困難な状況に陥ってしまうケースが増えています。

また、家族・親族によるケアができず、孤立したまま困難を抱えるケースもあります。加えて、様々な困難を抱えながらも、知らない、困っていることが言えない等により、必要な支援を受ける選択肢を持っておらず、孤立するケースも見受けられます。

困難を抱えた人に早期に気づき、適切な支援につなげることが重要です。

3 様々な困難を支援する公的福祉制度の課題

高齢者・障がい者・子育て等、対象者別の公的福祉サービスは拡充されてきました。

一方、現行の体制では、制度の狭間のため対象から外れてしまう人、課題が複合する人、自ら相談に来られない人に対して、従来の対象別公的福祉制度では対応がうまくできない場合があります（例：ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護*、ひきこもり、8050問題*、虐待、ごみ屋敷問題等）。

生活課題が複雑化・多様化する中、公的福祉制度だけでは支援が行き届かず、どうしてもこぼれ落ちてしまうケースが生じる可能性があります。分野ごとの「縦割り」からの脱却、分野横断的な連携した支援等、公的福祉制度・サービスの提供方法の改革が必要となっています。

4 地域福祉の状況・課題

◆隣組

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、ご近所同士のつながりや支え合いは希薄化していると考えられます。特に若い世代で、ご近所づきあいの希薄化は顕著ですが、課題と感じている人は少ない状況です。

隣近所の誰かが困った時にお互いに声をかけ合い、助け合う関係づくりの大切さを共有していくことが求められます。

◆区・自治会

本市には区や地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）、民生児童委員・見守り協力員等、公的福祉を補完し、地域活動や見守り、つながりづくりを担っている様々な主体がいます。

近年、高齢化や定年延長による担い手の減少等もあり、役員等のなり手不足が生じています。

◆支え合い活動・有償在宅福祉サービス*等

アンケート等では、地域活動への参加や困りごとがある世帯等への支援意向は、低下傾向です。しかし、内容によっては参加したいという傾向もみられます。また有償福祉サービスも微増傾向であり、定着しつつあります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の中断・低下等もある中、市民による支え合い活動の維持・回復に向けた支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

この QR コードをスマートフォン等で読み取っていただくことで、このページを音声にてご案内をお聞きいただくことができます。



第1節 基本理念・基本目標

この計画は、社会福祉法をはじめとした関係法令、長野県の地域福祉支援計画を踏まえ、第六次諏訪市総合計画の将来像として掲げる「魅力の架け橋 高原湖畔都市 ～ シゼンとヒトがつながる、すわ。～」の実現に向けた取組みを進めていく上で指針となる基本的な考え方について次のように定めます。

1 基本理念

～ 個人と社会のウェル・ビーイング*の実現 ～
快適な環境の中で、ともに認め合い、
つながり、みんなで助け合い支え合うまち

基本理念に込めた想い

◆個人と社会のウェル・ビーイング*の実現 とは

市民一人ひとりが、福祉サービスの利用のみならず、暮らしにおいても個人の尊厳が大切にされ、自己決定・自己実現ができる身体的・精神的・社会的に良い状態を目指します。

加えて、一人ひとりが主体的に考え、ともに地域の福祉課題の解決を進めることで地域全体のより良い状態の実現を目指します。

※ウェル・ビーイング* (Well being) :

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

◆快適な環境の中で、ともに認め合い、つながり、みんなで助け合い支え合うまち とは

快適な環境の中で

諏訪市の恵まれた環境の保全を図りながら、自然と調和して、市民が健康で幸福な暮らしができるように施策の充実を図ります。

ともに認め合い、つながり

高齢者や障がい者、子ども、外国人、男女等、お互いの人権を尊重し、地域の中で誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。さらに、地域での顔の見える関係づくり、つながりづくりを大切にしていきます。また、市民の福祉に対する関心・意識を高める機会や学びの場をつくり、市民自らが地域福祉の推進に関わることで、福祉を軸としたまちづくりに取り組みます。

みんなで助け合い支え合うまち

困難を抱える市民の課題は、複雑化・多様化してきており、行政のサービスの高度化のみでは十分な対応が難しくなっています。市民の皆さんができること、NPO、社会福祉団体等ができることを含めて、様々な主体が力を合わせ、共助によるまちづくりを進めていきます。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、次の目標の実現に向けて、施策を体系化し展開します。

基本目標1：【地域づくり】つながり、支え合い、困りごとに寄り添える地域をつくる

- グローバル化が進む中、生活スタイルや価値観の多様化が進んでいます。性別・年齢・国籍・価値観の違い、障がいの有無等にかかわらず、お互いを尊重し、違いを認め合い、力を発揮できる地域づくりを推進します。また、住民同士のつながりづくりに向けた様々な交流の場や、地域の福祉課題を共有したり、学習したりする場を支援することで地域の福祉課題を我が事として捉える人を増やしていきます。
- ボランティア活動・市民活動を促進するとともに、地区、区・自治会等の支え合い活動や地域活動を支援します。
- 市民や企業等が、困りごとに気づき、必要な支援につなげていけるよう、見守り活動の支援、情報共有の仕組みづくりを推進します。

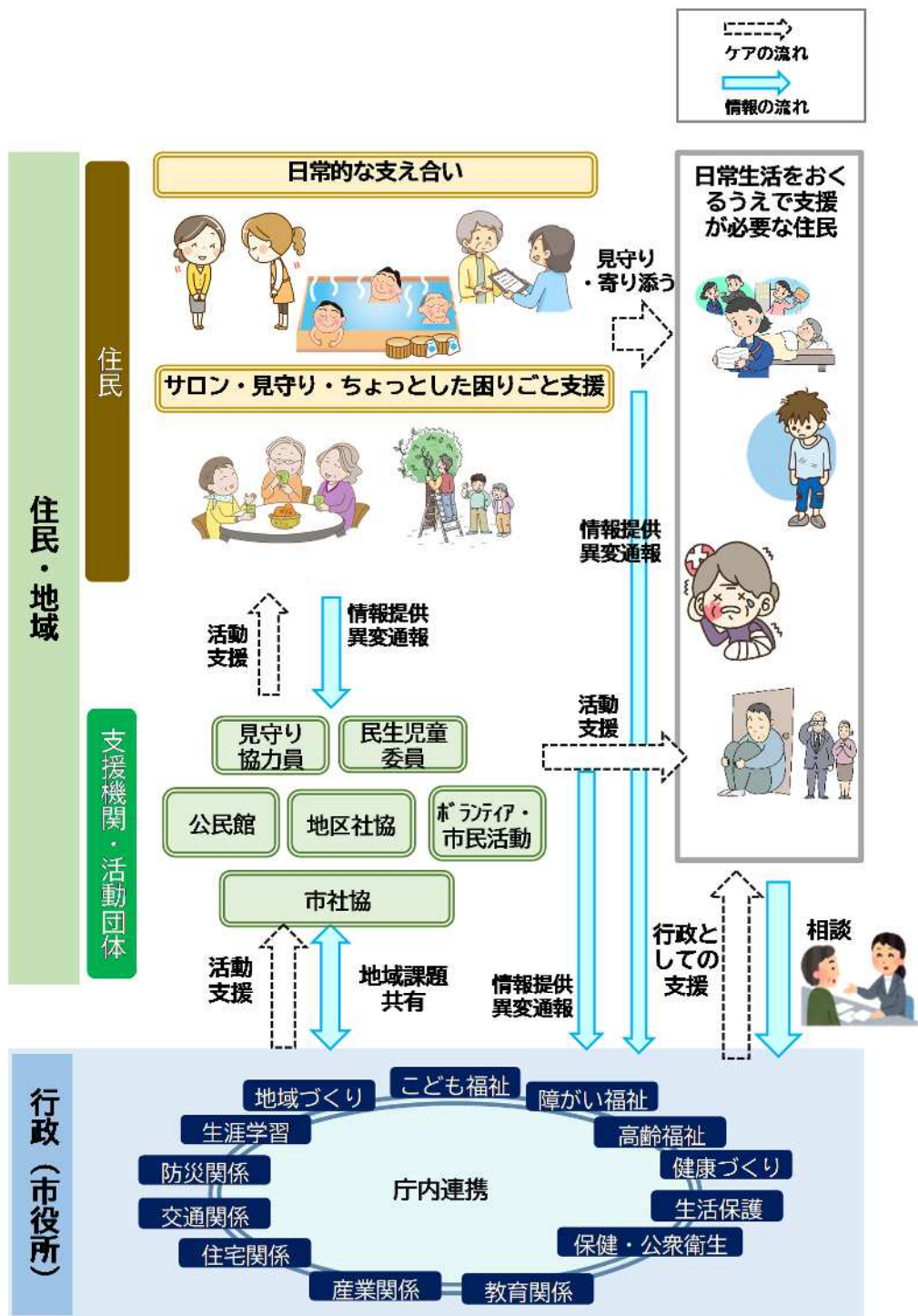
基本目標2：【体制づくり】複合的で困難な課題を抱えている人を必要な支援につなげる

- 市役所内外の関係者が連携し、あらゆる相談を受け止める体制をつくります。また、まわりの人や利用者の異変に気づいた市民や企業等の連絡を受け止める情報経路の構築に努めます。
- 複雑化・複合化した課題にも対応できるよう、市役所内の関係部門・市社協等の連携による包括的な支援体制を構築します。

基本目標3：【基盤づくり】いざという時に頼れる制度やサービスがある

- 困った時に福祉や介護の制度やサービスを円滑に利用できるよう、支援制度の周知、円滑な提供に努めます。
- 自殺や虐待等のいのちや尊厳にかかわる問題やひきこもり、災害時の対応についても、民生児童委員等の協力者や専門機関との連携により、対応力を高めていきます。
- また権利擁護を推進するとともに、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりを推進します。

図表 27 地域での支え合い・課題解決力の強化と相談支援体制のイメージ



3 施策体系

施策体系は以下のとおりです。「施策3-3：権利擁護を推進する（諏訪市成年後見制度*利用促進基本計画）」は第5章、「施策3-4：再犯防止を推進する（諏訪市再犯防止推進計画）」は第6章に示します。

基本目標		施策
1	【地域づくり】 つながり、支え合い、困りごとに寄り添える地域をつくる	1-1：地域福祉・共生の学び・交流の場をつくる
		1-2：多様な主体による地域福祉活動を推進する
		1-3：困りごとに気づき、寄り添い、つなげる
2	【体制づくり】 複合的で困難な課題を抱えている人を必要な支援につなげる	2-1：あらゆる相談を受け止める体制をつくる
		2-2：部門を超えたチームで見守り、つなげる
3	【基盤づくり】 いざという時に頼れる制度やサービスがある	3-1：安心・安全な暮らしを守る
		3-2：在宅を支える福祉サービスを適切に運営する
		3-3：権利擁護を推進する （諏訪市成年後見制度*利用促進基本計画） ※第5章に掲載
		3-4：再犯防止を推進する （諏訪市再犯防止推進計画） ※第6章に掲載

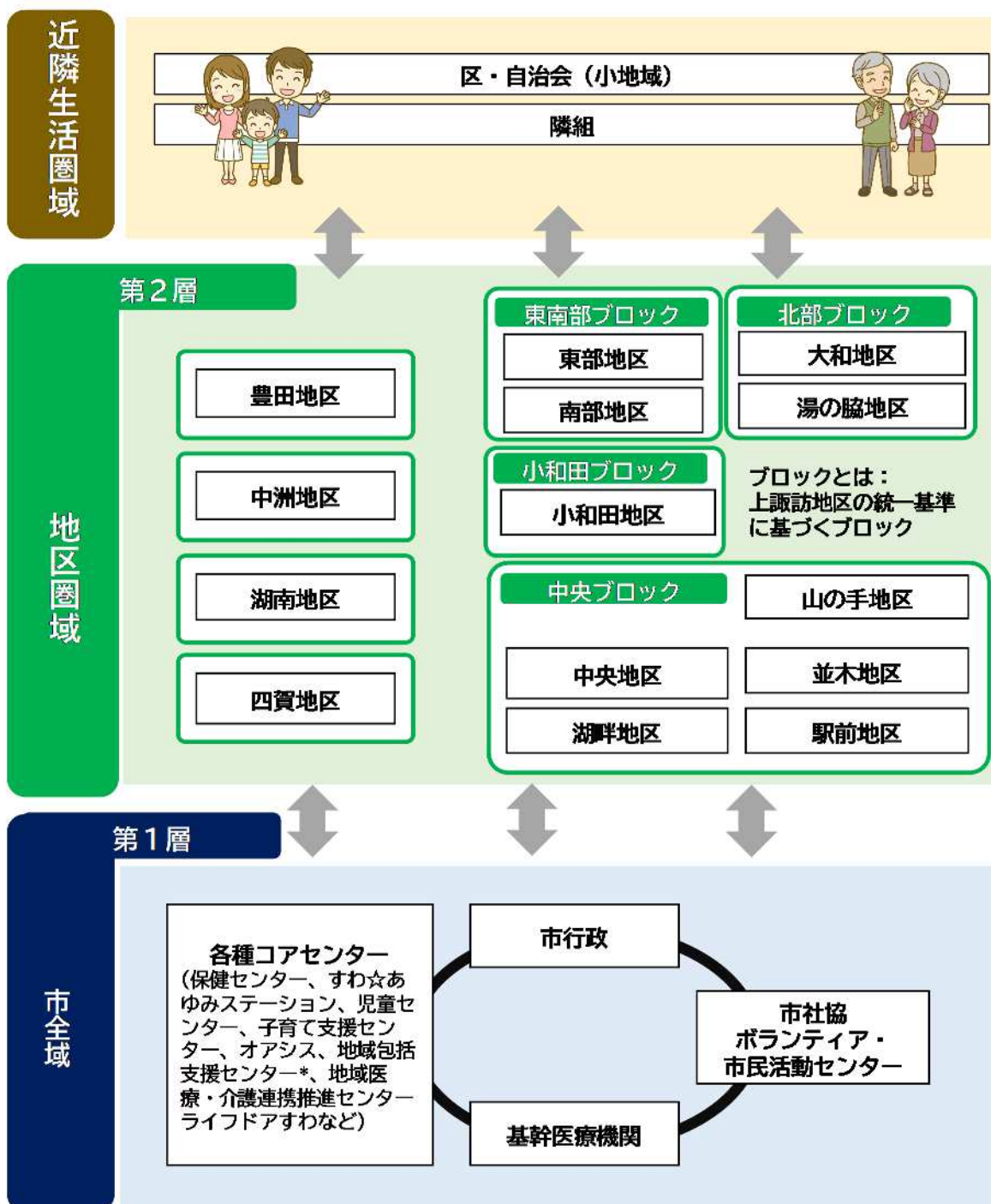
第2節 地域福祉推進圏域と各圏域の役割

1 圏域の考え方

重層的に各圏域を捉えて、それぞれの役割を明確に設定することによって、地域福祉の推進を目指します。本市では、区・自治会（小地域）、隣組等を「近隣生活圏域」とし、「地区圏域」を第2層、「市全域」を第1層とします。

なお、第2層の地区圏域には、地区社協がある地区とない地区があります。また上諏訪地区については、統一基準に基づくブロックがあり、ブロック単位でも示しています。

図表 28 近隣生活圏域、第1層と第2層の地域圏とネットワーク



2 各圏域の役割

第2層の組織およびこれらの団体が連携して地域福祉活動を進めるとともに、相談やサービスの提供ができる機能の充実を目指します。

また、中央機能（市全域：第1層）とも連携がとれるようなシステムづくりを行います。

図表 29 主な関係機関・団体の機能とサービスの例

地 域		主な関係機関・団体の機能とサービスの例
近隣生活圏域	区・自治会 (小地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域の支え合い活動を推進する。 ● 民生児童委員の活動の実施。 ● ボランティア活動・市民活動の実施。 等
第2層 地区圏域	ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・防災を中心とした地区間の連携。 ● 各種組織単位の整理・調整についての検討。 ● 地区民生児童委員協議会の実施。
	地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協： 小地域での市民の福祉活動を支援するための取組みと、地区内の福祉活動を推進する。 ● ボランティア・市民活動の実施。 等
第1層 諏訪市全域		<p><中央機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政：福祉部門、保健部門、教育部門及び生活関連部局、県の機関。 ● 基幹医療機関：医療・保健に関する中央機能を果たす。 ● 市社協： 地区社協との連絡調整と小地域の支え合いの活動の推進等、地域福祉推進の中央機能を果たす。 ● ボランティア・市民活動センター： ボランティア・市民活動の中間支援機能を果たす。 ● 各種コアセンター： 保健センター、諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」、こども家庭センター「すわ☆あゆみステーション*」、地域医療・介護連携推進センター ライフドアすわ*等、各分野における中央機能を果たす。 <p>個人情報保護の観点から行政が中心になって、総合的なサービス調整と管理責任を持つ。</p>

第4章 施策の展開

基本目標1【地域づくり】

つながり、支え合い、困りごとに寄り添える地域をつくる

1-1：地域福祉・共生の学び・交流の場をつくる

■ 目指す姿

お互いを尊重し、認め合い、誰も孤立させることなく、様々なつながりのある地域を目指します。

■ 現状と課題

- 地域の支え合いを進めていくためには、「ちがひ」＝「多様性」を認め、尊重し合い、他者を思いやる心をはぐくむことが大切です。
- 市民アンケートでは、孤独を感じている割合は、32.9%となっています。地域における様々なつながりづくり、気軽に交流できる場づくりを促進します。
- 市民アンケートでは、地域活動への参加や困りごとがある世帯等への支援意向がある人は一定数見られました。情報発信や講座を通して、行動につなげるためのきっかけづくりが必要です。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- 市が実施する様々な講座を通して、地域福祉や地域づくりへの関心を高め、担い手の確保・育成に取り組めます。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- 福祉教育を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代の福祉意識を高めます。
- 市民が活動の意義を感じ、自発的な活動につながるよう、学び、考える場をつくりまします。
- 地域における多世代・同世代の交流の場の立ち上げや継続の支援を行います。

■ 活動指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
市民満足度調査－基本施策－地域福祉の満足度	2.96	3.17
ぴっぴ講座（市社協出前講座）の実施数	12回	26回
児童・生徒の福祉教育の実施数	52回	76回

※市民満足度調査は、第六次総合計画後期基本計画の基本方針に基づき、今後の市政運営に反映させるために実施している調査である。活動指標として用いている満足度は「非常に満足」を5、「満足」を4、「どちらでもない」を3、「やや不満」を2、「非常に不満」を1とし平均点を算出している。

主な取組み 1 互いを認め合い・支え合う地域づくりに向けた情報発信

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><こころのバリアフリーの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 性別・年齢・国籍・LGBTQ+*・障がいの有無等の多様な個性を認め合えるよう、啓発活動を推進します。 	◎福祉介護課 ・地域戦略・男女共同参画課 ・市社協
<p><地域福祉に関する情報の発信></p> <ul style="list-style-type: none"> 市広報、社協だより、ボランティア情報紙（花の輪）、ホームページ、SNS*、公式YouTubeチャンネルにより情報発信、ボランティア・市民活動団体の紹介等を行い、地域福祉の大切さを広報します。特に多くの人に発信できるSNS*、公式YouTubeチャンネルの活用を強化し、幅広い層の関心を高めます。 サロン等の活動や地域における様々な活動を集約し、発信するとともに、サロン参加希望者に対して適切に活動内容を紹介します。 	◎市社協 ・福祉介護課

主な取組み 2 交流の場の創出・活性化

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><多世代間の交流の場の創出支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 多世代の交流の場や機会の創出及び、参加促進を図ります。 サロンや福祉活動の実践者との情報交換や活動事例の共有の場をつくる等、活動を支援します。 共同浴場等、地域にある様々な交流の場の周知を行い、交流の活発化を促進します。 	◎市社協 ・生活相談課 ・福祉介護課
<p><当事者・支援者の交流の場の創出支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者・経験者・支援者等が集い、考えていることや悩みを共有できる場の立ち上げや継続支援を行います。 在宅で家族介護をされている人を対象に、介護者同士が交流し、心身のリフレッシュができる場を設けるとともに、介護技術の情報提供を行う介護教室を開催します。 	◎福祉介護課 ・生活相談課 ・市社協
<p><総合福祉センターの利活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の拠点である「総合福祉センター 湯小路いきいき元気館」の適切な運営管理を行い、利用者の増加を目指します。 開館から約20年が経過し老朽化が見られるため、計画的に修繕を行います。 	◎福祉介護課 ・こども家庭課 ・市社協

主な取組み3 福祉・地域活動の活発化に向けた学びや検討の場の充実

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><福祉教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を理解し、活動を促進する講座等を開催します。 ・福祉を学ぶ人々の現場実習の受入と育成に向けた協力を行います。 ・市内の小・中・高等学校、専門学校において福祉の関心を高めることを目的に児童・生徒や学生を対象に福祉活動の啓発や福祉体験を支援します。 	<p>◎市社協</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉介護課 ・生活相談課 ・教育総務課
<p><仲間づくりに向けた様々な講座の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公民館等において各種講座を実施し、仲間づくりを促進します。学んだ知識を地域や生活の中でどのように継続し、活かしていくかという視点からの事業展開を行います。 ・公民館分館地区館活動に対する支援を行うことで、地域において学べる仕組みづくりに取り組みます。 	<p>◎生涯学習課</p>
<p><出前講座（ぴっぴ講座）の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民グループが開催する講座等に、講師として市社協職員、専門家等を派遣し、専門的知識・技能を生かした講座や実習を実施することにより、市民の福祉への理解を深めます。 	<p>◎市社協</p>
<p><地域の福祉課題共有の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に第1層協議体の会議を開催し、地域課題の共有、協議を通じて社会資源の発掘やサービスの創出につなげていきます。 ・「地域ケア会議*」「障がい福祉自立支援協議会」や困難事例の検討会等を通して、地域課題の発見・解決策の検討を行います。 	<p>◎福祉介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談課 ・市社協

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみませんか？

- ご近所さんとあいさつしたり、お話ししたり、顔見知りの人を増やそう。
- 福祉等の講座や研修に参加し、知識を増やそう。
- 学んだことを話題にして、まわりの人に広めてみよう。
- 地域の公民館活動や様々な集まりに参加してみよう。

1-2：多様な主体による地域福祉活動を推進する

■ 目指す姿

多くの市民が地域の福祉課題を我が事として捉え、支え合い活動や地域活動が活発に行われている地域を目指します。

■ 現状と課題

- 市民アンケートではボランティア活動に「すでに参加している」人の割合は13.9%、「参加してみたい」人の割合は35.9%であり、約3割が関心を示しており、参加に向けたきっかけづくりが必要です。また、困りごとがある人とサポートできる人をつなぐとともに、継続する仕組みづくりも重要です。
- 地域福祉活動の推進の要は、第2層の「地区圏域」です。地区ごとに高齢化率や推進組織の状況等が異なる中、実情にあった活動ができるよう支援が必要です。加えて、近隣生活圏域における区・自治会（小地域）や隣組における支え合い活動やサロン活動等の促進も重要です。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- ボランティア活動・市民活動や地区、区・自治会等の活動の活発化に向け、支援を行う市社協の活動を支援します。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- ボランティア・市民活動センターの運営を通じて活動の活性化に向けた支援を行い、コロナ禍で中断・停滞した活動の回復を支援します。
- 福祉団体や地区社協、地域づくり活動団体等のそれぞれの実情を踏まえ、寄り添った支援を行います。

■ 活動指標

指標	現状値（R4）	目標値（R10）
ボランティア登録者数	177団体・22人	200団体・30人
認知症サポーター*養成人数	4,117人	5,917人
有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」*		
・活動時間	205.25時間	300時間
・サポーター登録者人数	20人	30人
ふれあいサロン数	80団体	80団体

主な取組み 1 ボランティア・市民活動・福祉団体等の活動の促進

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><ボランティア・市民活動センターの機能強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動センターでは、①活動者支援 ②きっかけづくり ③情報発信 ④相談を重点に置き、ボランティア・市民活動の発展と活動者のすそ野を広げる取組みを進めていきます。コロナ禍により地域活動やボランティア活動は中断・停滞しており、活動の回復に向けた支援を行います。 ・災害ボランティアセンター*の立ち上げ・運営に備え、マニュアルの定期的な見直しや立ち上げ運営訓練等を行います。 	◎市社協
<p><活動の実施に向けた研修・セミナーの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動者の人材育成を進めるとともに、地域の活動や組織をまとめ、牽引できるリーダー育成を進めます。 ・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、認知症の人等を支えるサポーターを育成します。 	◎市社協 ・福祉介護課 ・生活相談課 ・こども家庭課
<p><福祉団体等の活動支援・連携促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を担う福祉団体の活動や地域活動組織の育成・支援を行います。 ・市内の各種福祉機関・福祉団体またはボランティア団体等との連携を図り、地域からの相談に対して、相互に協力し解決に向けて活動を進めます。 	◎市社協 ・福祉介護課
<p><有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」*の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の困り事を住民同士の支え合いで支援する有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」*のサポーターと利用者のマッチングを行い、活動を支援します。 	◎市社協
<p><生活支援サービスの創出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター*を中心に、地域の社会資源を整理し、地域における必要な生活支援サービスの創出を支援します。 	◎市社協

主な取組み2 支え合い活動の促進

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><「地区」を中心とした福祉コミュニティづくり・支え合い活動の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 地区での活動の推進に向け、福祉懇談会、サロン交流会、地区社協役員研修会等の機会を活用し、支え合い活動を基盤とした地域づくりの大切さについて伝えます。また、地区での講座・研修等の実施支援を行います。 地区の福祉活動の中核を担う「地区社協」の活動支援を行います。また、地区社協が未結成・休止エリアでは、住民懇談会の開催等、地域福祉を進めていくリーダーの育成・発見に努めます。 地区社協組織の持続性について検討を行っていきます。 	◎市社協
<p><区・自治会等（小地域）の支え合いの促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 区・自治会を中心とした小地域支え合い活動の推進に向け、情報提供や区・自治会の会議や活動支援、出前講座等を行います。 高齢者の交流や生きがいづくりの場（社会参加）であり、介護予防や健康増進にも資する「ふれあいサロン」の立ち上げ・運営等の支え合い活動を支援します。 	◎市社協 ・生活相談課

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみませんか？

- ボランティア・市民活動、日常生活の困り事を支援する活動に参加してみよう。
- 地区での福祉活動や区・自治会の活動に参加してみよう。
- 地域づくりにつながる研修や講座を自分たちで企画してみよう。

1-3：困りごとに気づき、寄り添い、つなげる

■ 目指す姿

支援が必要な人に、早期に気づき、必要な支援につなげていける地域を目指します。

■ 現状と課題

- 支援が必要な人の中には、困っていることが言えなかったり、支援を受ける選択肢を持っていなかったりと、孤立してしまうケースもあります。周囲が早期に気づき、声をかけ、必要な支援につなぐことで、課題が深刻化する前に対応できる可能性が高まります。
- 身近な方々やご近所同士で、支え合い・寄り添い、ちょっとした困りごとを解決していける地域となることで安心感がうまれます。顔見知りの関係をつくっていくことの大切さを伝えていくことも必要です。
- 企業・団体等とも連携し、日常業務の中で、利用者の困りごとや異変に気づき、必要な支援につなげる等、様々な見守りネットワークを構築していくことが重要です。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- 企業等との連携やデジタル技術の活用により、見守りネットワークを強化します。
- 見守り活動の大切さを周知し、様々な方法による見守りを促進し、支援が必要な人に素早く気づける体制を構築します。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- ちょっとした困りごとを支え合い・寄り添い、地域で解決していくことの大切さを発信していきます。
- ボランティアや福祉活動等の実践者に、まわりの人の異変を感じた際に相談窓口につなぐことの大切さを周知します。

■ 活動指標

指標	現状値（R4）	目標値（R10）
企業との連携数	20社	50社

主な取組み 1 見守り活動の活発化

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><見守りネットワークの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対してちょっとした困りごとを支え合い・寄り添い、地域で解決していくことの大切さを発信します。また支援が必要な人は行政等の相談窓口につなぐことの重要性を周知します。 ・民間事業所等と連携し、高齢者や子ども・子育て家庭等、支援が必要な人に気を配り、異変があると思われる事案を発見した場合は、市につなぐ等、迅速な対応ができる体制をつくります。 ・食事の支度が困難な障がい者や高齢者に弁当の宅配とあわせて安否確認を行う、配食見守りサービスの充実を図ります。 	◎生活相談課 ・福祉介護課 ・こども家庭課
<p><民生児童委員・見守り協力員の活動支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守りや身近な相談役を担う「民生児童委員」に対して、対応困難な事例が生じた際のサポート体制の強化等を行い、活動しやすい環境づくりを行います。 ・市社協が配置している「見守り協力員（民生児童委員と協力し、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行う。）」の活動を支援します。 	◎福祉介護課 ・市社協

主な取組み 2 早期の課題把握に向けた仕組みの構築

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><福祉活動者・サロン実践者との情報共有の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンや福祉活動の実践者、地区社協等の関係者に対して、各活動の参加者に異変があった際に相談窓口につなぐことを依頼していきます。 	◎市社協 ・生活相談課
<p><複合化・複雑化した課題を有する人たちに気づくための情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区や地区社協、支援機関等に対して、ひきこもりや生活困窮者等、自ら困りごとを伝えられないが、支援を必要とする人への理解を深めるための情報発信及び、相談窓口につなぐことを引き続き依頼していきます。 	◎生活相談課 ・こども家庭課 ・教育委員会 ・市社協

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみませんか？

- ご近所に気がかりな方がいたら、気にかけてよう。
- 機会があれば、声をかけ、お話をしてみよう。
- ご近所に介護や福祉サービス等の支援が必要そうな方がいたら、相談窓口につなげよう。

基本目標2【体制づくり】

複合的で困難な課題を抱えている人を必要な支援につなげる

2-1：あらゆる相談を受け止める体制をつくる

■ 目指す姿

相談者の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止める体制の構築を目指します。

■ 現状と課題

- 地域社会を取り巻く環境の変化等により、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。相談窓口の支援力を高め、複雑化・複合化した課題や社会的孤立・孤独等、見えづらい課題に対応できる体制を強化していく必要があります。
- 市民アンケートでは、悩みや不安について相談できる人や機関がないという人が6.2%でした。一人で抱え込まないように、相談窓口を周知していくことが必要です。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- あらゆる相談を受け止めるため、相談への対応力の向上と体制整備を行います。
- 複合化・複雑化した課題がある世帯等には、あらゆる関係機関と連携し適切な支援を行います。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- 地域での活動、地域福祉活動を通して、困難を抱えている人に気づき、寄り添うとともに、必要な支援につなげます。

■ 活動指標

指標	現状値（R4）	目標値（R10）
市民満足度調査－基本施策－地域福祉の満足度	2.96	3.17
市民満足度調査－基本施策－社会保障制度の満足度	2.98	3.22

主な取組み 1 相談支援体制の構築

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><複合化、複雑化した課題に対応できる相談体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの相談窓口において、属性や相談内容にかかわらず、あらゆる相談を幅広く受け止め、相談内容に合った部門に確実につなぎ、誰一人取り残さない相談支援を行います。 ・複合的な課題等を有するケースに関しては、必要に応じ、生活相談課または「まいさぼ*諏訪市」にて支援状況を把握します。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活相談課：地域包括支援センター* 諏訪市生活就労支援センター「まいさぼ*諏訪市」 ➢ こども家庭課：こども家庭センター「すわ☆あゆみステーション*」 ➢ 福祉介護課：諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」 ➢ 健康推進課：すこやか子育て相談、こころの相談 ➢ 地域戦略・男女共同参画課：外国籍市民相談 ➢ 市社協：総合的な福祉相談事業「安心くらしの総合相談所」 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活相談課 ・福祉介護課 ・こども家庭課 ・健康推進課 ・地域戦略・男女共同参画課 ・市社協
<p><支援者の相談力の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討等を通して、支援者の相談力の向上を図ります。 ・専門的な知識を有する相談員の確保や人材の育成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活相談課 ・福祉介護課 ・こども家庭課 ・健康推進課 ・市社協

主な取組み 2 相談窓口の周知の強化

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><相談窓口の周知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口について、わかりやすい情報発信を強化し、相談しやすい環境づくりを進めます。 ・相談内容に沿った部門へ円滑につなげられるよう庁内の連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活相談課 ・福祉介護課 ・こども家庭課 ・健康推進課 ・市社協

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみませんか？

- 身近な場所にある相談窓口について知っておこう。
- 生活に困っている人は、自分ひとりで抱え込まず身近な人や相談窓口相談しよう。
- 身の回りで生活に困っている人等に気づいたら、相談窓口につなげよう。

2-2：部門を超えたチームで見守り、つなげる

■ 目指す姿

複雑な課題を有する当事者を支援し、社会・地域とのつながりをつくる中で、孤立することなく暮らしていける地域を目指します。

■ 現状と課題

- 一つの部門では対応が難しいケースについては、あらゆる関係機関による支援チームをつくり、役割分担や支援の方向性を定めて適切な支援を行います。
- 複合的な課題を抱えている人の中には、外出や周囲とのつながり・関わりを避けていたり、支援を拒む人もいます。このような場合は、定期的な訪問によって信頼関係を築き、少しずつ必要な支援につなげていきます。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- あらゆる関係機関・市社協と連携し、複合化・複雑化した課題を有する当事者に対して、適切な支援を行います。
- 社会的孤立の状態にある人等に対し、伴走型支援*を行う体制を整備します。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- 課題を抱える人に対し、地域資源等を活用した支援につなげます。
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを支援します。

■ 活動指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
市民満足度調査－基本施策－障がい者福祉の満足度	2.97	3.17
市民満足度調査－基本施策－社会保障制度の満足度	2.98	3.22
市民満足度調査－基本施策－子ども・子育ての満足度	2.87	3.18
市民満足度調査－基本施策－健康づくりの満足度	3.46	3.50

主な取組み1 見えづらい課題への対応力の強化

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><アウトリーチ*等を通じた継続的支援の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたりひきこもりの状態にある等、支援が必要でありながらも、自ら支援を求めることができない人や支援を受けることに拒否的な人、地域社会から孤立している人に対し、アウトリーチ*を行います。 	◎福祉介護課 ・生活相談課 ・こども家庭課 ・健康推進課 ・市社協

主な取組み2 複合化した事例への対応力の強化

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><多機関との協働した支援の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの部門では、対応が難しい複雑化・複合化ケースについて、あらゆる関係機関による支援チームをつくり、役割分担や支援策等の検討を行います。 	◎生活相談課 ・関係各課 ・市社協
<p><多機関の顔の見える関係づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯安心して暮らすことのできる地域づくりに向け、専門職や支援者等が“顔の見える信頼関係”を築き、相互に役割を理解し、多職種連携*によって切れ目のない支援を提供する仕組みづくりを進めます。 	◎生活相談課 ・福祉介護課 ・関係各課 ・市社協

主な取組み3 地域とのつながりの構築の促進

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><制度の挟間、複合化した課題を有する人の地域とのつながりづくりの促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいサロン」等を活用・拡充し、ひきこもり等社会とのかかわりが希薄な人、高齢者、子育て中の人、障がい者等、多世代間交流の場としていくための工夫・研究を進めます。 ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を周知し、活用を促すことで、複雑な課題を有する当事者と地域とのつながりを支援します。 	◎市社協 ・福祉介護課 ・生活相談課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？

- 困っている人がいたら、相談窓口につなげよう。
- 地域にある交流の場に参加してみよう。

基本目標3【基盤づくり】

いざという時に頼れる制度やサービスがある

3-1：安心・安全な暮らしを守る

■ 目指す姿

安心・安全な生活を送ることができるよう、様々な支援を組み合わせたセーフティネット*がある地域を目指します。

■ 現状と課題

- 高齢単身世帯、ひとり親世帯、ひきこもり等、孤独や孤立し、生きづらさを抱える人が増えています。
- また、自殺、孤独死や虐待等の社会問題が顕在化しています。地域における見守りや、行政等に早期につなげることにより、未然防止、早期発見、早期対策につなげることが重要です。
- 近隣の住民同士が協力することで、災害時に大切な財産や命を守ることができます。「災害は起きるもの」という前提のもと、災害時の備えをしていくことが必要です。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- いのちに関わる自殺・虐待等の未然防止・早期発見・早期対策に取り組めます。
- 地域における災害時の備えを支援するとともに、安否確認の仕組みづくり等を進めます。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- いのちに関わる自殺・虐待等の未然防止・早期発見・早期対策に取り組めます。
- 複合的かつ困難な課題を抱える生活困窮者の支援を行います。

■ 活動指標

指標	現状値（R4）	目標値（R10）
災害時住民支え合いマップ*作成率	85.7%	100%
個別避難計画数	1,529件	1,600件
市民満足度調査－基本施策－社会保障制度の満足度	2.98	3.22

主な取組み1 いのち・尊厳を守る支援

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><自殺対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4（2022）年の自殺死亡率は全国の傾向と同様に増加し、特に若年層の自殺者が増えています。自殺者数の減少を目指し、「生き心地の良い諏訪市」の実現に向け自殺予防対策を推進します。 	◎健康推進課 ・こども家庭課 ・教育総務課 ・市社協
<p><虐待防止体制の確立></p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止ネットワークを活用して関係機関と連携を図り、虐待の防止、虐待を受けた子ども、障がい者、高齢者等の迅速かつ適切な保護及び、養護する人に対する適切な支援を行います。 住民への啓発活動や虐待が疑われる際の連絡先の周知を行います。 職員や関係機関が、虐待に対する早期発見の視点を持つことを意識づけるとともに、事案の検証を通して虐待防止への取組みを強化します。 	◎生活相談課 ・福祉介護課 ・こども家庭課 ・市社協
<p><孤立・孤独の人の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 孤独・孤立の状態にならないよう様々なつながりをつくるとともに、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者）の立場に立った迅速かつ適切な支援を行います。 当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却につながる取組みを行います。 	◎生活相談課 ・市社協

主な取組み2 自立した生活の実現の支援

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><生活困窮者等、複雑な課題を抱える人への総合的支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 諏訪市生活就労支援センター「まいさぼ*諏訪市」では、複合的かつ困難な課題を抱える生活困窮者からの相談を一元的に受け付け、自立に向け、寄り添った伴走型支援*を行います。 長野県社会福祉協議会が運営する「あんしん未来創造センター」*の入居保証・生活支援事業*の活用等、住まいの確保に向けた支援を行います。 ひきこもり者の支援の促進を目的に、支援者やひきこもりの家族を対象とした相談支援や学習会等を開催します。 	◎生活相談課 ・市社協

主な取組み3 地域防災の充実

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><災害時要援護者登録台帳の作成・更新、個別避難計画の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者登録台帳は「手上げ制」により作成・更新を行っています。今後は既存の台帳の更新と、必要性が高いにもかかわらず台帳に登録していない人に働きかけを行います。 ・福祉介護課、生活相談課及び各地区と連携し、災害時要援護者登録台帳に基づき、個別避難計画の策定を推進します。 ・市社協と連携して「災害時住民支え合いマップ*」の作成を支援します。 	<p>◎福祉介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談課 ・危機管理課 ・市社協
<p><災害に備えた地域づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への補助金の拡充に向けて見直しを行うことで利用促進を図り、防災備品等の整備や防災力の向上を進めます。 ・各地区での実践に即した訓練の充実により防災力を高めるとともに、地区防災活動マニュアル策定への働きかけを進めます。 ・避難所マニュアル等の整備や各種訓練を通じて、官民協働の避難所開設運営体制の構築に努めます。 	<p>◎危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉介護課 ・市社協

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみませんか？

- 生活困窮、虐待等のSOSのサインを感じたら、相談窓口ご連絡してみよう。
- 「虐待かも」と思ったら、迷わず相談窓口にご連絡してみよう。
- 普段から、避難所を把握したり、備蓄したりする等、いざという時に備えよう。

3-2：在宅を支える福祉サービスを適切に運営する

■ 目指す姿

公的な福祉サービスが安定的に提供され、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指します。

■ 現状と課題

- 公的福祉サービスが安定的に提供できるよう、必要とされるサービスの見込み量を算出し、提供できる体制を確保していくことが必要です。
- 利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、サービス利用計画やサービスの内容を評価し、継続的に改善を促します。

■ 取組み方針

地域福祉計画

諏訪市の取組み方針

- 介護・福祉・子育て支援等サービスのニーズを把握し、サービスの量の確保・質の向上を図ります。
- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、生活に必要なサービスの整備を行います。

地域福祉活動計画

諏訪市社会福祉協議会の取組み方針

- 公的なサービスや生活支援サービスの情報提供を行います。

■ 活動指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
市民満足度調査－基本施策－障がい者福祉の満足度	2.97	3.17
市民満足度調査－基本施策－高齢者福祉の満足度	2.90	3.23

主な取組み 1 在宅生活を支えるサービスの充実

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><介護・福祉・子育て支援等のサービスの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護・福祉・子育て支援等の必要なサービスの確保を行います。 	◎生活相談課 ・福祉介護課 ・こども家庭課
<p><介護・福祉・子育て支援等を支える人材の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な人材の確保に取り組みます。 ・元気な高齢者等、様々な担い手・サポーターの確保・育成を行います。 	◎生活相談課 ・福祉介護課
<p><地域の生活支援の可視化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援に関する情報を集めた「諏訪市暮らしのお役立ちガイド」の掲載情報の更新を行い、市内の高齢者や医療・介護・福祉関係者や民生児童委員等へ配布し生活上の利便性向上を図ります。 	◎市社協 ・生活相談課
<p><公共交通の活用支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かりんちゃんバス*の利用促進のため、福祉団体等と連携して時刻表の勉強会や無料乗車体験を行います。 ・運転免許証自主返納者へのかりんちゃんバス*回数券交付や、高齢者や障がい者へのタクシー券交付等の行政による支援や、民間の取組みの活用を検討します。 ・A I オンデマンド交通*の導入やかりんちゃんバス*の改正等により、持続可能な公共交通を目指します。 	◎地域戦略・男女共同参画課 ・福祉介護課 ・生活相談課

主な取組み 2 バリアフリー化の推進

取組みの概要	担当◎は主担当
<p><バリアフリー化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、公共施設等のバリアフリー化を推進します。 ・子どもや高齢者、障がい者等に対応した歩きやすい歩道を設置します。 ・車いす利用者等の歩行が困難な人が、安心して施設を利用できるように、「パーキング・パーミット制度*」の普及を図ります。 	◎都市計画課 ・建設課 ・福祉介護課
<p><情報のバリアフリー化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点訳、音声等を活用した情報提供を推進します。 ・外国籍住民向けに、インターネット上の行政情報の多言語対応を図ります。 	◎秘書広報課 ・企画政策課

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみませんか？

- 福祉サービスに関する情報に関心を持とう。
- 福祉サービスの情報を周りの人に伝えよう。

第5章 諏訪市成年後見制度利用促進基本計画 (3-3:権利擁護を推進する)

第5章 諏訪市成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

認知症や知的障がい、精神障がい等により、日常生活や財産管理等に支障があり、支援を必要とする方を社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。

成年後見制度*は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年5月に成年後見制度*の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度*利用促進法」という。)が施行され、平成29(2017)年3月には第一期成年後見制度*利用促進基本計画、さらに令和4(2022)年3月には第二期成年後見制度*利用促進基本計画(以下「第二期基本計画」という。)が閣議決定されました。

これにともない、市町村は基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。本市においても、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、諏訪市成年後見制度*利用促進基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度*利用促進法第14条第1項に規定する基本的な計画に位置付けます。

策定にあたっては、福祉分野の上位計画となる「第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画」及び、「諏訪市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第4期諏訪市障がい者福祉計画」、「諏訪市障がい福祉計画(第7期)・諏訪市障がい児福祉計画(第3期)」との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は、市民の生活及び地域福祉との連携が深いことから、「第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画」と一体的に策定することとし、計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年とします。

第2節 本市の状況等と基本方針

1 相談件数

(1) 新規継続別の相談件数

諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター*における令和4（2022）年度の本市の新規継続別の相談件数は、新規相談44件、継続相談403件、合計447件であり、継続相談が約9割を占めています。

また、新規相談、継続相談ともに増加傾向にあります。（図表30参照）

図表30 本市の相談件数（新規継続別）の推移

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談	34	39	48	53	44
継続相談	168	181	268	249	403
合計	202	220	316	302	447

出典：諏訪市

(2) 対象者別の相談件数

諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター*における令和4（2022）年度の本市の対象者別の相談件数は、認知症高齢者229件、知的障がい者157件、精神障がい者50件、その他11件であり、高齢者と障がい者の比率は約1：1となっています。

また、認知症高齢者、知的障がい者が増加傾向、精神障がい者が減少傾向にあります。（図表31参照）

図表31 本市の相談件数（対象者別）の推移

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症高齢者	107	118	149	130	229
知的障がい者	13	36	85	100	157
精神障がい者	77	54	59	58	50
その他	5	12	23	14	11
合計	202	220	316	302	447

出典：諏訪市

2 本市の取組み状況と課題

本市では、認知症や知的・精神障がい等により意思決定に支援が必要な人の増加が見込まれる中、それらの方々が地域で安心した生活を送れるよう、早期に権利擁護や成年後見ニーズに対応し、総合調整機能を担う相談窓口の設置に向けて取り組み、平成 29（2017）年 6 月より諏訪市成年後見支援センター*を開設しました。平成 30（2018）年 7 月より下諏訪町と合同設置とし、諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター*（以下「センター」という。）と名称を変更しました。令和 4（2022）年 4 月より中核機関*を設置し、制度の利用促進、成年後見人の支援や地域連携ネットワークの構築等に取り組んでいます。

センター*の運営は、諏訪市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託していますが、社会福祉協議会では、専門職を複数名配置し、社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業*等と連携を図りながら、相談支援や権利擁護事業の利用支援に対応しています。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士*等、有識者を含む 11 名で構成する諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター*運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、定期的に会議を開催し、運営状況の報告や困難ケースの対応検討、意見交換等を行いながら、支援に努めています。

成年後見制度*に関する相談件数は年々増加しており、今後も需要がさらに高まることが見込まれることから、継続してセンター*の機能強化を図るとともに、より一層の制度利用に関する啓発に取り組む必要があります。

弁護士、司法書士、社会福祉士*等が専門職として後見人等を多数受任している現状ですが、今後、専門職の人数が減少していくことは確実であり、拡大が見込まれる利用ニーズすべてに対応することは難しいことから、広域圏での受任調整の検討、担い手の確保や育成に向けた取組みを推進する必要があります。

3 基本方針

本市の取組み状況や課題とともに、国の第二期基本計画の趣旨を踏まえ、「第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画」における基本理念である『～ 個人と社会のウェル・ビーイング*の実現 ～ 快適な環境の中で、ともに認め合い、つながり、みんなで助け合い支え合うまち』に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、成年後見制度*の利用を促進し、市民の権利擁護を支援していきます。

(1) 成年後見制度*の理解促進と要支援者への早期対応

成年後見制度*の理解を促進するため、関係団体や関係機関と連携し、市民に対する制度や相談体制等の周知と啓発を推進します。

また、成年後見制度*の利用が必要な方の早期発見と早期支援に取り組みます。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度*の利用促進に向け、関係団体等との連携や協働による地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、地域連携ネットワークの核となる中核機関*のコーディネート機能の強化を図り、近隣市町村、社会福祉協議会等と協議を行いながら、ネットワーク機能を活かし、担い手確保に努めます。

(3) 利用しやすい成年後見制度*の運用

制度や手続きの相談のみならず、専門家や関係機関と連携し、支援が必要な方の一人ひとりの意思に寄り添った相談機能の充実と、拠点であるセンター*の充実に取り組みます。

また、さまざまな理由により成年後見制度*の申立てが困難な方に対する申立て支援等に取り組みます。

第3節 推進する施策

1 成年後見制度*の理解促進と要支援者への早期対応

(1) 制度の広報・啓発

制度の周知と啓発に向け社会福祉協議会と連携し、広報紙やホームページによる広報のほか、啓発パンフレットの配布、学習会の開催等により、広く地域住民等への周知を図り、成年後見制度*に関する理解を広め、支援が必要な方が適正に利用できるよう普及啓発に取り組みます。あわせて、専門的な支援の拠点であるセンター*や、市の相談窓口の周知に努め、円滑な制度利用を促進します。

(2) 利用が必要な方の早期発見と早期支援

成年後見制度*の利用が必要な方の早期発見につなげるため、判断能力が不十分な方に接する機会が多い介護サービスや障がい福祉サービス関係者、相談支援員、民生児童委員、介護支援専門員等の関係者に制度の理解を深めてもらい、相談窓口を紹介する等、相談機関とのパイプ役として活躍してもらえるよう働きかけを行います。

また、各相談窓口においては、利用が必要な方を早期に発見、把握し、ニーズに合った適切な支援により、権利や利益を守ります。

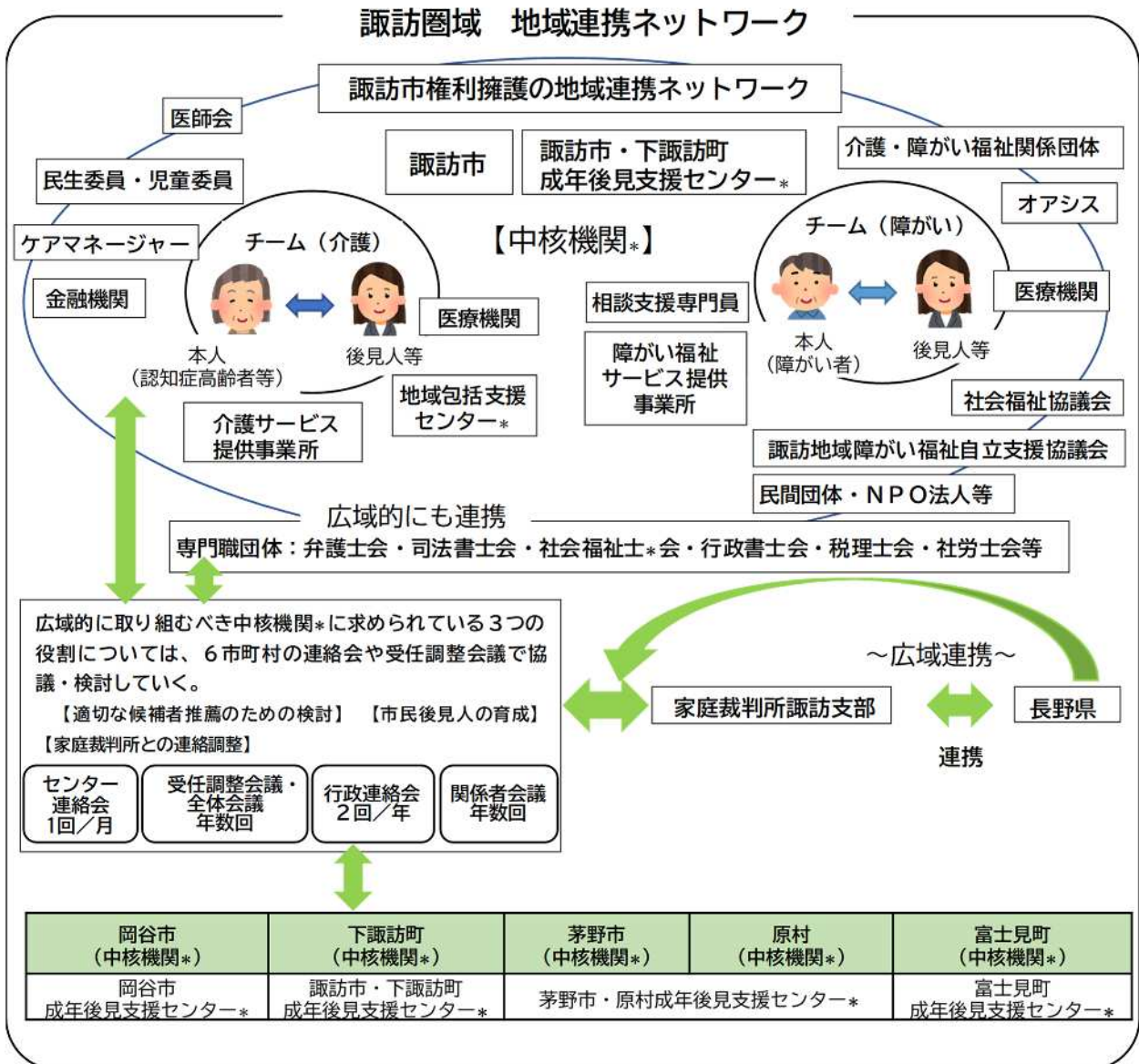
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 地域連携ネットワークの構築の推進

権利擁護等の支援が必要な方を適切に福祉サービス等につなげていくためには、市民、行政、社会福祉協議会、関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した一体的な連携・協力体制を築くことが重要です。

支援が必要な方の早期発見や早期支援、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援や身上保護を重視した支援体制を確かなものとするため、関係者による連絡会や会議を開催する等、既存の連携体制をさらに強化したネットワークの構築に取り組みます。(図表 32)

図表 32 諏訪圏地域連携ネットワークのイメージ



(2) 中核機関*のコーディネート機能の強化

地域の連携体制の充実を図るためには、中核機関*を中心とした地域連携ネットワークにより、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりが必要です。成年後見人等を担う専門職や法人の確保、また、新たな担い手となる市民後見人の養成等、共通する喫緊の課題に対応するため、諏訪圏域の行政や社会福祉協議会、関係機関の広域的な連携の推進を含め、中核機関*のコーディネート機能の強化を図ります。

(3) 担い手の確保・育成等の推進

高齢化や家族形態の変容等により成年後見制度*の利用を必要とする方の増加が見込まれる中、成年後見人等の多くは弁護士や司法書士等の専門職が受任していますが、地域の専門職の人材にも限りがあり、今後、成年後見人等を担う方の数は十分とは言えません。

このため、社会福祉協議会による法人後見受任の取組みの充実を図るとともに、広域的な受任調整や市民後見人の養成等、新たな担い手の確保に向けた取組みの推進に努めます。

3 利用しやすい成年後見制度*の運用

(1) センター*の機能の充実

センター*は、本市における成年後見制度*の総合相談窓口として、本人や親族のほか、介護・障がい福祉サービス事業所をはじめ関係機関等からの成年後見制度*に関する相談に対応するとともに、申立て手続きについての案内や助言、法人後見の受任調整等に取り組んでいます。

運営主体である社会福祉協議会や、センター*が設置している運営委員会と連携を図りながら、市民が安心して相談でき、円滑に制度が利用できるような機能の充実に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業*や金銭管理、財産保全サービス*との接続性を図る等、総合的な支援体制のもと適切な支援を推進します。

(2) 利用しやすい取組みの推進

成年後見制度*を利用したくても、自ら申立てることが困難であったり、申立ての経費や報酬を負担できなかつたりする等の理由により制度を利用できなかった方に対して、引き続き、成年後見制度*利用支援事業により申立ての支援や助成等に取り組むほか、身近に申立てる親族がいない方に対しては、市長申立てにより適切に制度利用につなげます。

また、相談支援にあたっては、市や社会福祉協議会が連携して、成年後見制度*のほか、日常生活自立支援事業*やその他の行政サービスを含め、総合的な支援に取り組めます。

第4節 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

本計画は、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見制度*の利用を促進するための計画となります。

このため、庁内のさまざまな相談窓口で把握した市民の課題を適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係部課間の連絡調整や連絡強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

また、国や長野県の動向にも注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2 社会福祉協議会等との協働による推進

センター*を運営する社会福祉協議会をはじめ、家庭裁判所や専門職団体等、さまざまな主体との連携を強化し、協働のもとで、ひとりの人としての尊厳と権利が守られる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

3 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、第六次諏訪市総合計画の効果検証を活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、運営委員会のほか、市民の代表や保健、福祉、医療等の関係者で構成された諏訪市地域福祉計画推進協議会において、計画の進捗状況や事業成果等について検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

第6章 諏訪市再犯防止推進計画

(3-4:再犯防止を推進する)

第6章 諏訪市再犯防止推進計画

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（背景）

平成19（2007）年版犯罪白書では、刑法犯による全検挙者のうち約3割にあたる再犯者によって6割の犯罪が行われている事が示されました。近年、初犯者の数が減少する一方で、犯罪をした人の再犯率は上昇しており、再犯防止の必要性や重要性が認識されるようになったことを受け、国は平成29（2017）年12月に再犯防止推進計画を閣議決定しました。その後、犯罪対策閣僚会議（令和元（2019）年12月）において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定したほか、再犯防止推進計画等検討会における数次の議論を経て、令和5（2023）年3月には、再犯防止に向けた取組みをさらに深化させ推進していくため、第二次推進計画を定めています。

犯罪をした人が再び罪を犯さないよう、その立ち直りを助けるためには、地域社会で孤立せず安定した生活が続けられるよう、就労・住居・保健医療・福祉等、市民生活に直結した行政支援につなげていく事が重要です。こうした支援につなげることは、単に個人の福祉増進のみならず、犯罪をした人の地域移行を適切に図り、再犯防止に向けて“息の長い支援”を実施するという観点からも必要なことであることから、この度、本市を含む諏訪地域の実情を踏まえた「諏訪市再犯防止推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、本市地域福祉計画の目指す「～ 個人と社会のウェル・ビーイング*の実現 ～ 快適な環境の中で、ともに認め合い、つながり、みんなで助け合い支え合うまち」を実現するため、再犯防止の観点からまとめたもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

上位計画にあたる総合計画及び地域福祉計画との整合性や連携を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

本計画における計画期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、「第5期諏訪市地域福祉計画」の終期に合わせ令和10（2028）年度までの6か年とします。社会情勢及び再犯防止を取り巻く環境の変化により、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の途中であっても本計画の見直しを行うものとしします。

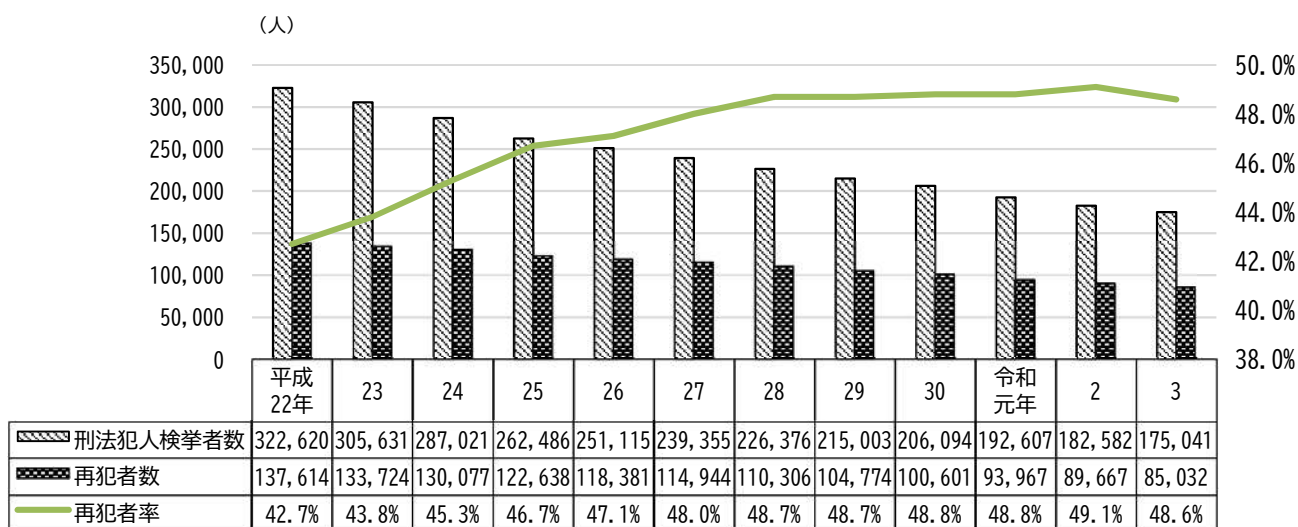
第2節 諏訪地区における現状と取組み方針

1 諏訪地区における現状

(1) 刑法犯の検挙人数及び再犯者率

全国において刑法犯検挙者の数は毎年減少しており、そのうち再犯者数においても減少傾向となっています。全体に占める再犯者の割合は、近年上昇傾向にありましたが、令和3（2021）年には48.6%と前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少しています。（図表 33）

図表 33 国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

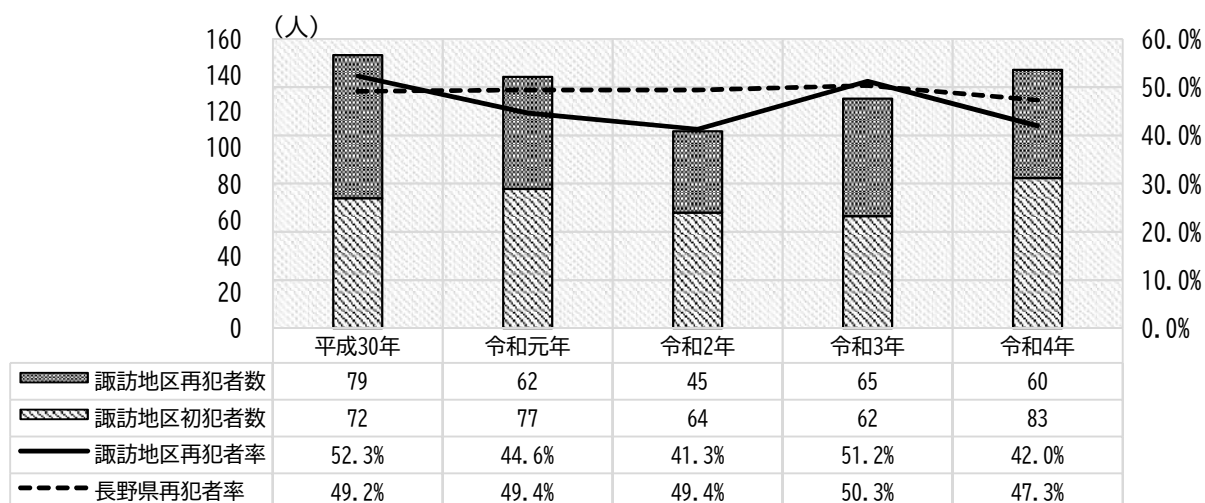


出典：法務省 令和4年版 再犯防止推進白書

諏訪地区における検挙者数は令和2（2020）年まで減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向にあります。再犯者数は横ばいで依然として40%以上は再犯者であることがわかります。

（図表 34）

図表 34 諏訪地区の初犯者・再犯者数及び再犯者率



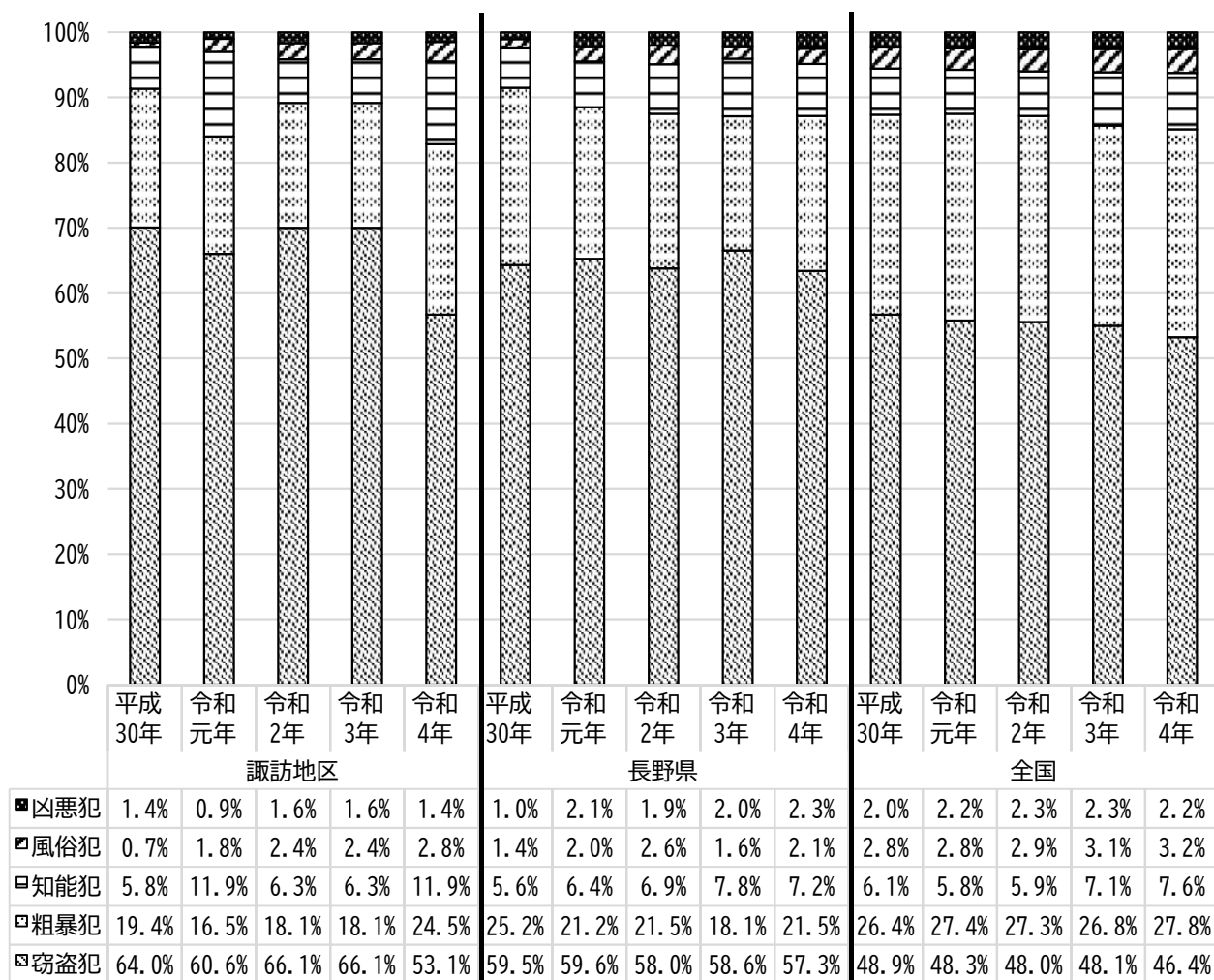
出典：法務省矯正局

(2) 刑法犯の状況

次の図表は、刑法犯罪の種別ごとの割合を、諏訪地区・長野県・全国の統計数値で比較したものです。

諏訪地区における検挙人数を刑法犯罪別の割合で見ると、窃盗犯が最も多く、次いで粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）、知能犯（詐欺等）の順となっています。長野県及び全国においても同様の傾向がみられます。（図表 35）

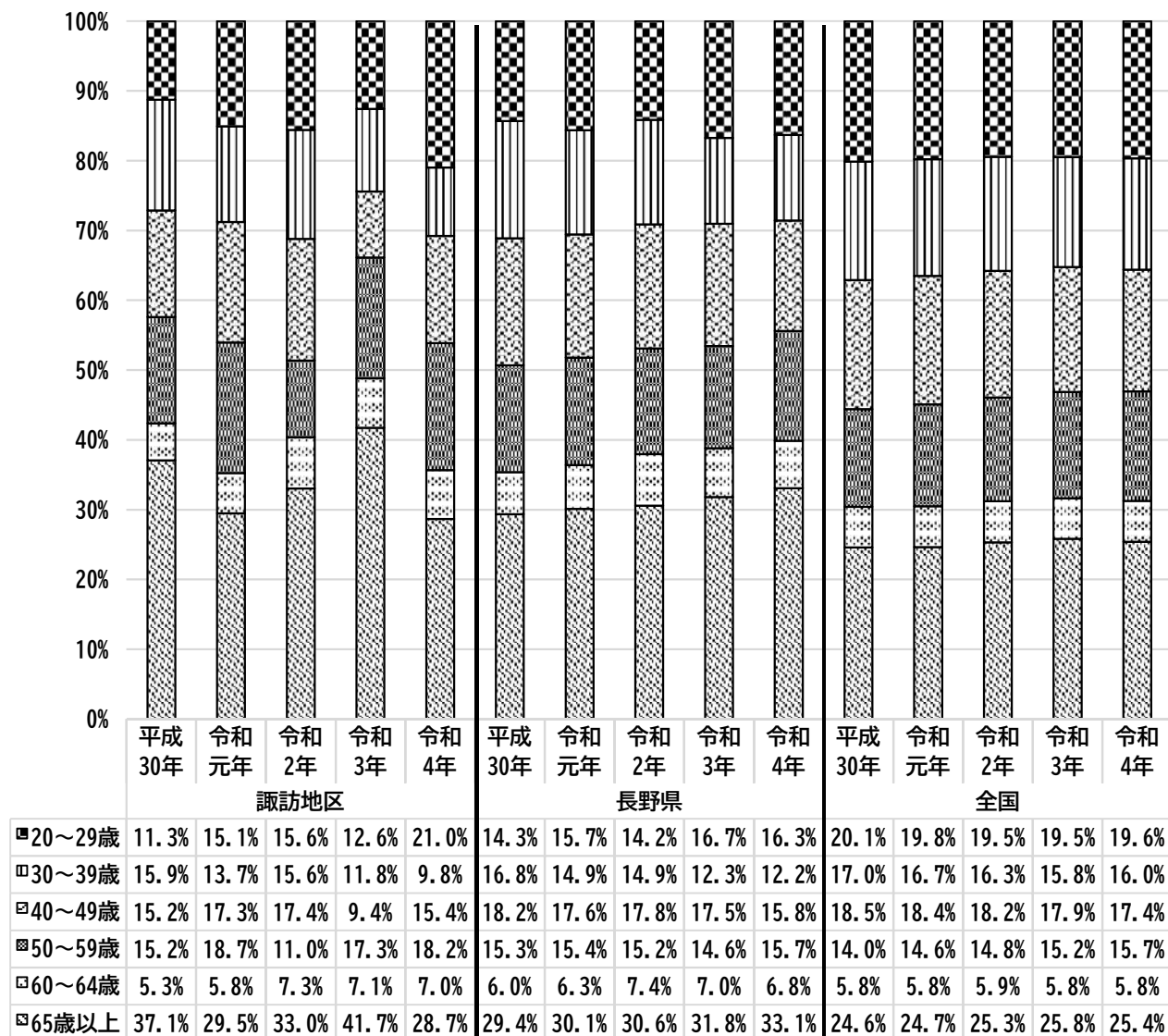
図表 35 刑法犯罪別の割合



出典：法務省矯正局

次の図表は犯行時の年齢別割合を、諏訪地区・長野県・全国の統計数値で比較したものです。いずれも65歳以上の占める割合が最も多く、諏訪地区にあつては5か年の平均が34.0%となっており、全国の5か年平均の25.2%、長野県の5か年平均の31.0%と比較すると、高くなっています。
(図表 36)

図表 36 刑法犯犯行時の年齢別割合



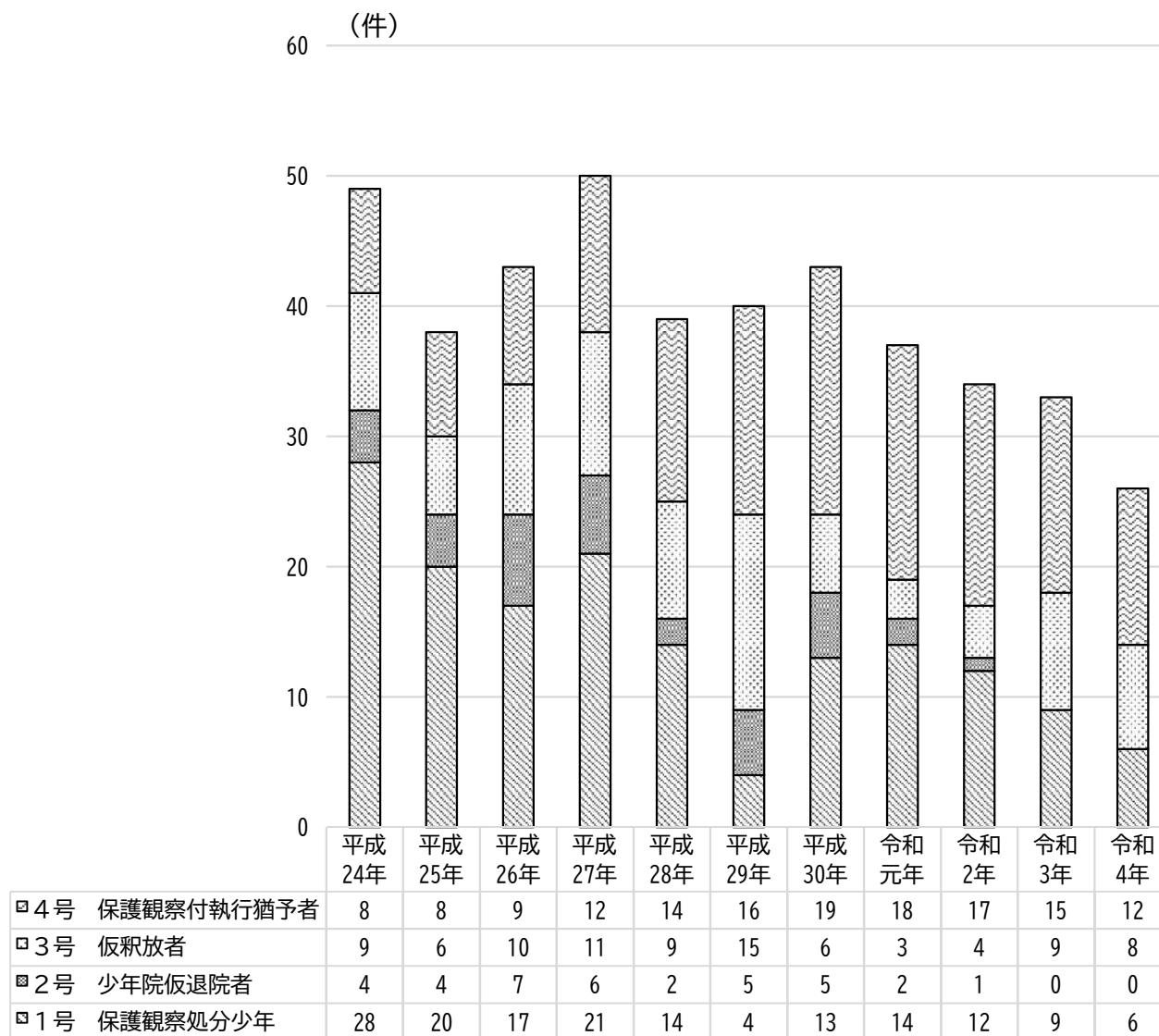
出典：法務省矯正局

(3) 保護観察・生活環境調整の状況

保護観察とは、犯罪をした人や非行のある少年を、保護観察官と法務大臣からの委嘱を受けて活動する保護司*が、社会生活の中で指導・支援し、更生に導く制度です。諏訪地区における保護観察の取扱件数は、10年前と比較して減少傾向にあります。対象者の抱える問題は多様化しており、社会生活への適応や支援の難しいケースが増えています。

(図表 37)

図表 37 諏訪地区保護観察事件取扱件数

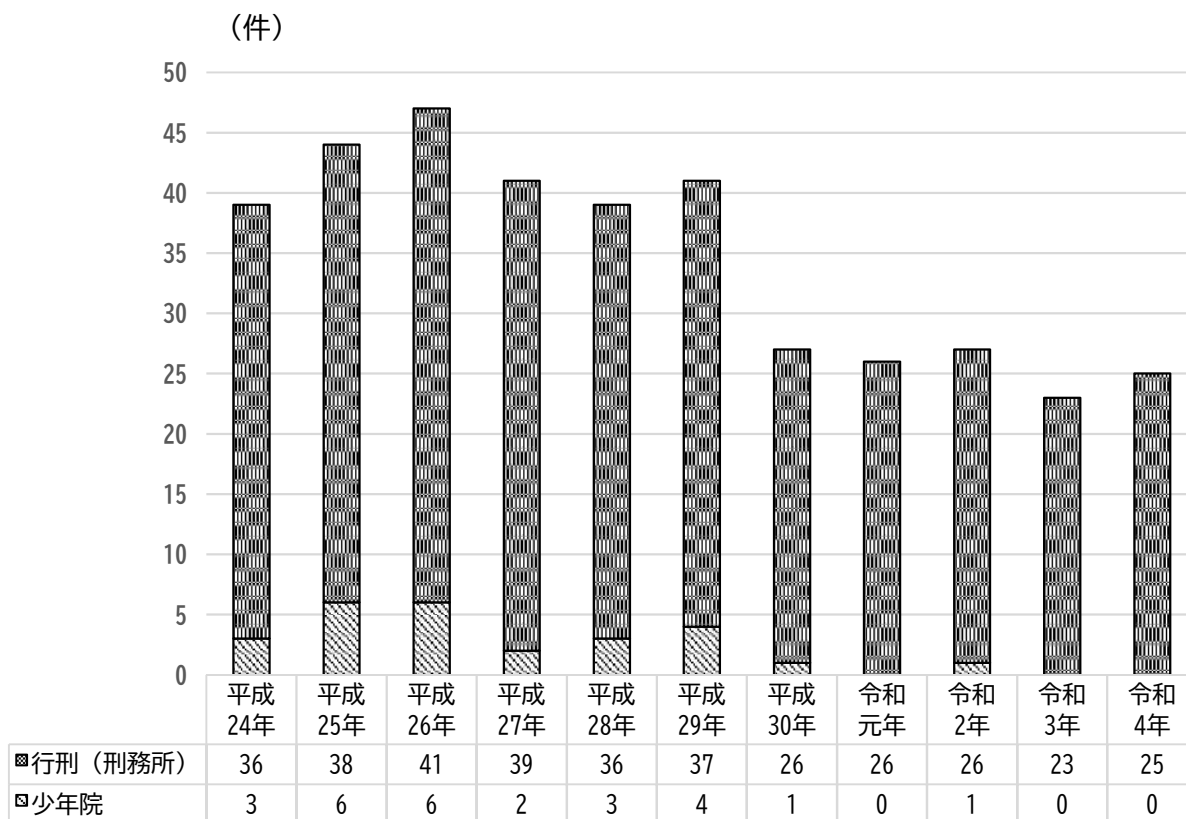


出典：長野県保護観察所

また、生活環境調整は、矯正施設*に収容されている者の釈放後の就職先等の帰住環境を調査し、それらを確保することで、更生にふさわしい生活環境を目指すものです。諏訪地区における生活環境調整の取扱件数は、保護観察件数と同じく近年減少傾向にあることがわかります。

(図表 38)

図表 38 諏訪地区生活環境調整事件取扱件数



出典：長野県保護観察所

2 取組み方針

平成 26 (2014) 年 12 月に犯罪対策閣僚会議で決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りを支える明るい社会へ～」において、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にすることが目標とされました。これは平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs*)」にうたわれている「誰一人取り残さない」という社会理念と合致しています。

本市では、上記理念を実現するため、長野県が策定した「長野県再犯防止推進計画」を踏まえ、次のとおり重点的に実施する取組みを定め、施策を推進します。

○重点的な取組み

1. 関連機関との連携・協力ときめ細かな相談体制の確保
2. 就労・住居確保のための取組み
3. 保健医療・福祉サービス利用の促進
4. 地域での居場所と出番の確保
5. 学校等と連携した非行防止に向けた取組み
6. 広報・啓発活動の推進

第3節 推進する施策

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、嗜癖（薬物やアルコール等への依存）、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴等、様々な生きづらさを抱えている人も少なくありません。保護観察中から、本人やとりまく人たちの種々の不安を少しでも軽くし、地域社会で孤立せずに安定して生活できるよう、関係機関や地方公共団体が行う各種行政サービスにつなげることが極めて重要です。

満期釈放者は保護観察による継続的な指導や支援を受けられないことのほか、社会内に適当な帰住先がない人が多く、孤立しがちであり、地域とつながりにくいといった現状があります。

また、65歳以上の高齢者が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という極めて短い期間で再犯に至っています。このほか、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。近年では、衝動性の高さやこだわりの強さ等の特性を持った発達障がい*のある受刑者も増えており、それぞれの特性への理解を深め、的確な支援を行うことが重要です。

1 関連機関との連携・協力ときめ細かな相談体制の確保

- (1) 平成27(2015)年より、諏訪地区内の更生保護に関わる各機関が連携・協力して再犯防止に取り組むこと、また保護観察対象者の自立の援助を目的とし「諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会*」が設立されました。毎年、様々な相談活動や更生保護に係る事例等について個人情報に配慮しながら情報交換を行い、それぞれの立場で再犯防止に対して取り組めること等を確認し合う場としており、今後も当該協議会の活動に対する支援を行っていきます。
- (2) 犯罪をした人等の孤立を防ぐためには、地域での支援ネットワークを構築し、個別の対象者のニーズに応じた支援を実施することが望ましいことから、保護観察所を始めとした上記関連機関や庁内関係課所との連携を深めていきます。
- (3) このほか、保護観察対象者や満期出所者等を雇用するための、諏訪地区更生保護協力雇用主会*の更なる活性化を図っていきます。諏訪市が発注する建設工事における客観点数の加点項目に、「協力雇用主会への加入」を追加し、会員の加入促進を図る等、犯罪をした人等が就労の場を確保しやすい環境の整備を進めます。
- (4) 諏訪地区保護司*会では、平成29(2017)年から、安全・安心な地域づくりを目的とした「非行・犯罪相談」を実施しています。相談者にとって、どちらかといえば触れられたくない、隠しておきたい非行や犯罪に関わる内容も、「地域に相談できるところがある」「話を聞いてくれる人がいる」ことで、相談者は頭の中を整理し、心の荷を下ろすことができます。相談窓口の設置協力等「地域住民にとっての心のより所」となるための活動に対する支援を行います。

※上記(1)及び(4)の2事業は、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」に採択され、令和元(2019)年度に日本更生保護協会の最高賞にあたる「瀬戸山賞」を受賞しました。

2 就労・住居確保のための取組み

- (1) 生活や就労に関する困りごとに対し、生活困窮者自立支援法に基づき市が設置した、生活就労支援センター「まいさぼ*諏訪市」を主な窓口として、相談支援員や就労支援員が相談者に必要な援助を把握し、市や長野県、ハローワーク等、関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた支援を行います。また、本市の更生保護活動に従事する保護司*会、諏訪地区更生保護協力雇用主会*及び保護観察官等の専門家と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。
- (2) 適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。適切な住まいを得ることが困難な人について、住居に関する情報の収集や確保に向けた相談支援を行い、必要に応じ市が実施する生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金や、諏訪市社会福祉協議会による貸付制度を活用し、安定した住まいの確保の援助を行います。また、市営住宅への入居を可能とするため、長野県社会福祉協議会が運営する「あんしん未来創造センター」*の入居保証・生活支援事業*の活用も進めていきます。

3 保健医療・福祉サービス利用の促進

- (1) 関係機関との情報共有等
自立が困難な矯正施設*出身者等が出所後速やかに福祉サービスを受けることができるよう、国及び県の関係機関との連携強化を図るとともに、関係機関に対し、市が実施している保健医療・福祉サービス等に関する情報提供に努めます。
- (2) 依存症に対する理解促進
依存症への理解を深めるため、各種研修会等への参加を行うとともに、諏訪保健福祉事務所や薬物乱用防止協議会等と連携し、薬物事犯の再犯防止、児童・生徒を対象とした啓発活動を推進します。

4 地域での居場所と出番の確保

保護観察対象者が地域社会の一員として認められるためにその自立を支えることは、安心・安全な地域づくりという住民全体の願いの実現にもつながります。再犯をせずに、健全な社会の一員として生活していけるよう、対象者を地域や市民のニーズのあるところと結びつけ、「居場所と出番」の確保につなげていくことが重要です。保護司*・更生保護サポートセンター・市が情報共有を密にしていくとともに、刑務所出所後の帰住先や福祉等の支援について、更生保護女性会*員、民生児童委員等、地域で活動している福祉関係者や弁護士、社会福祉士*等の専門職とも連携し、継続的で息の長い支援をしていきます。

5 学校等と連携した非行防止に向けた取り組み

(1) 「社会を明るくする運動*」を通じた非行防止のための取り組み

社会を明るくする運動*諏訪市推進委員会（構成団体：諏訪市・諏訪地区保護司*会諏訪分区・諏訪市更生保護女性会）では、法務省が主唱する、非行・犯罪の防止を目的とした「社会を明るくする運動*」において、主に小中学校の児童・生徒を対象に「非行・犯罪」をテーマとした作文コンテストや校門前でのあいさつ運動等を実施するとともに、更生保護関係者を対象とした研修会の開催等、各種啓発活動を進めていきます。また、地域において見守り活動を行っている更生保護女性会*が開催する「ミニ集会」等においても更生保護についての周知を行っていきます。

(2) 学校と保護司*との連携

諏訪地区保護司*会諏訪分区では毎年、市内中学校を訪問し、地域の実情や、子どもたちの学校生活の様子についての情報交換を行っています。今後も、学校現場に保護司*の活動について知ってもらうとともに、市内小中学校のPTA地区懇談会等への参加により、地域に子どもたちを気にかけている存在がいることを伝え、安心して明るい地域社会を共に築いていくための連携強化を図っていきます。

(3) 人権教育

公平で公正な社会、安全で安心な社会を作るためには、幼少期から自分を大切にするとともに、他人の大切さを認める心を育むことが大切です。それが、様々な場面や状況下での態度や行動に現れ、ひいてはいじめや非行の防止につながっていきます。諏訪人権擁護委員協議会では、毎年各保育園や小中学校と協力し、幼児・児童・生徒を対象とした紙芝居や絵本の読み聞かせ、寸劇等の各種啓発活動を実施しています。今後も子どもたちの健やかな成長のための取り組みを共に進めていきます。

6 広報・啓発活動の推進

(1) 前述の非行・犯罪相談の実施について、毎月市報での案内を行うとともに、市内公共施設にチラシの設置を行う等、広く呼びかけを行っていきます。

(2) 「社会を明るくする運動*」強調月間及び再犯防止啓発月間である7月には、再犯防止のための啓発チラシの毎戸配布を実施します。また、毎年7月1日には、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と合わせ、駅前及び各中学校前において、非行・犯罪の防止を目的とした街頭啓発を実施します。

第4節 計画の評価及び点検

本計画の進行管理及び検証等は、市及び、本市において更生保護に携わっている団体等の関係者において行い、本市における再犯防止施策を推進します。

なお、本計画に見直しの必要が生じた時は、上記関係者において審議を行います。

更生保護関係団体について

◆諏訪地区保護司*会諏訪分区

総勢 29 名の保護司*で活動を行っている「諏訪地区保護司*会諏訪分区」では、更生保護関係団体との連携を密にし、更生保護に関わる様々な事業に積極的に取り組んでいます。

保護観察対象者の抱える問題や悩みに寄り添いながら、きめ細かな支援を行うとともに、「社会を明るくする運動*」の各種事業の推進や研修会の実施等、長野保護観察所をはじめ、市や関係機関と協力し、犯罪や非行のない安全な地域づくりに努めています。

◆諏訪市更生保護女性会

更生保護女性会は、女性の立場から、地域の犯罪や非行をした人たちの更生のため、精神的な支え手として協力し、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとするボランティア団体です。

諏訪市更生保護女性会では、犯罪や非行をした人たちの更生のための支えとなるとともに、犯罪や非行防止のための啓発活動や、社会を明るくする運動*への参加と協力、更生保護施設へ援助を行っています。また、犯罪予防活動の一環として、子育て支援事業にも力を入れています。

◆諏訪地区更生保護協力雇用主会

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、更生保護に協力する民間の事業主です。

諏訪地区更生保護協力雇用主会は諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村に事業所を有する事業主等により平成 18（2006）年 12 月に発足され、「協力雇用主会の自立化と保護司*会との強力な連携・交流により、保護観察対象者及び少年院・自立支援施設・刑務所出所者等の就業に繋げる」を活動方針に掲げ、就労継続に必要な生活指導や助言等を行っています。

令和 4（2022）年 8 月現在の登録社数は 110 社となっており、うち諏訪市においては 45 社が登録しています。

◆諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会

保護観察事例の中には自立が極めて難しいケースや、保護司*一人では処遇しきれないケースもあります。地区内にある関連機関が連携・協力し、再犯防止に取り組むとともに、保護観察対象者のより良い処遇のために平成 27（2015）年に設置されました。

機関としては、保護観察所・福祉事務所・まいさぼ*・社会福祉協議会・保健福祉事務所・警察署・児童相談所・公共職業安定所・家庭裁判所・検察庁・少年鑑別所・地域生活定着支援センター、団体としては、保護司*会・更生保護協力雇用主会・更生保護女性会・民生児童委員協議会・人権擁護委員協議会、等 17 の機関と団体で構成されています。

◆諏訪地区更生保護サポートセンター

諏訪地区更生保護サポートセンターは、平成 25（2013）年 9 月に設置され、地域における更生保護の諸活動拠点で、「企画調整保護司*」が常在しており、一般住民への「非行・犯罪相談事業」を実施しています。

更生保護サポートセンターでは、保護司*の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の

予防活動、更生保護関係の情報提供等を行っているほか、諏訪地区保護司*会の事務運営にあっています。

更生保護関係団体だけでなく、地域の関係機関・団体との会合等にも使われ、地域と連携しながら安心安全な地域環境づくりを行っています。

【更生保護関係団体の委嘱数・加入数】

	諏訪地区保護司*会 諏訪分区	諏訪市更生 保護女性会*	諏訪地区更生保護 協力雇用主会* ※（）は諏訪市内の事業所数
令和2（2020）年度	29	282	106社 (43社)
令和3（2021）年度	29	281	108社 (44社)
令和4（2022）年度	29	263	110社 (45社)

資料編

1 地域福祉に関する住民アンケート

○調査の目的

次期諏訪市地域福祉計画および活動計画の一体策定にあたり、市民の地域福祉に対する意識、地域課題等を聞き取り、計画への反映と今後の施策推進のために、住民アンケートを実施する。

○調査方法・対象・回収状況

アンケート用紙を該当者に送付し、同封の返信用封筒（返送）または二次元コードからのWEB回答を可能とした。アンケートはプライバシー保護のため無記名とした。

- 対象者：18歳以上の一般市民2,000名の無作為抽出
- 実施期間：令和5（2023）年1月17日（火）～2月28日（火）
- アンケート配布数：2,000件
- 回収数：799件（郵送：659件 WEB：140件）
- 回収率：39.95%

○調査結果を見る際の留意点

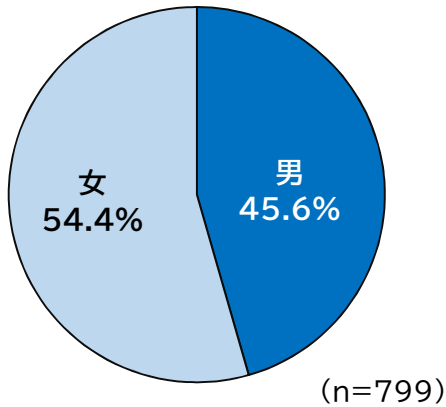
- 報告書のパーセント数字は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や文中に示す数値とグラフの数値が一致しない場合がある。
- 図表内のnは該当する設問の回答者数を表す。無回答を除いて集計しているため、設問ごとに回答者数が異なる。
- 1人の回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答の設問では、回答数の合計を回答者数（n）で割った比率を示しており、比率の合計は100%を超える。
- 第3期、第4期の地域福祉計画・地域福祉活動計画策定時にも調査を行っており、経年比較できる項目は結果を示している。

回答者の属性

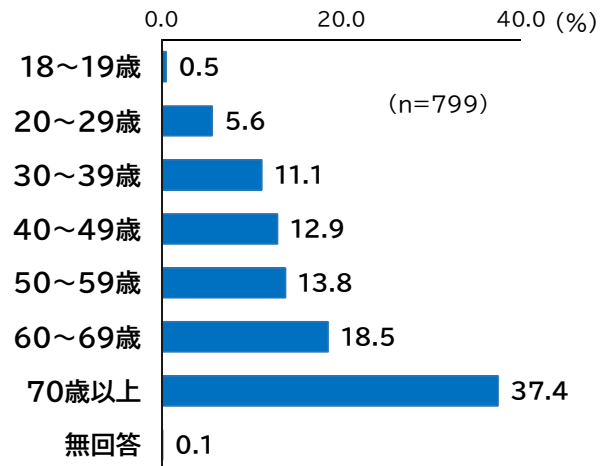
■問1 性別／問2 年代／問3 現在、お住まいの地区

- 回答者の年齢をみると、70歳以上の割合が37.4%と最も高くなっている。
- 地区別では中洲地区(19.5%)、小和田地区(15.1%)、四賀地区(15.0%)、湖南地区(12.8%)、豊田地区(12.0%)の順に割合が高くなっている。

図表 39 性別



図表 40 年代



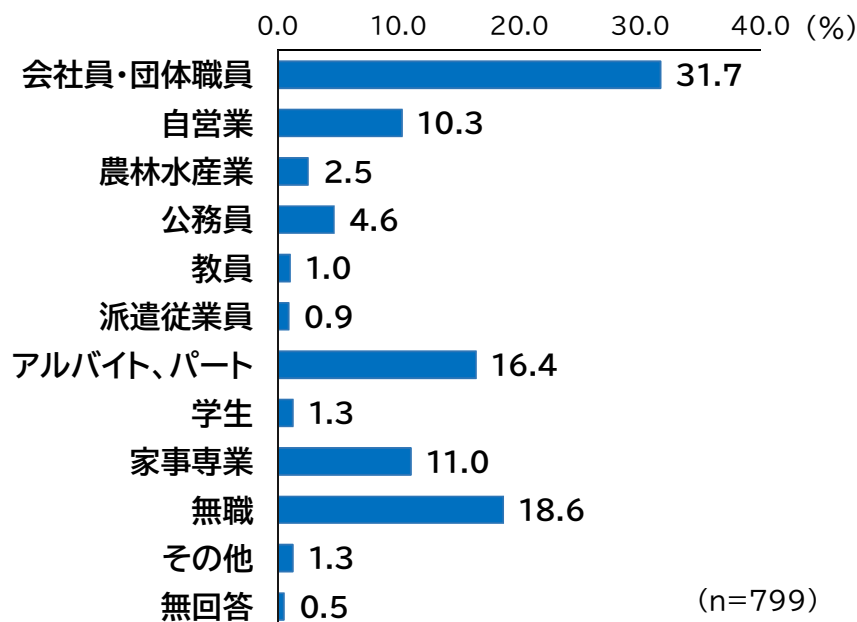
図表 41 現在、お住まいの地区



■問4 あなたのご職業は。2つ以上のご職業をお持ちの場合は、収入が多い方を優先してください。【〇は1つだけ】

- 回答者の職業をみると、「会社員・団体職員」の割合が31.7%と最も高く、次いで「無職（18.6%）」、「アルバイト、パート（16.4%）」、「家事専業（11.0%）」となっている。

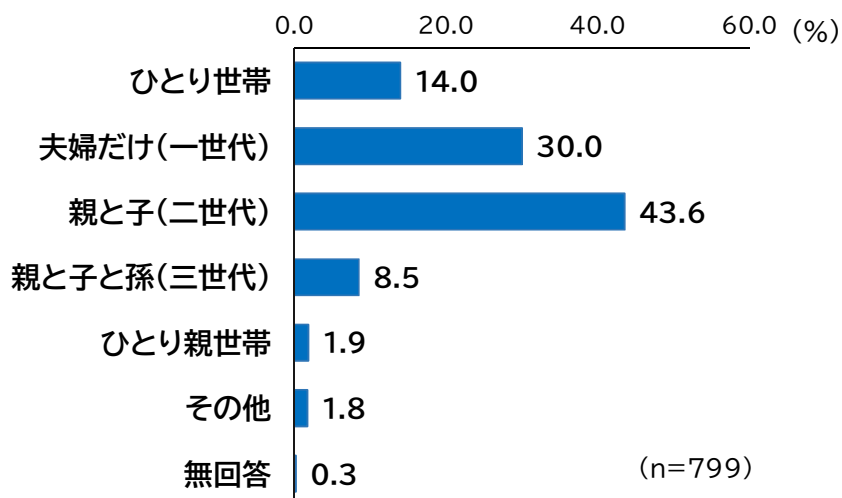
図表 42 職業



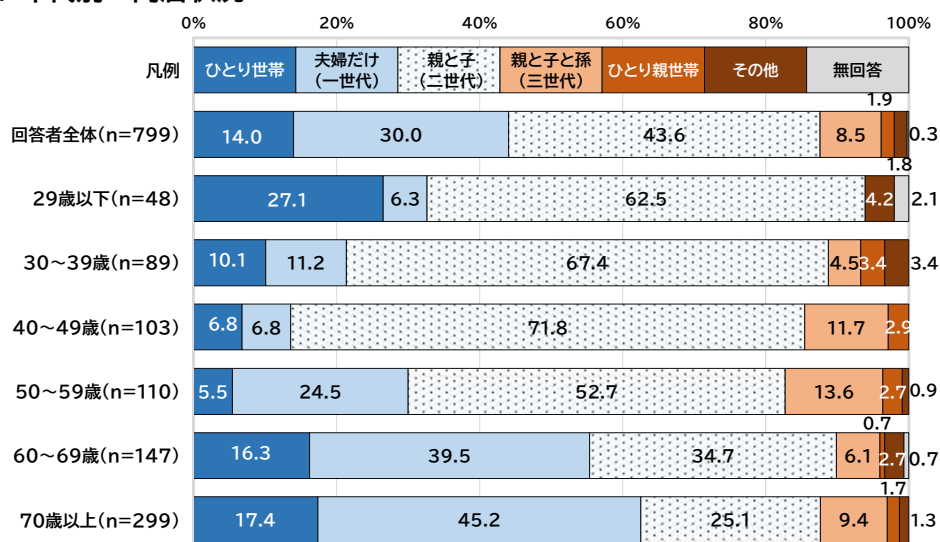
■問5 同居家族の状況／問6 あなた自身、もしくは同居するご家族の中に次のような方はいますか。【〇はあてはまるものすべて】

- 同居状況をみると「親と子（二世代）」の割合が43.6%と約半数を占めている。
- 自身もしくは同居者に65歳以上の者がいると回答した者が最も多く57.2%を占める。

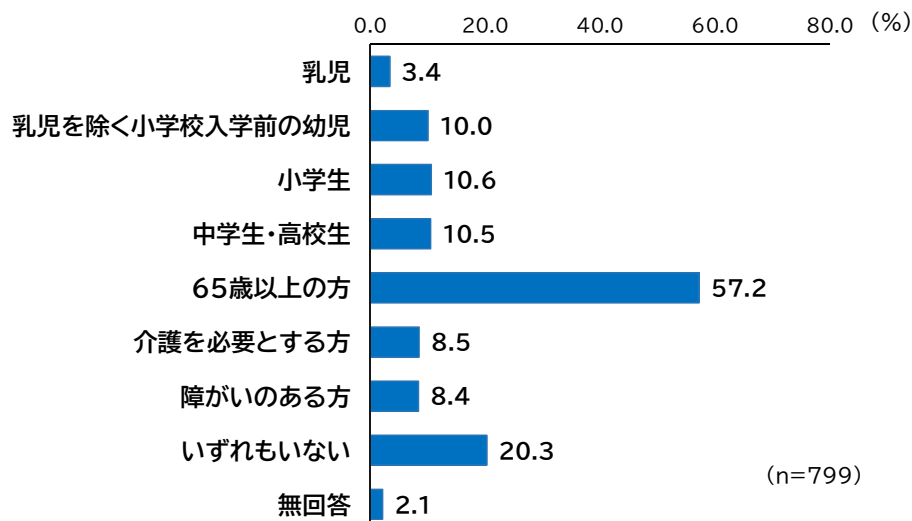
図表 43 同居家族の状況 [複数回答]



図表 44 年代別 同居状況



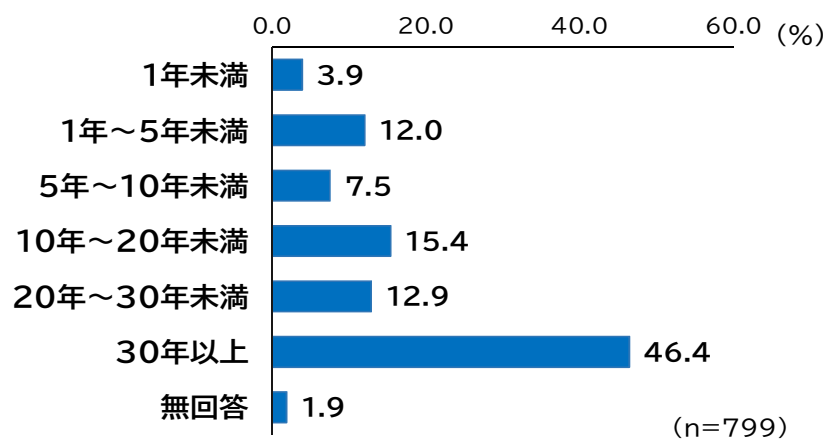
図表 45 自身、もしくは同居する家族の中に次の方がいるか [複数回答]



■問7 現在の地区で暮らして何年になりますか。【○は1つだけ】

- 回答者全体では、20年以上暮らしている者が59.3%で半数以上を占めている。

図表 46 現在の地区での居住年数



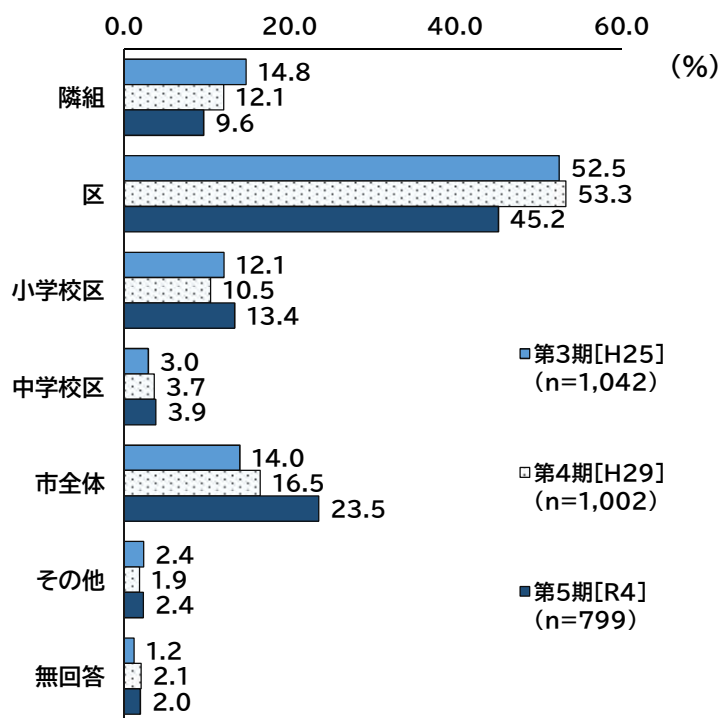
地域との関わりや地域に対する意識について

■問8 あなたの考える「地域」の範囲は。イメージに一番近いものを選んでください。

【〇は1つだけ】

- 地域の範囲・イメージとしては、第5期調査では「区」が45.2%と最も高く、次いで「市全体」が23.5%となっている。経年でみると、「市全体」を地域の範囲と考える割合が高くなり、「区」「隣組」の割合が低下傾向である。

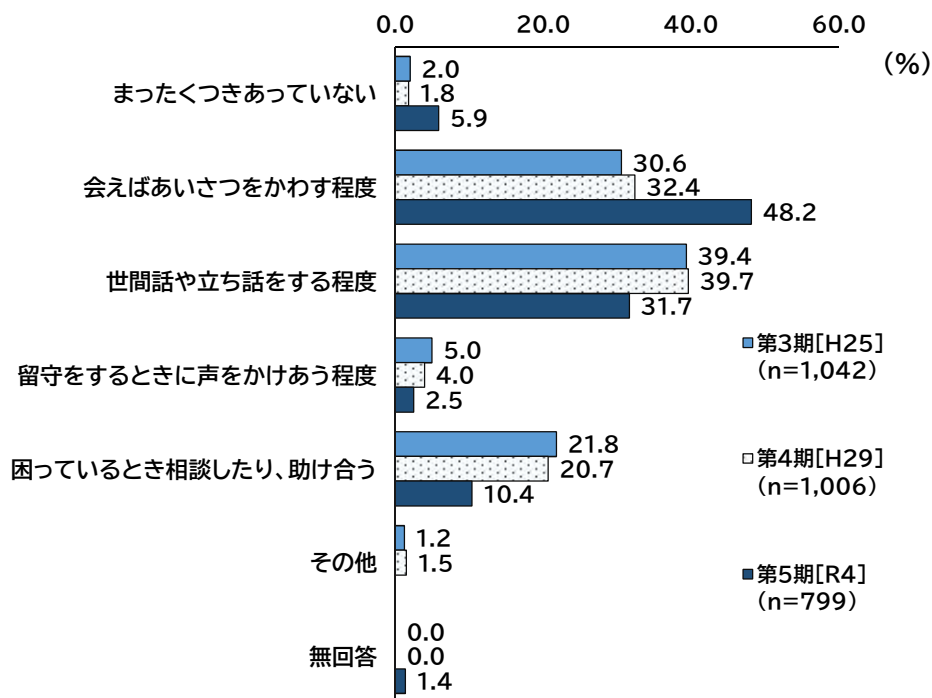
図表 47 【経年比較】「地域」の範囲・イメージ



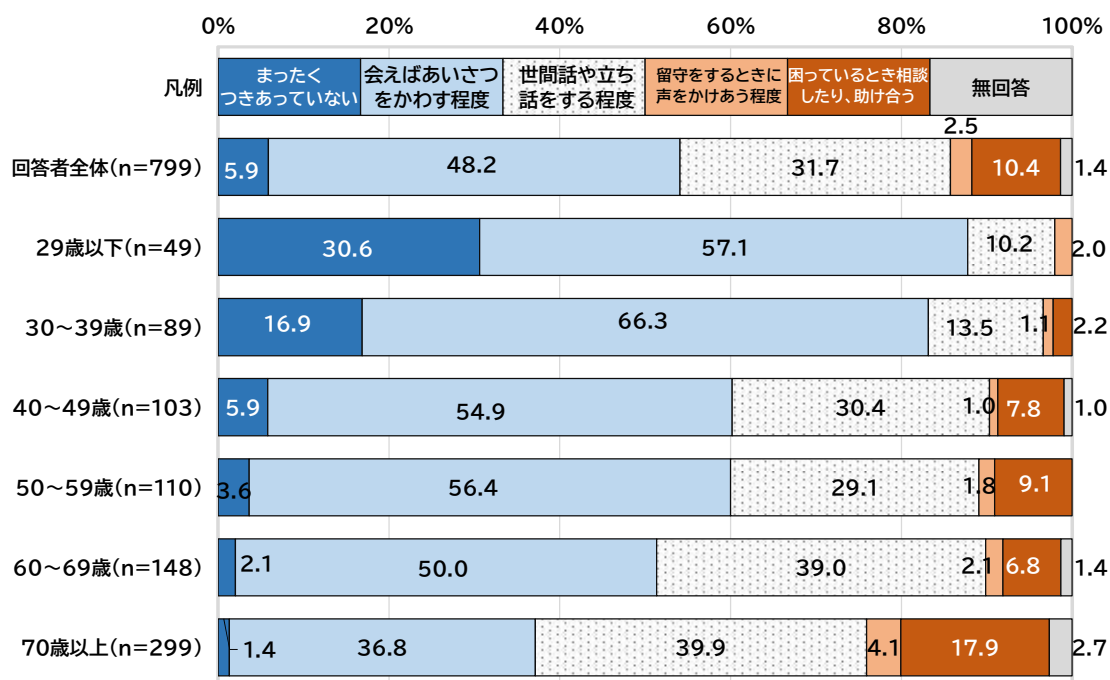
■問9（1）あなたはふだん、近所の人と、どの程度のつきあいをしていますか。【〇は1つだけ】

- 近所づきあいの頻度をみると、「会えばあいさつをかわす程度」が48.2%と最も高くなっている。「会えばあいさつをかわす程度」の割合は、第3期、第4期調査時と比較して高くなっている。一方、「世間話や立ち話をする程度」「困っているとき相談したり、助け合う」は低下しており、近所づきあいが希薄化している。
- 年代別にみると、29歳以下や30代で「まったくつきあっていない」「会えばあいさつをかわす程度」の割合が高くなっている。

図表 48【経年比較】 近所づきあいの頻度



図表 49【年代別】 近所づきあいの頻度

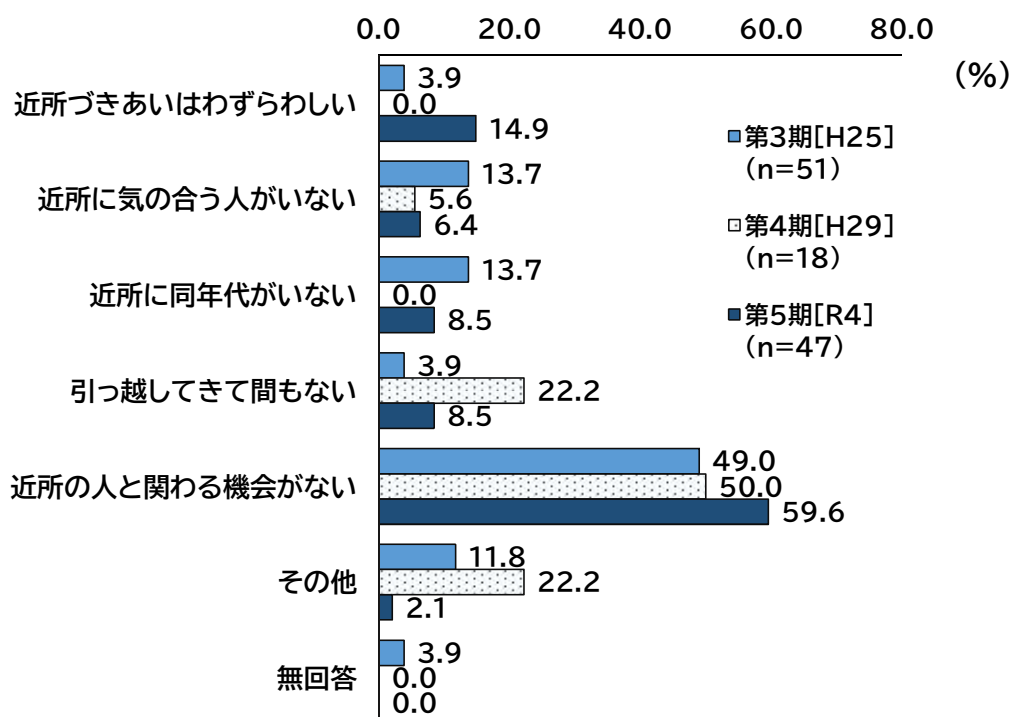


■問9 (1)で「1. まったくつきあっていない」を選択された方にお尋ねします。

その理由を選んでください。【〇は1つだけ】

- 第5期調査では、まったくつきあっていないと回答した理由としては「近所の人と関わる機会がない」が59.6%と最も高くなっている。第3期、第4期調査時と比較して、その割合は増加している。

図表 50【経年比較】「まったくつきあっていない」理由

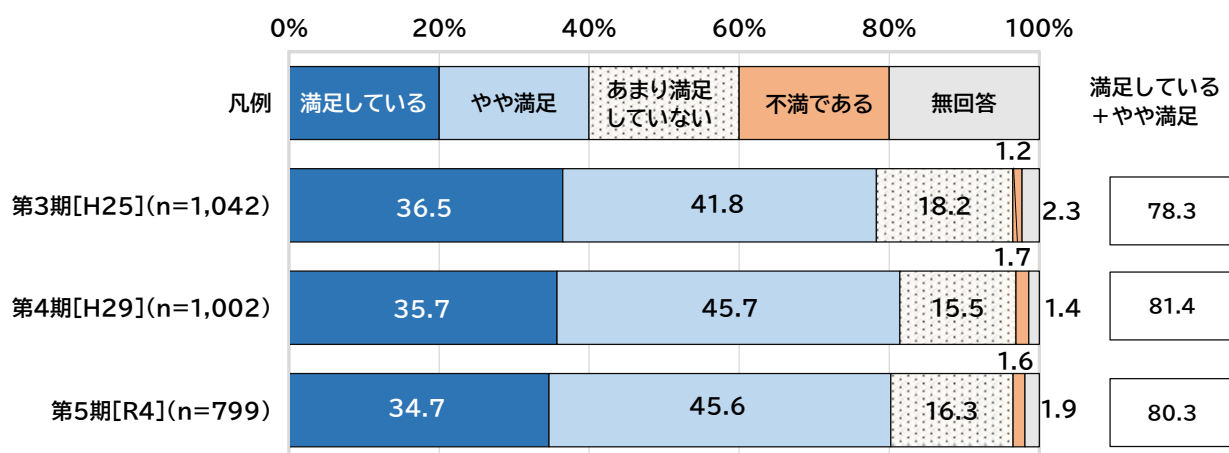


■問 10 あなたは現在の地域との関わりについて満足していますか。【〇は1つだけ】

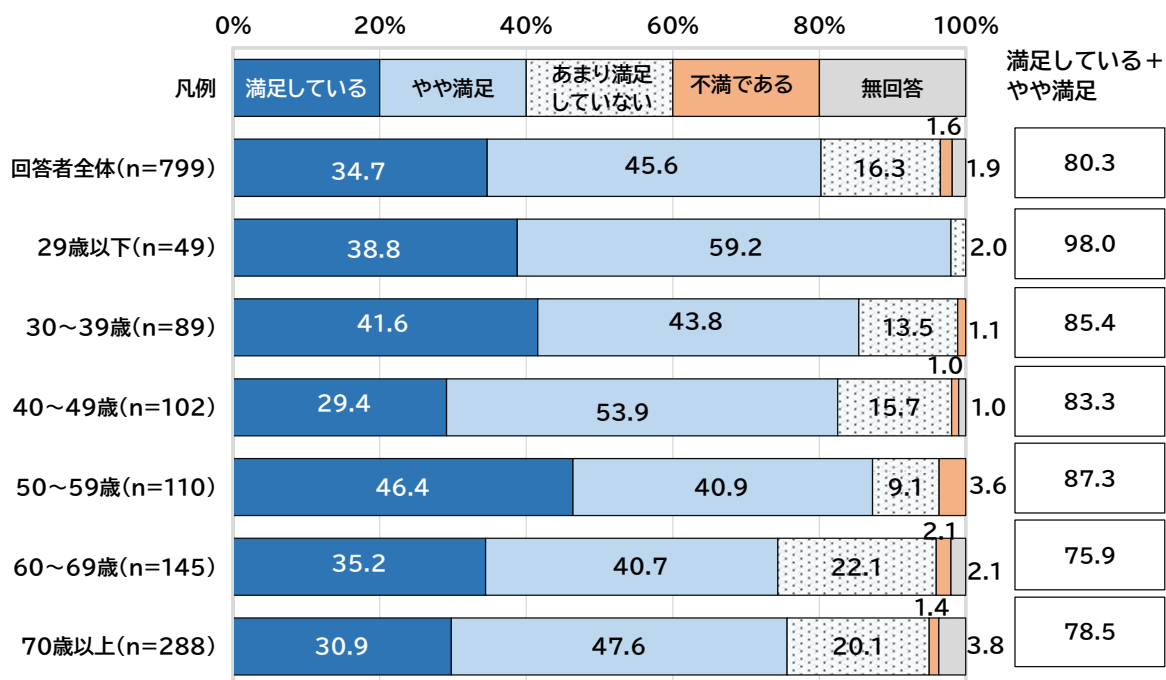
①隣近所とのつきあい／②区、自治体との関わり

- 隣近所とのつきあいに「満足している」「やや満足している」を合わせた割合は 80.3%であり、第3期、第4期調査時と同水準である。隣近所とのつきあいは希薄化しているが、課題（不満）として感じている人の割合は変わらない結果となっている。
- 年代別にみると、29歳以下は「満足している」「やや満足している」を合わせた割合が高い傾向にある。

図表 51【経年比較】隣近所とのつきあいの満足度

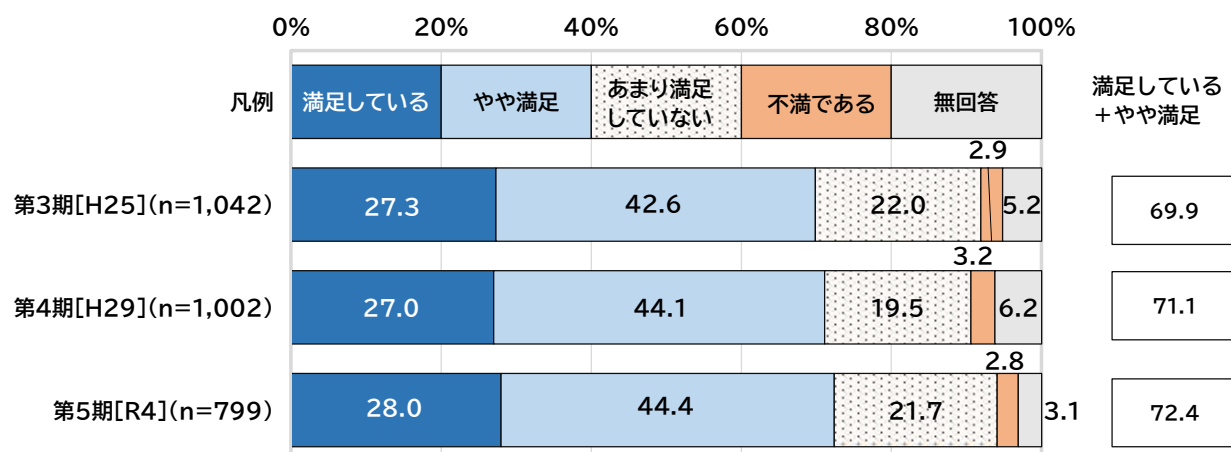


図表 52【年代別】隣近所とのつきあいの満足度

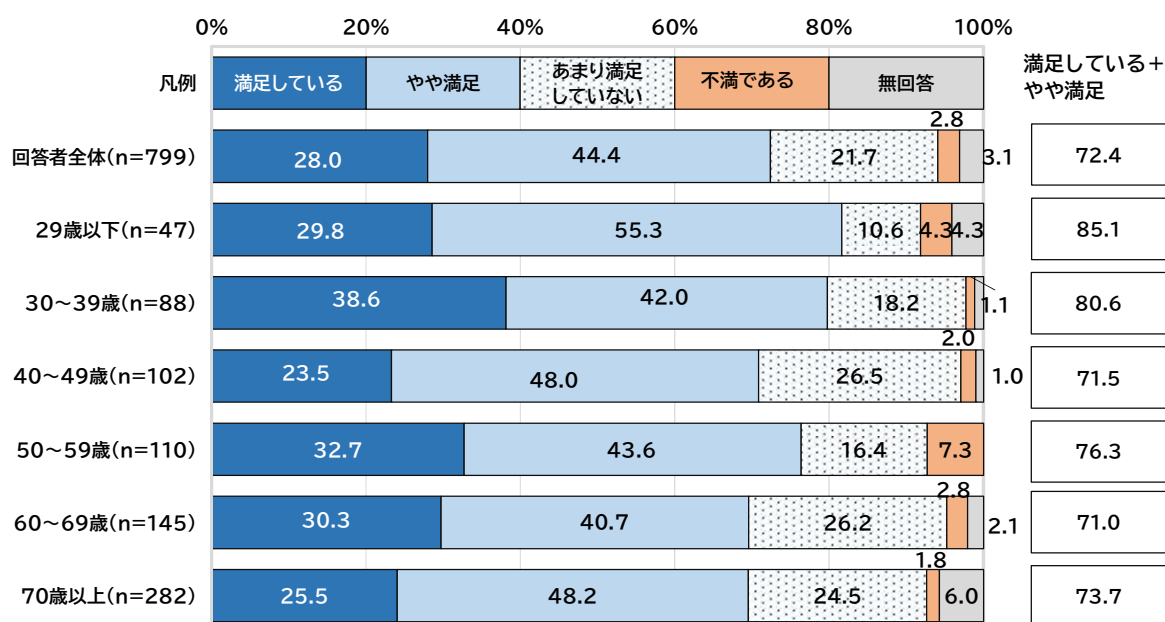


- 区、自治体との関わりに「満足している」「やや満足している」を合わせた割合は72.4%である。第3期、第4期調査時と同水準である。
- 年代別にみると、29歳以下、30代では、「満足している」「やや満足している」を合わせた割合が高い傾向にある。

図表 53【経年比較】区、自治体との関わりの満足度



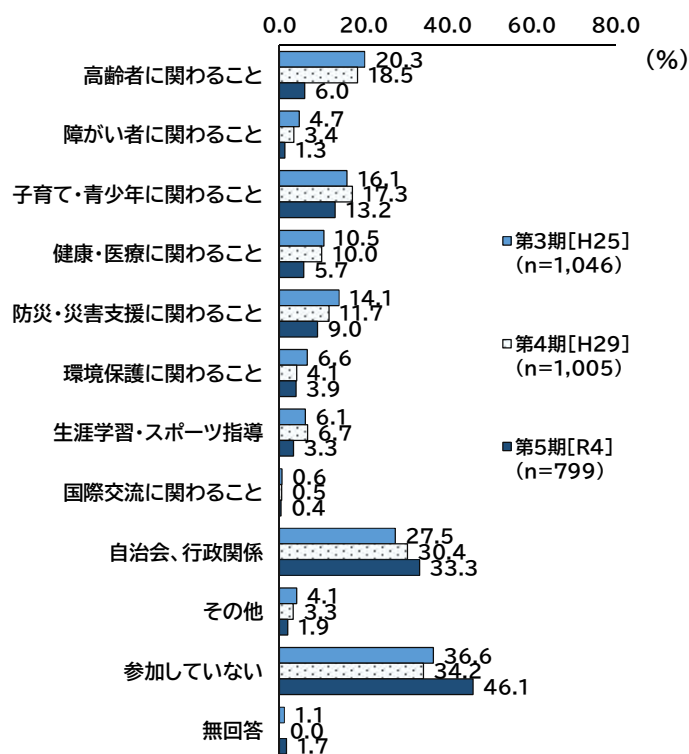
図表 54【年代別】区、自治体との関わりの満足度



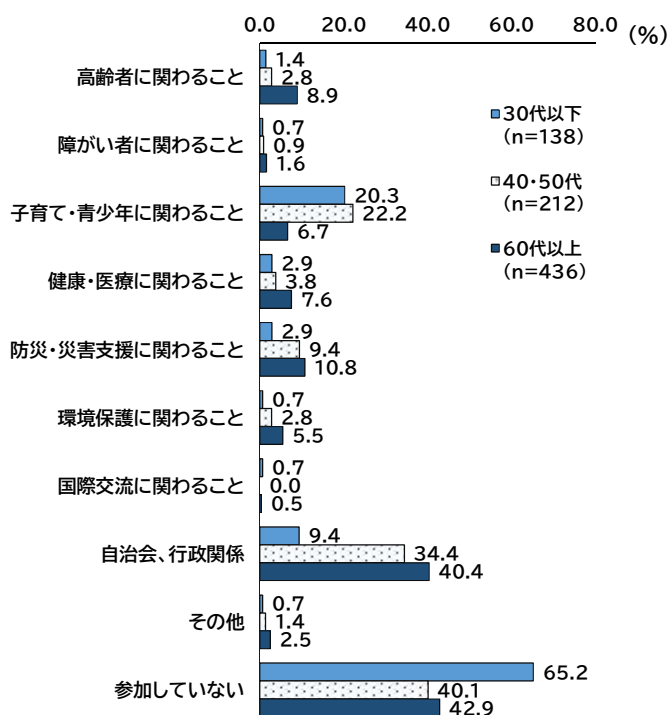
■問 11 (1) あなたは現在、どのような分野で「地域」の活動に参加していますか。【複数回答可】

- 地域活動への参加状況を見ると、「参加していない」が 46.1%と最も高い。参加している活動では「自治会、行政関係」が最も高く 33.3%である。
- 経年で比較すると、「自治会、行政関係」への参加割合は増加傾向であるが、それ以外の活動は減少し、「参加していない」の割合が上昇している。
- 年代別にみると、30 代以下で「参加していない」の割合が高くなっている。

図表 55 【経年比較】 参加している地域活動【複数回答】



図表 56 【年代別】 参加している地域活動【複数回答】

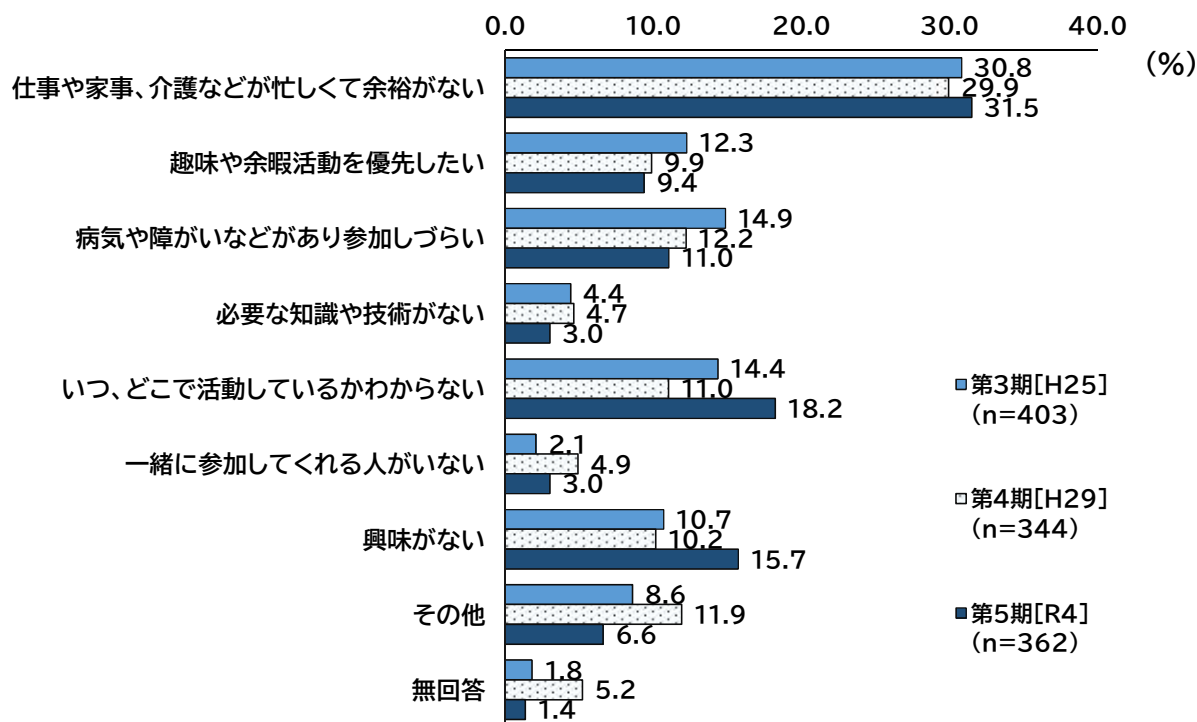


■問11(2) 問11(1)で「参加していない」を選択された方にお尋ねします。

その理由を選んでください。【〇は1つだけ】

- 地域の活動に参加していない理由としては、「仕事や家事、介護などが忙しくて余裕がない」が高くなっている。第3期、第4期調査と比較すると、「いつ、どこで活動しているかわからない」、「興味がない」の割合が増えている。

図表 57【経年比較】地域の活動に参加していない理由

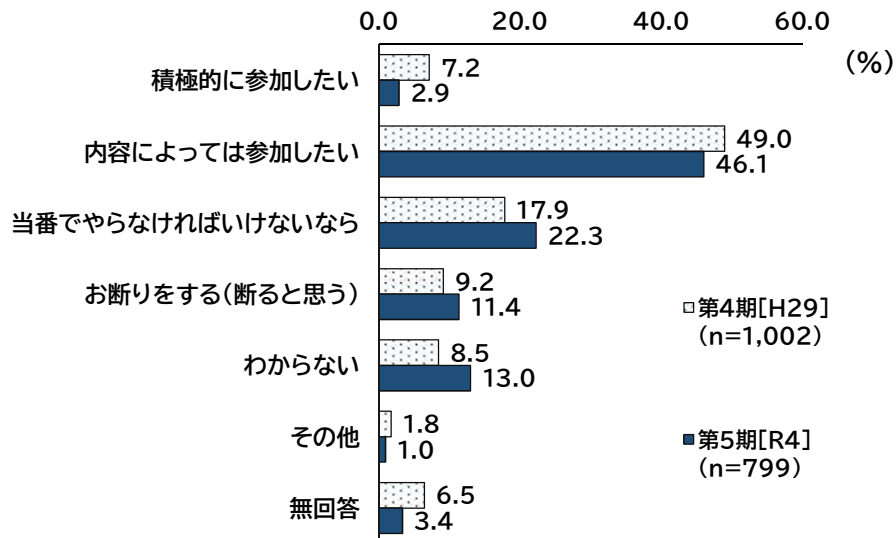


■問 11 (3) 今後、地域の活動に参加しようと思いますか。

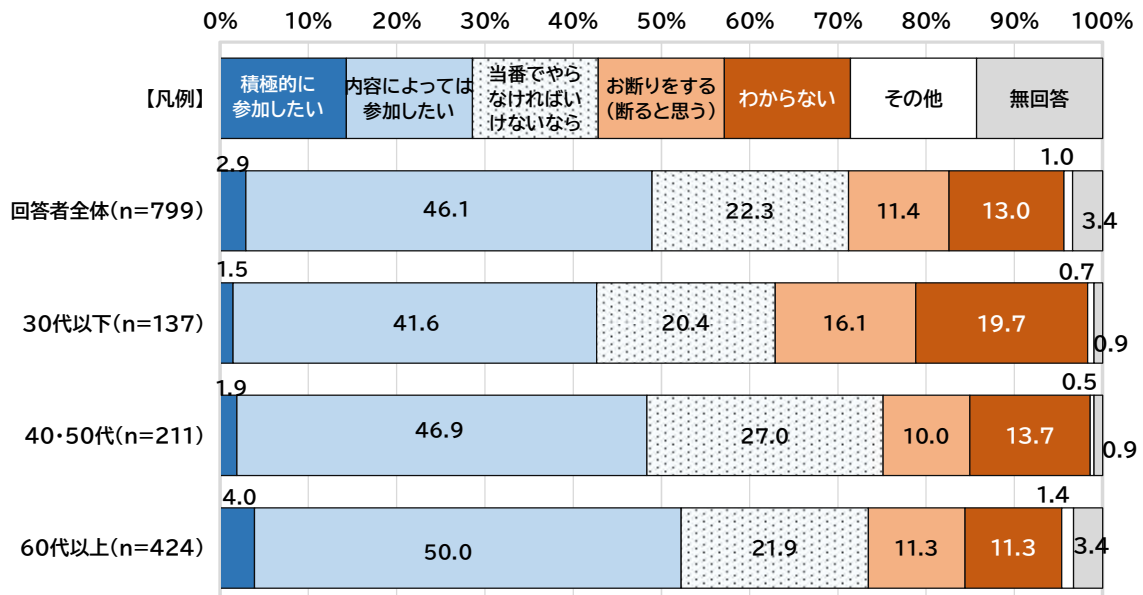
既に活動に参加している方は、新しい活動へも参加していきますか。【○は1つだけ】

- 今後の地域活動への参加意向をみると「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」を合わせた前向きな回答は49.0%である。経年でみると、大きな変化はない。
- 年代別にみると、「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」を合わせた前向きな回答は年代があがるにつれて高くなっている。

図表 58【経年比較】今後、地域の活動への参加意向



図表 59【年代別】今後、地域の活動への参加意向



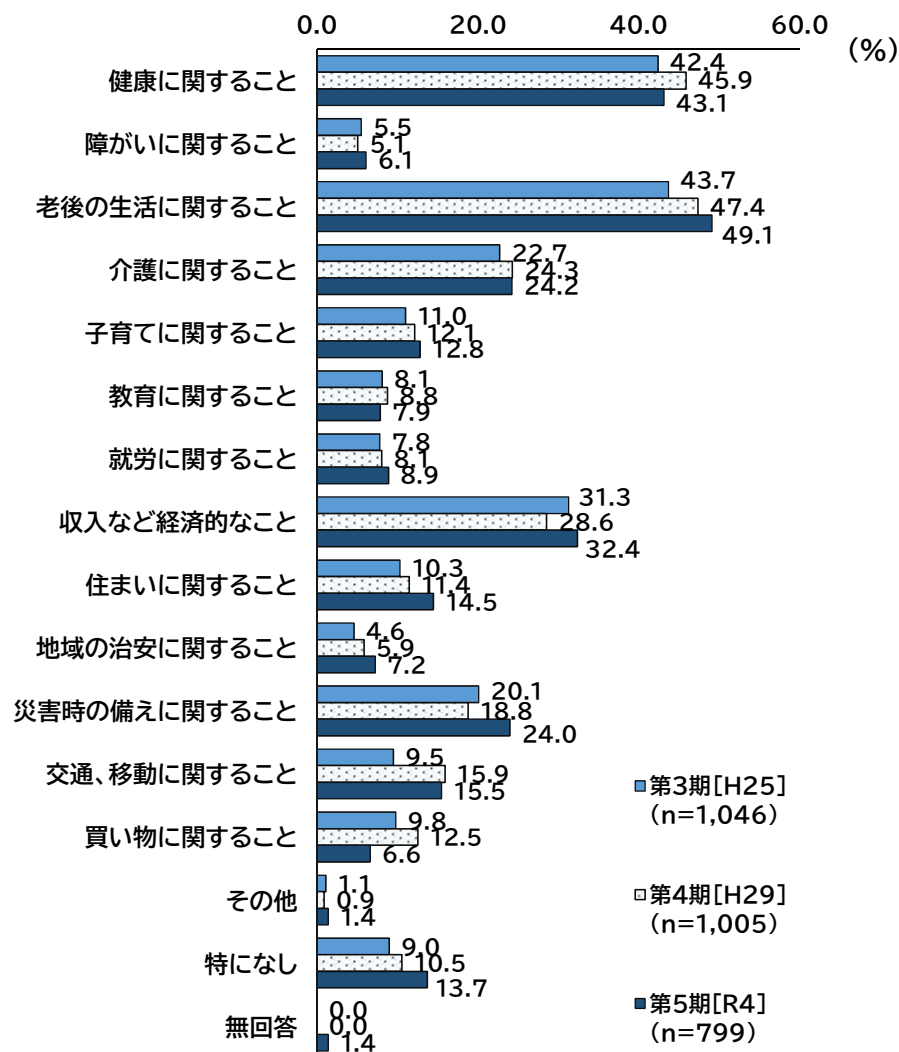
日常生活における悩みや不安について

■問 12 あなたの日常の悩みや不安についてお尋ねします。

(1) どのような悩みや不安を感じていますか。【複数回答可】

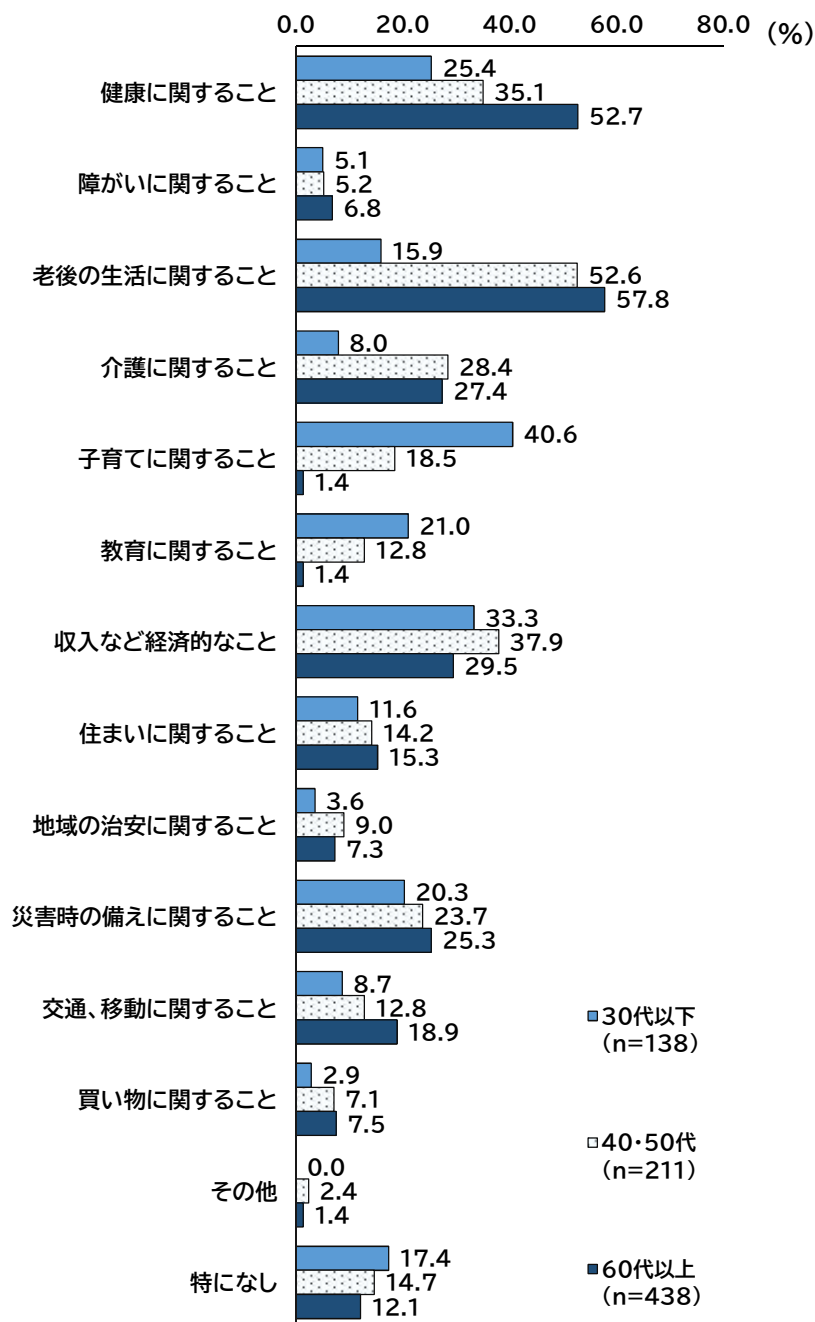
- 日常の悩みや不安としては「老後の生活に関すること」が 49.1%と最も高く、次いで「健康に関すること」、「収入など経済的なこと」となっている。
- 経年でみると、高齢化が進んでいることもあり「老後の生活に関すること」の割合が増加傾向である。

図表 60 【経年比較】 どのような悩みや不安を感じているか [複数回答]



- 年代別にみると30代以下は「子育てに関すること」が最も高く、40・50代は「老後の生活に関すること」、60代以上は「老後の生活に関すること」、「健康に関すること」が高くなっており、年代によって、悩みや不安の傾向は異なっている。

図表 61 【年代別】どのような悩みや不安を感じているか [複数回答]

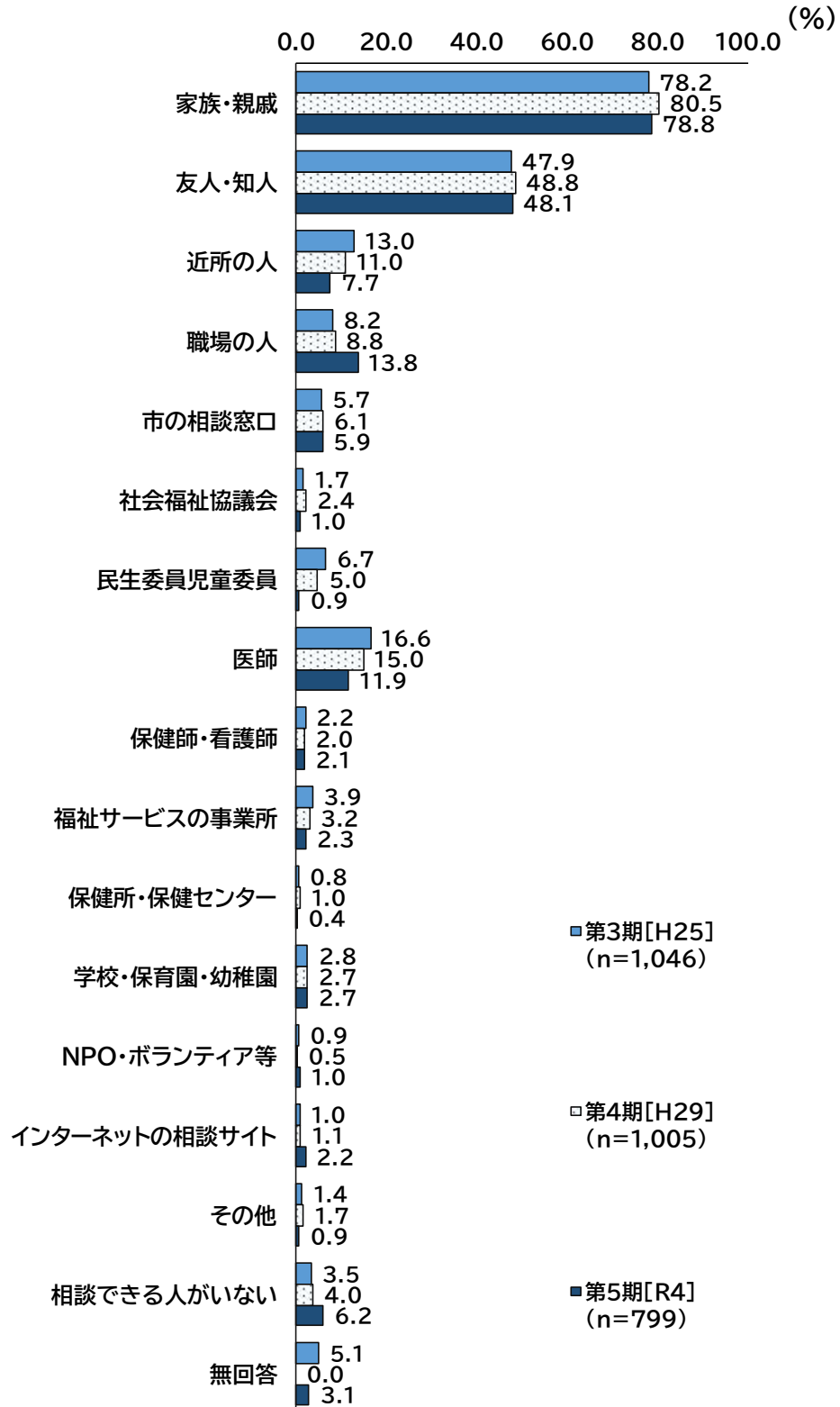


■問 12 あなたの日常の悩みや不安についてお尋ねします。

(3) 悩みや不安について相談する人、機関はありますか。【〇は3つまで】

- 悩みや不安について相談する人・機関は、「家族・親戚」が高くなっている。「相談できる人がいない」は6.2%（48人）である。

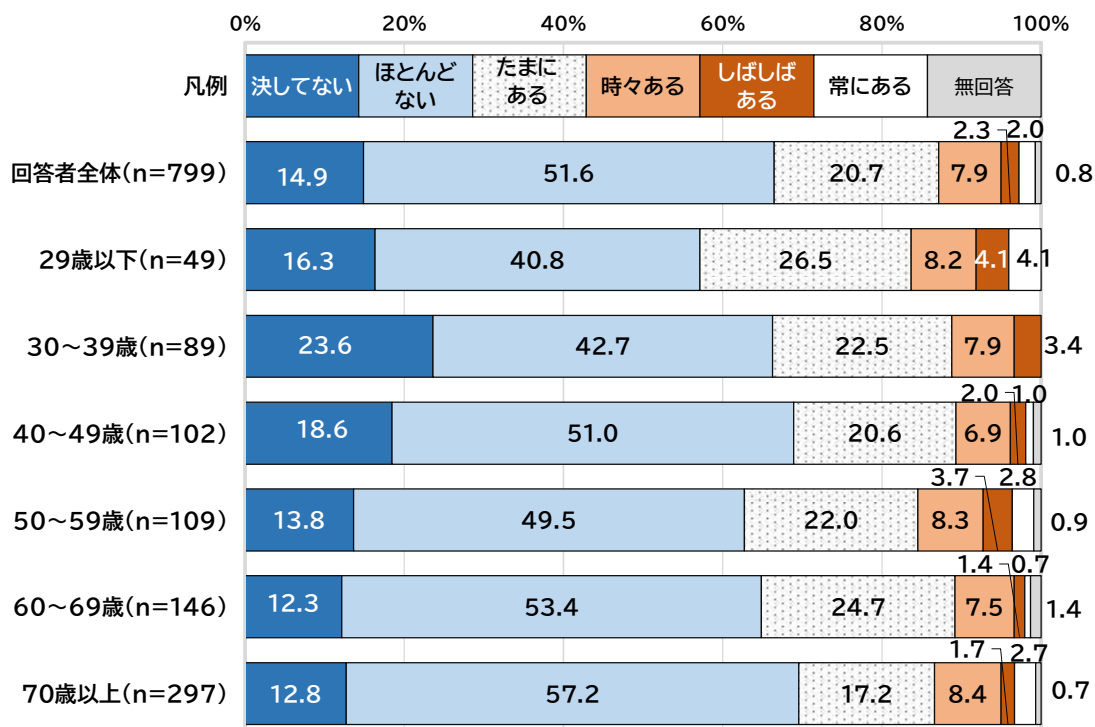
図表 62【経年比較】悩みや不安について相談する人、機関はあるか【3つまで選択】



■問 13 あなたは孤独であると感じることがありますか。【〇は1つだけ】

- 孤独を感じている割合（「たまにある」「時々ある」「しばしばある」「常にある」の計）をみると、回答者全体では 32.9%である。
- 年代別にみると、どの世代においても 1 割程度が孤独を感じている傾向にある。

図表 63 【年代別】孤独を感じる頻度

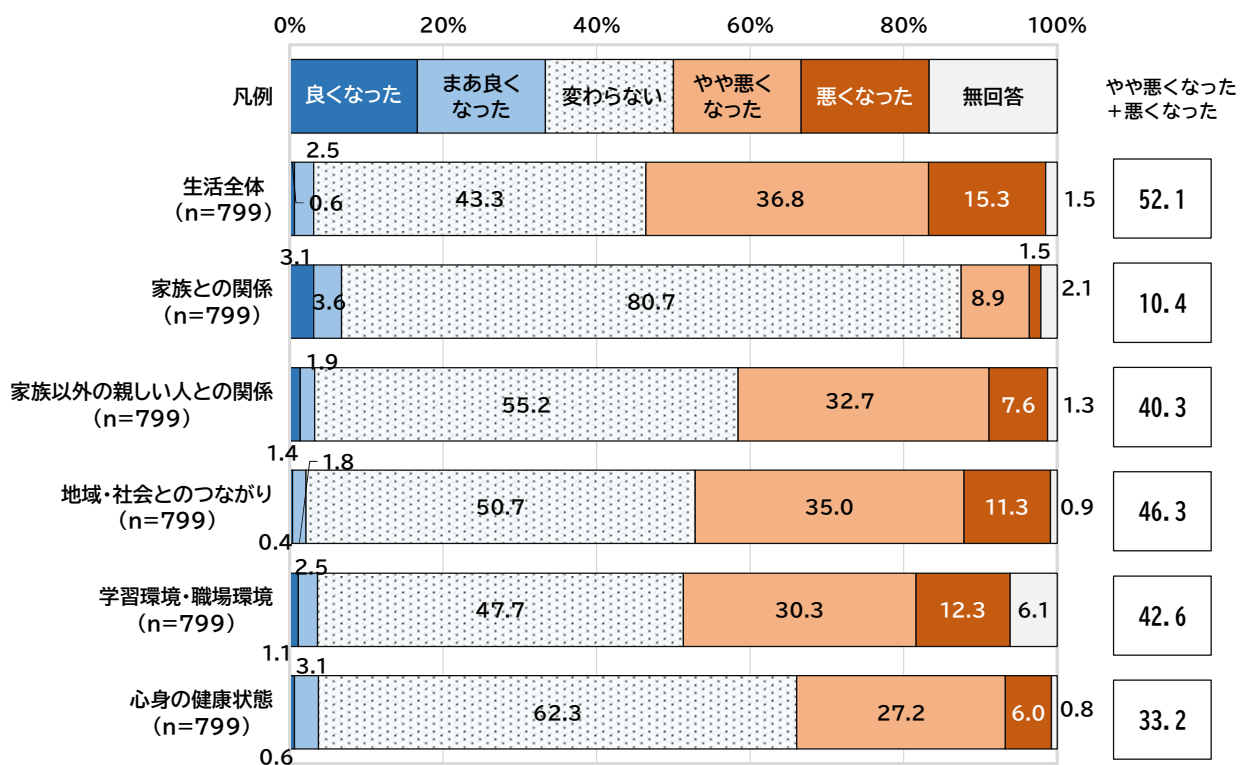


■問 14 新型コロナウイルス感染拡大により、日常生活にどのような変化がありましたか。

①～⑥について、それぞれお答えください。【①～⑥について、それぞれ〇は1つだけ】

- 新型コロナウイルス感染拡大により日常生活が悪化した割合（「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた割合）をみると「生活全体」は52.1%である。
- 生活の場面ごとにみると「地域・社会とのつながり」「学習環境・職場環境」「家族以外の親しい人との関係」は約4割が悪くなったと回答している。

図表 64 新型コロナウイルス感染拡大による日常生活の変化

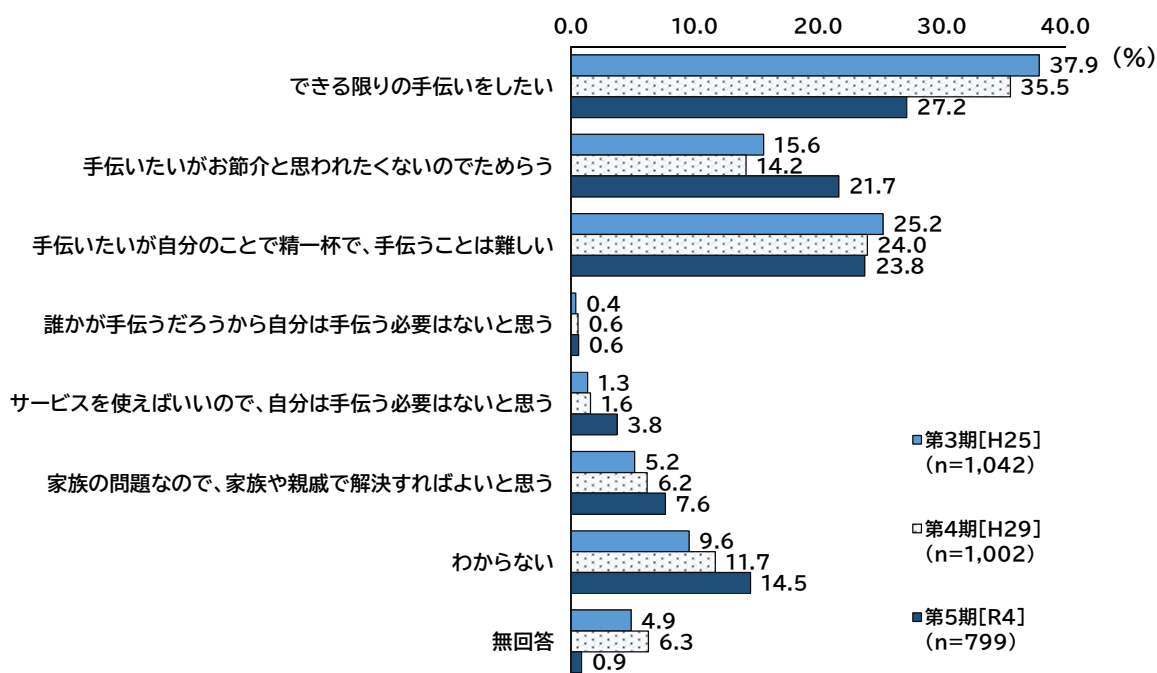


地域における支え合い・助け合いについて

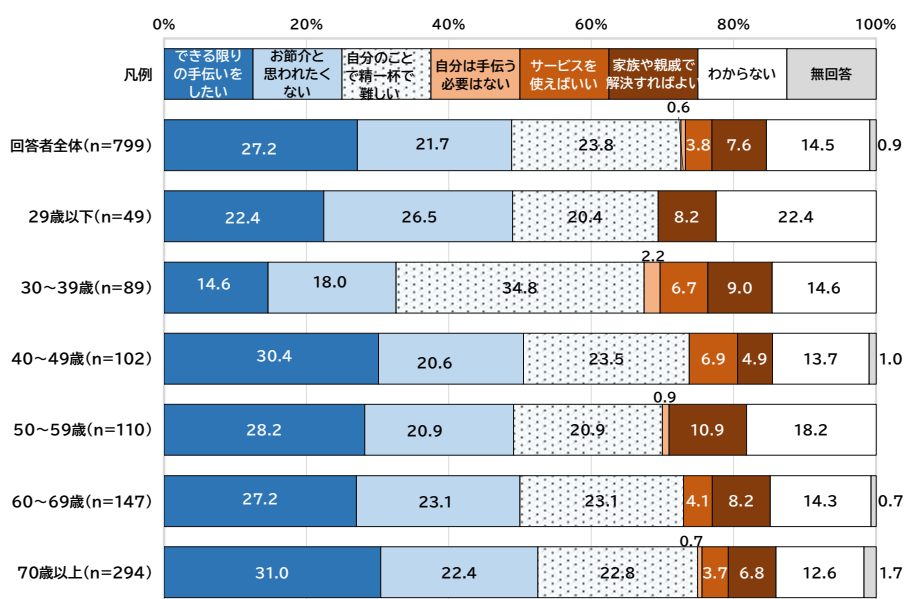
■問 15 あなたのご近所で困っている世帯があったら、どのような対応をしますか。【〇は1つだけ】

- ご近所で困っている世帯への対応としては「できる限りの手伝いをしたい」が27.2%であり、第3期、第4期調査より、割合が低下している。一方、「手伝いたいがお節介と思われたくないのでためらう」の割合は高くなっている。
- 年代別にみると30～39歳は「手伝いたいが自分のことで精一杯で、手伝うことは難しい」の割合が高く、「できる限りの手伝いをしたい」の割合が低い。

図表 65 【経年比較】困っている世帯への対応の仕方



図表 66 【年代別】困っている世帯への対応の仕方

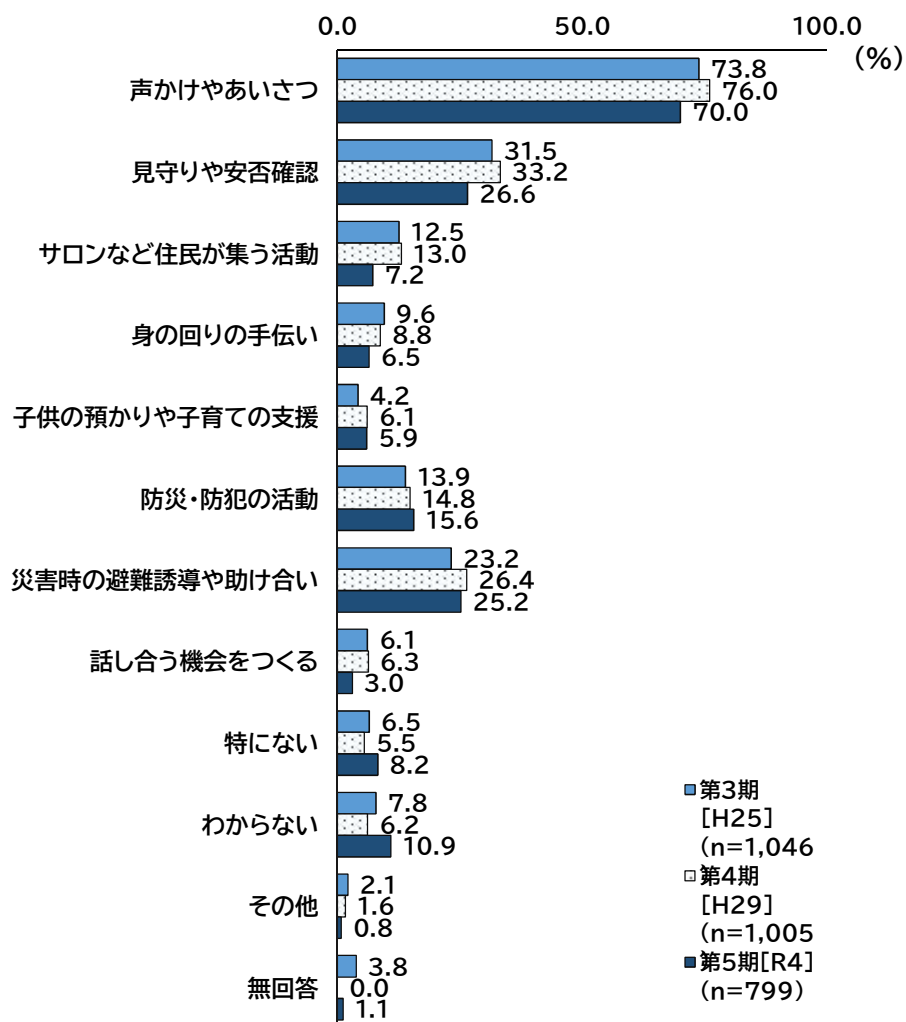


■問 16 住み慣れた地域で安心して暮らすために、あなた自身ができる活動はありますか。

【複数回答可】

- 住み慣れた地域で安心して暮らすためにできる活動は「声かけやあいさつ」が最も高くなっており、次いで「見守りや安否確認」「災害時の避難誘導や助け合い」となっている。

図表 67 【経年比較】住み慣れた地域で安心して暮らすためにできる活動【複数回答】

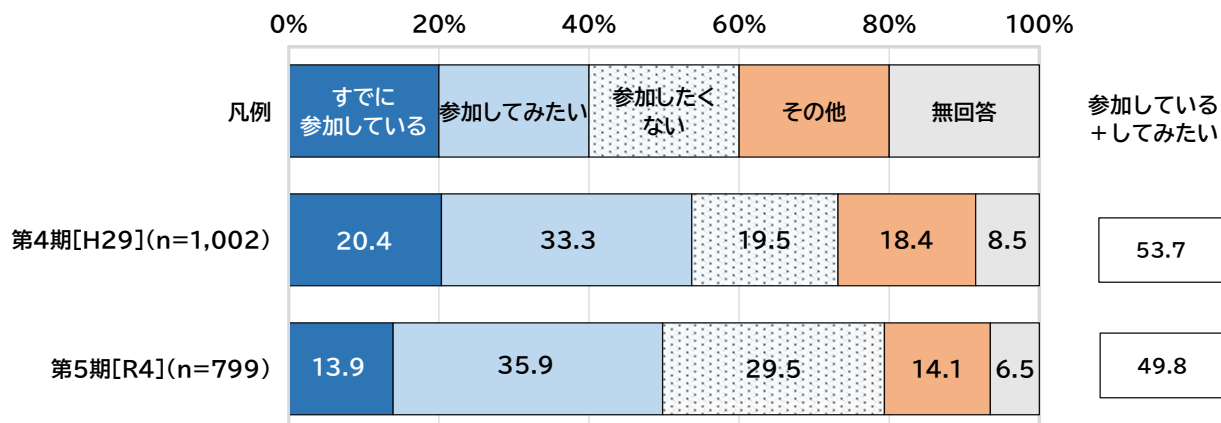


ボランティア活動について

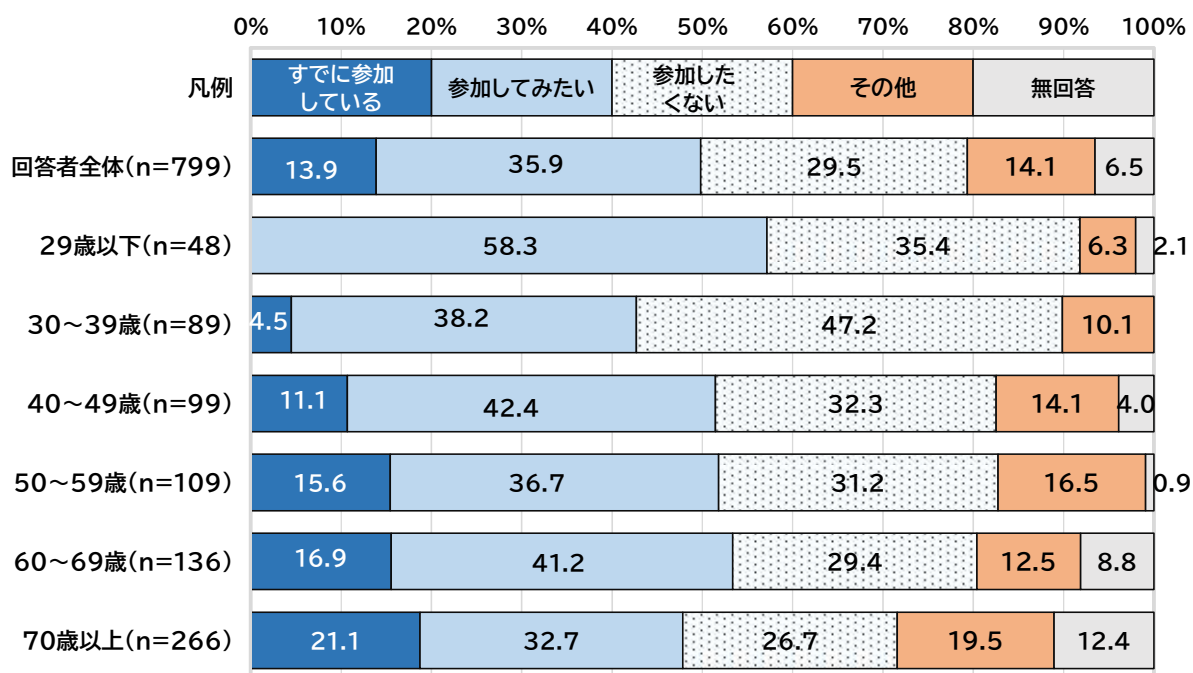
■問 19 あなたはボランティア活動に参加したいと思いますか。【〇は1つだけ】

- ボランティア活動への参加状況・意向としては「すでに参加している」「参加してみたい」を合わせた割合は 49.8%であり、第4期調査と同水準である。
- 年代別にみると、30～39歳の参加意向は低い傾向にある。

図表 68 【経年比較】ボランティア活動への参加意向



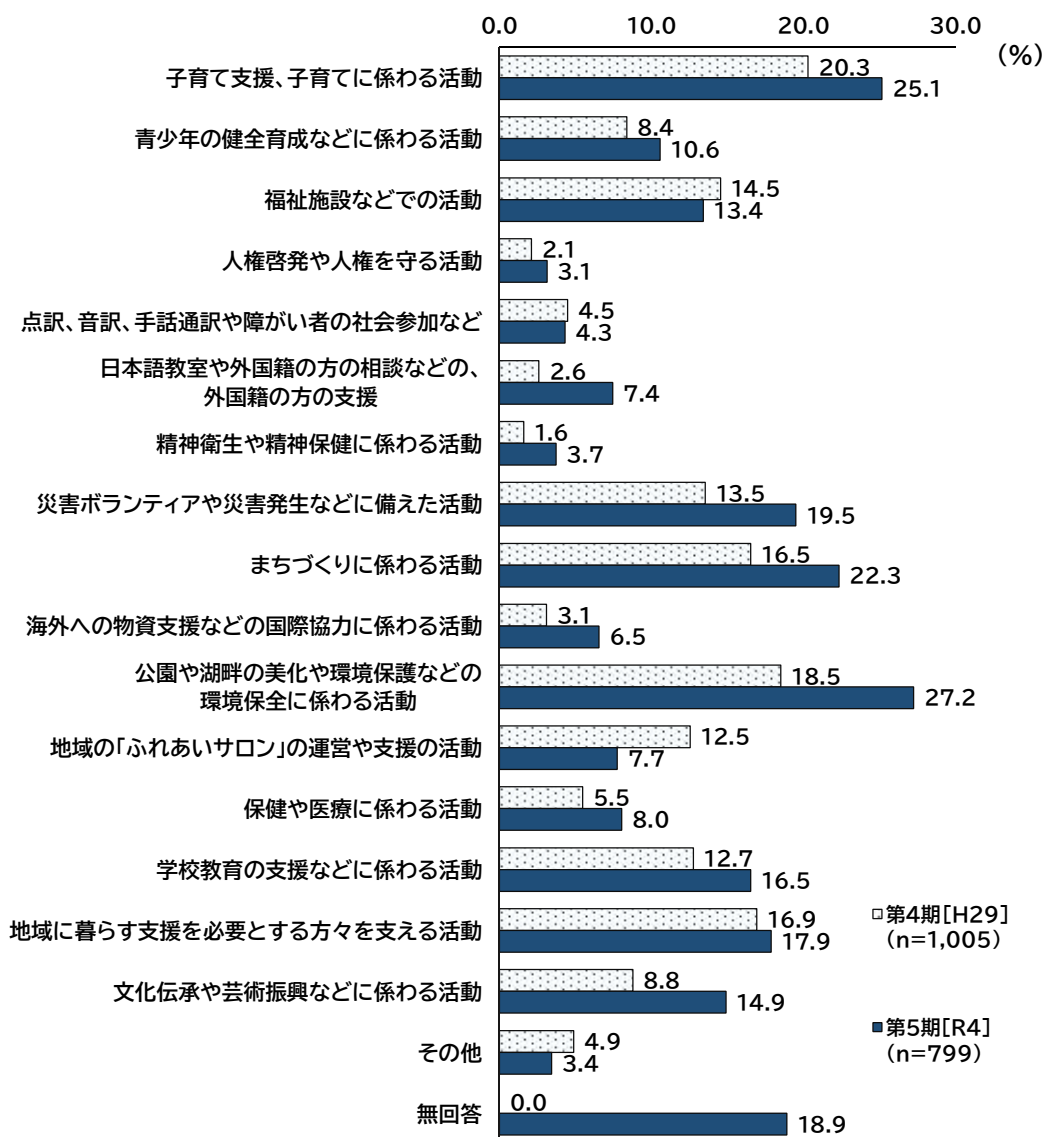
図表 69 【年代別】ボランティア活動への参加意向



■問 20 あなたがボランティア活動を行うとしたら、または、行っている活動はどのような活動ですか。【複数回答可】

- 現在、参加しているまたは参加してみたいボランティア活動は「公園や湖畔の美化や環境保護などの環境保全に係わる活動」が最も高く、次いで「子育て支援、子育てに係わる活動」となっている。
- 第4期調査時と比較して「公園や湖畔の美化や環境保護などの環境保全に係わる活動」の割合が最も上昇（8.7ポイント）している。環境に関する関心の高まりがうかがえる。

図表 70 【経年比較】現在、参加しているまたは参加してみたいボランティア活動
【複数回答】

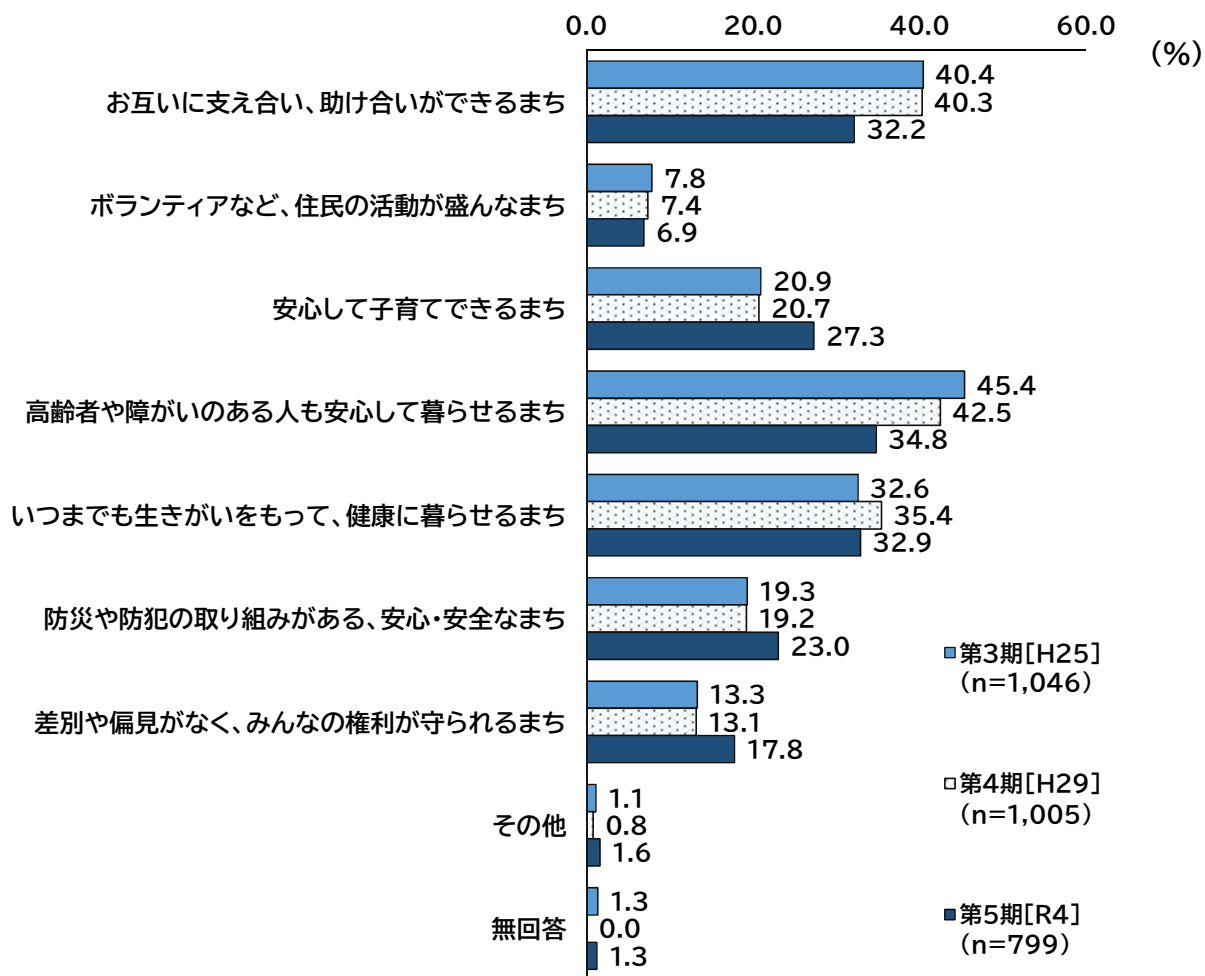


福祉の地域づくりについて

■問 17 あなたはこれから諏訪市をどんな「福祉のまち」にしたいですか。【〇は2つまで】

- 本市をどんな福祉のまちにしたいかという設問に対しては、「高齢者や障がいのある人も安心して暮らせるまち」「いつまでも生きがいをもって、健康に暮らせるまち」「お互いに支え合い、助け合いができるまち」の割合が高くなっている。
- 経年でみると、「安心して子育てできるまち」の割合が最も上昇（6.6ポイント）している。

図表 71 【経年比較】諏訪市をどんな「福祉のまち」にしたいか [2つまで選択]

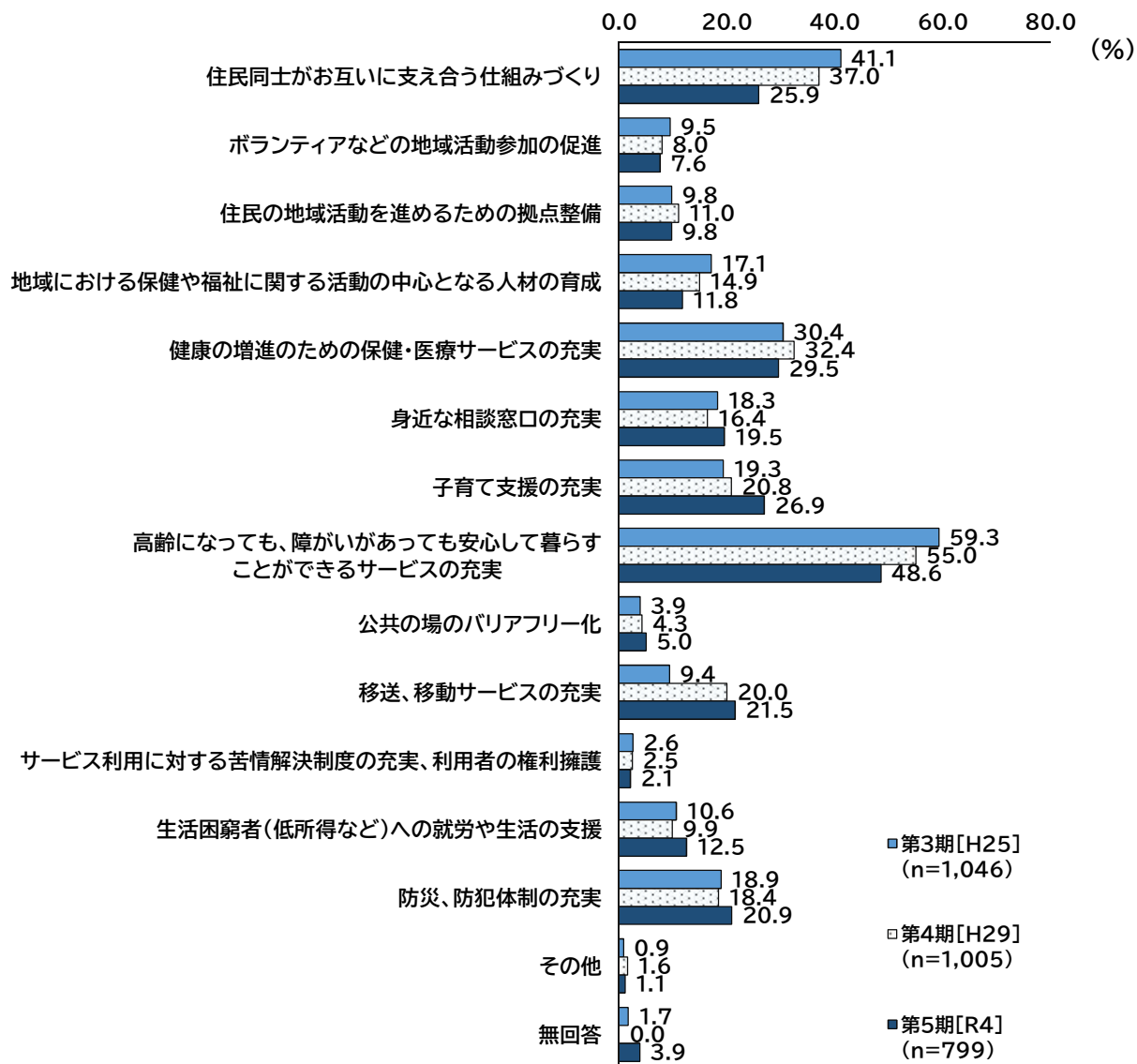


■問 18 地域福祉を進めるうえで、重点的に取り組む必要があると思うものを選んでください。

【〇は3つまで】

- 地域福祉を進めるうえで、重点的に取り組む必要があると思うものは「高齢になっても、障がいがあっても安心して暮らすことができるサービスの充実」が最も高く、次いで「健康の増進のための保健・医療サービスの充実」となっている。

図表 72 【経年比較】地域福祉推進に向けた重点的な取組み [3つまで選択]



2 地域福祉に関する中学生アンケート

○調査の目的

次期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画策定にあたり、今後地域福祉推進を担う若い世代から意見を聴取し、地域課題の発見やそれらを解決するための施策につなげることを目的とする。

○実施概要

- 学校を通じて調査依頼の用紙を配布し、WEBからの回答を依頼した。
- アンケートはプライバシー保護のため無記名で行った。
- 対象者：諏訪市内にある5つの中学校に通う2年生
- 実施期間：令和5（2023）年1月24日（火）～2月28日（火）
- 回答数：403件

○回収数

	上諏訪中学校	諏訪中学校	諏訪西中学校	諏訪南中学校	諏訪清陵高校 附属中学校	総数
回収数	39	73	85	128	78	403

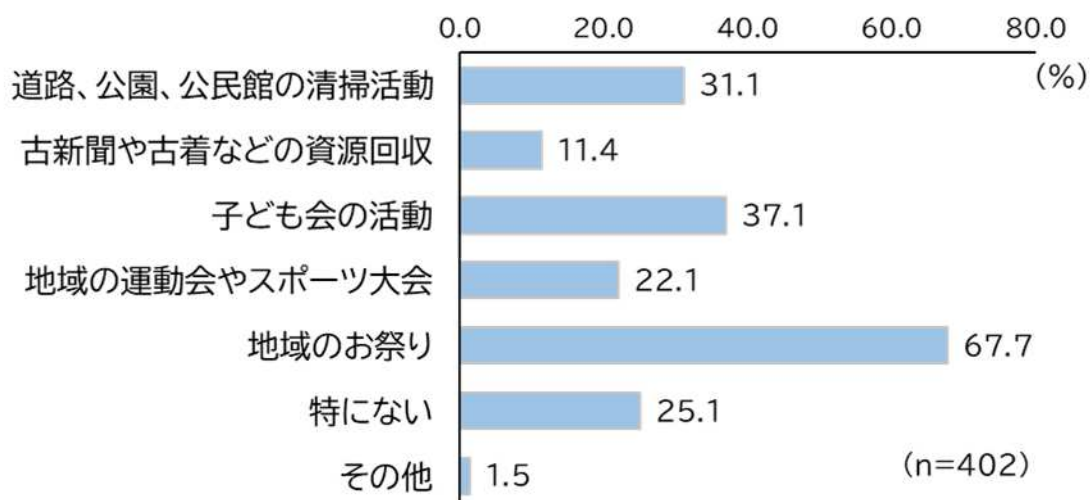
○調査結果を見る際の留意点

- 報告書のパーセント数字は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や文中に示す数値とグラフの数値が一致しない場合がある。
- 図表内のnは該当する設問の回答者数を表す。無回答を除いて集計しているため、設問ごとに回答者数が異なる。
- 1人の回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答の設問では、回答数の合計を回答者数（n）で割った比率を示しており、比率の合計は100%を超える。

地域活動の参加状況・意向

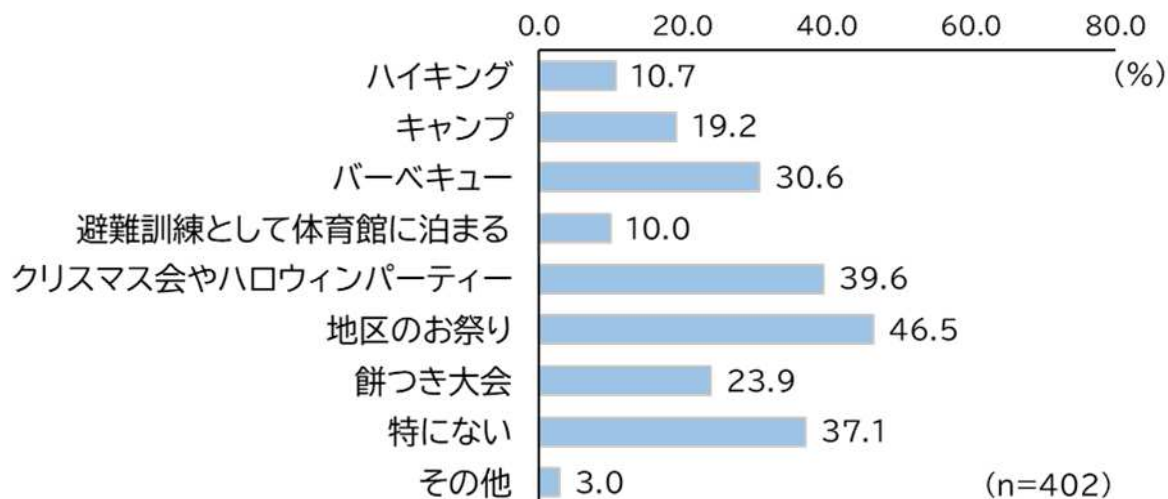
■問1 あなたは、地域（学校の授業や行事以外）で、次の活動に参加したことがありますか。
【あてはまるもの全てに○】

「地域のお祭りに参加したことがある」が67.7%と最も高くなっている。



■問2 あなたは、次の活動に地区の人たちと参加したいと思いますか。【したいもの全てに○】

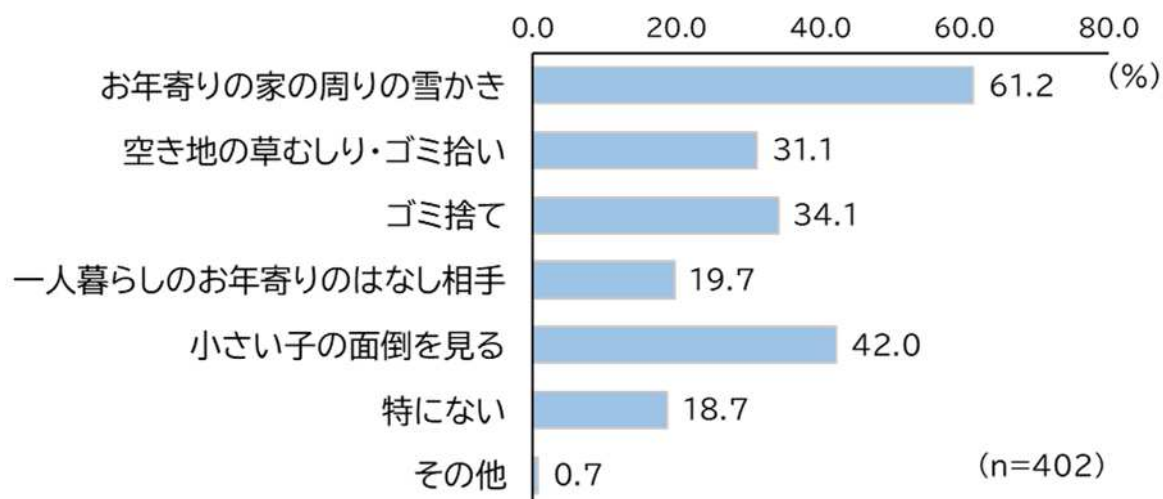
「地区のお祭り」が46.5%、「クリスマス会やハロウィンパーティー」が39.6%、「バーベキュー」が30.6%の順に高くなっている。一方で「特にない」という回答は約4割となっている。



ボランティア活動の状況・意向

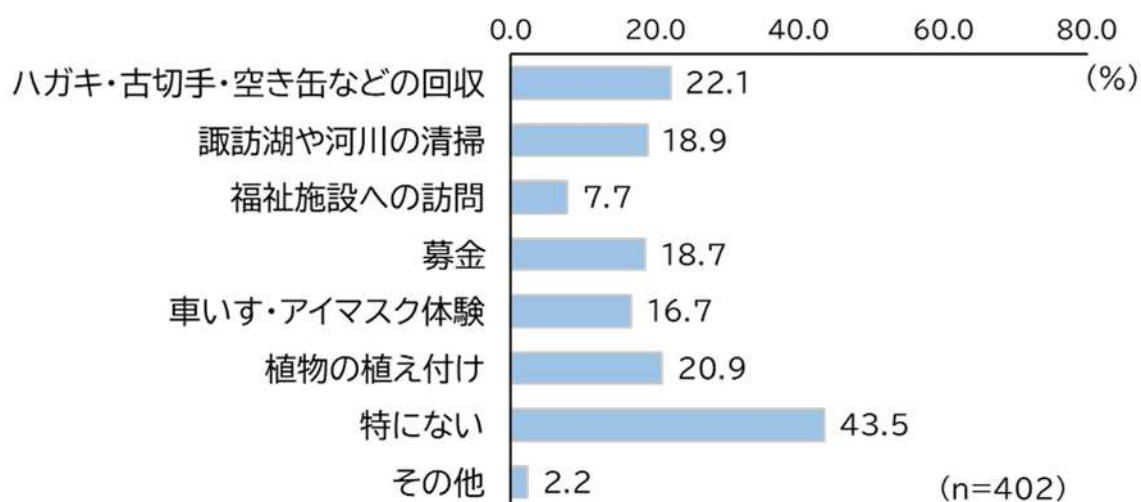
■問3 あなたは、地域で次のような事で困っている人が近所にいたらお手伝いをしたいと思いますか。【したいと思うもの全てに○】

「お年寄りの家の周りの雪かき」が61.2%と最も高く、次いで「小さい子の面倒を見る」が42.0%となっている。「特にない」は2割程度となっており、約8割の生徒が参加意向を示している。



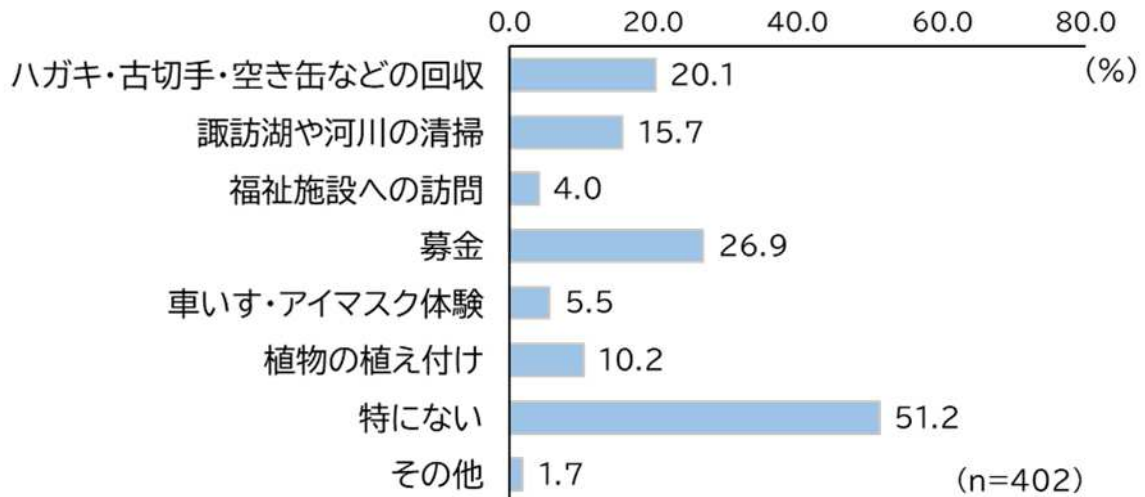
■問4 あなたが、次のうち学校での活動を含め、実際にやってみて「楽しい」、「やりがいがある」と思った活動は何ですか。【そう思ったもの全てに○】

ボランティア活動で楽しさややりがいを感じている生徒は、各活動で1~2割となっているが、「福祉施設への訪問」は1割以下と低い。また、4割を超える生徒が「特にない」と回答している。



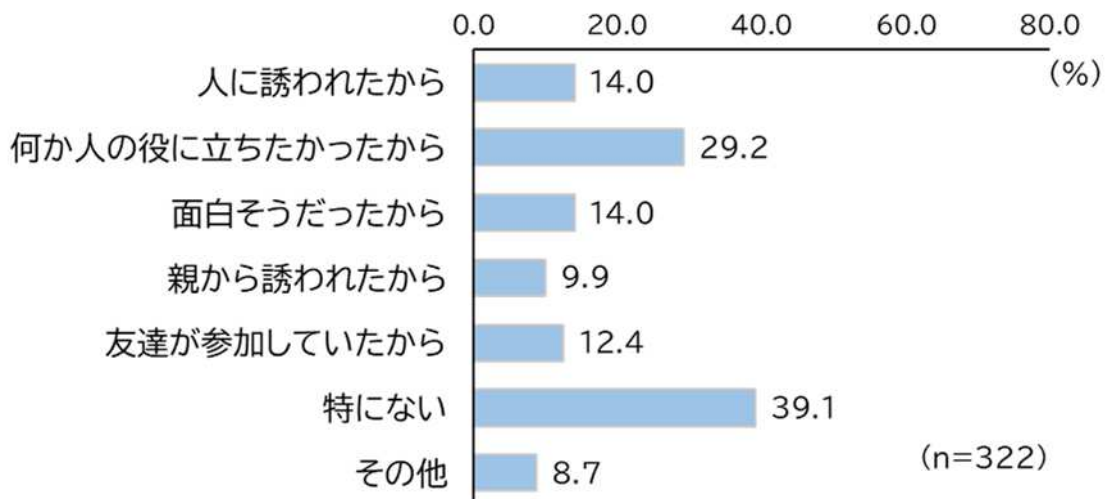
■問5 あなたは、学校での活動などによる全員参加のもの以外で、自発的に次の活動へ参加したことはありますか。【あてはまるもの全てに○】

「募金」が26.9%、「ハガキ・古切手・空き缶などの回収」が20.1%、「諏訪湖や河川の清掃」が15.7%の順に高い。5割を超える生徒が「特にない」と回答している。



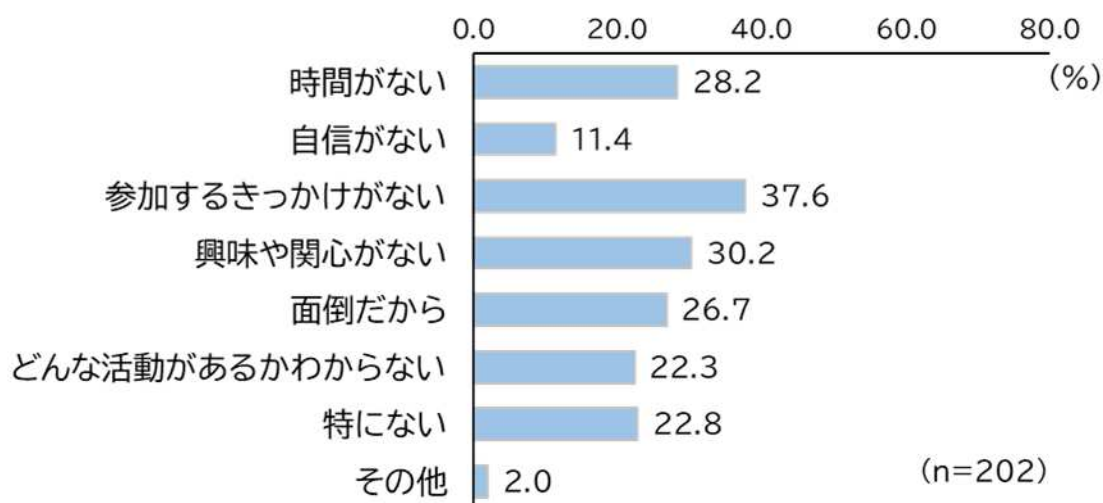
■問6 「問5で「特にない」以外に○をつけた方」におうかがいします。参加したきっかけは何ですか。【あてはまるもの全てに○】

「何か人の役に立ちたかったから」が29.2%と高く、次いで、「人に誘われたから」が14.0%、「面白そうだったから」が14.0%、「友達が参加していたから」が12.4%の順になっている。



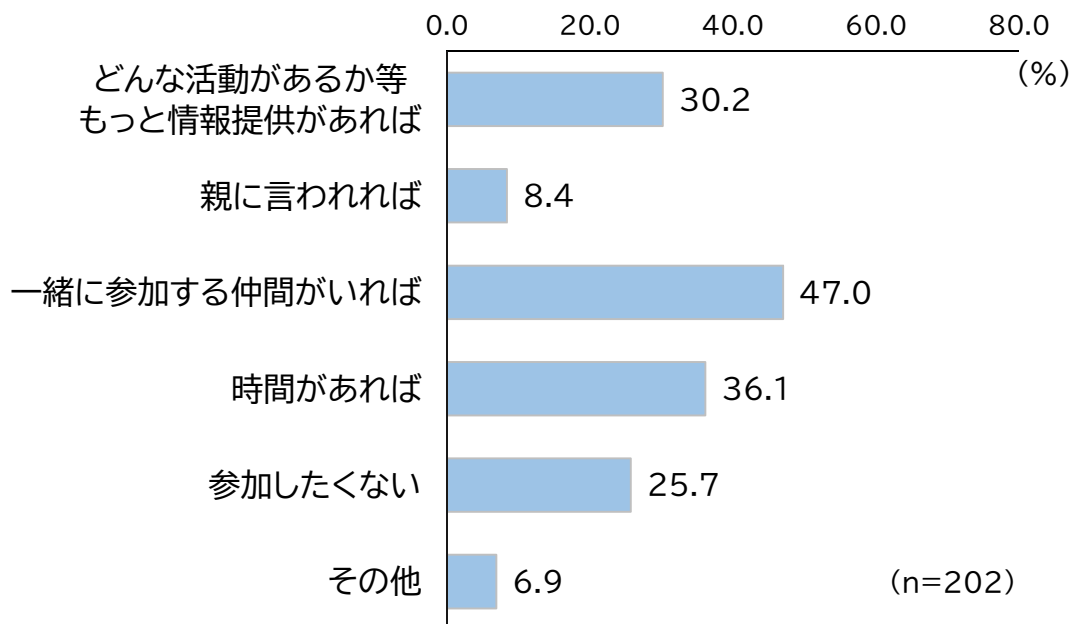
■問7 「問5で「特にない」以外に○をつけた方」におうかがいします。選んだ理由は何ですか。
【あてはまるもの全てに○】

「参加するきっかけがない」が37.6%、「興味や関心がない」が30.2%と高くなっている。

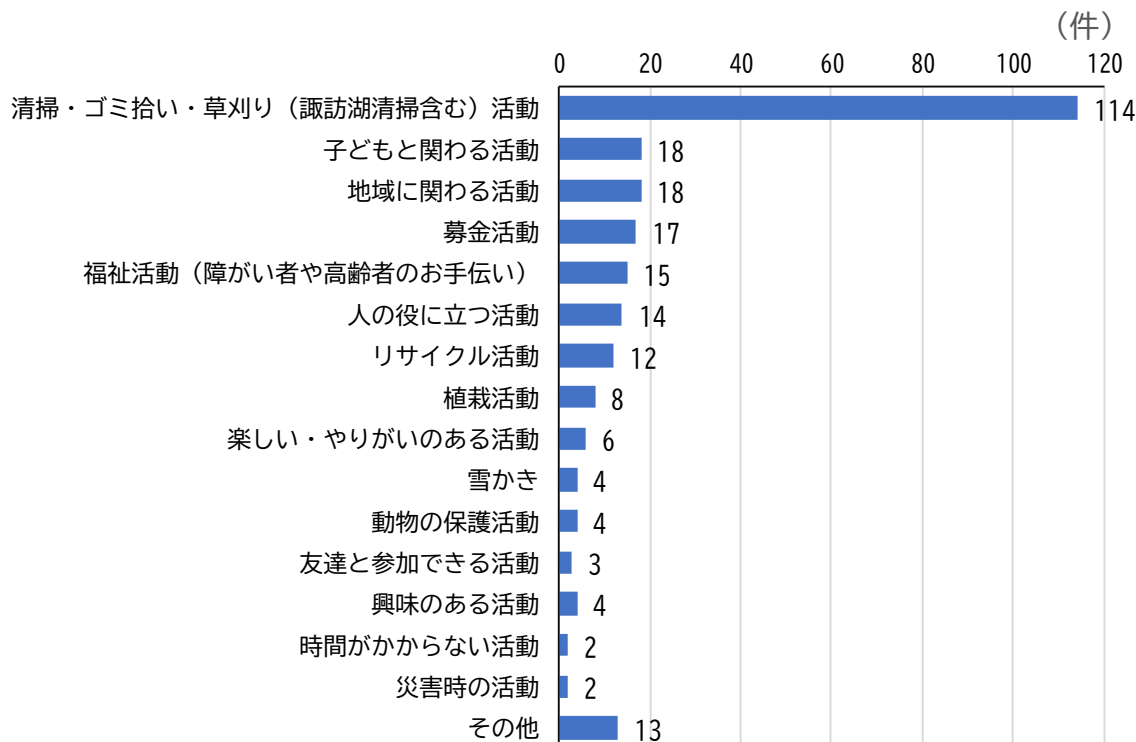


■問8 「問5で「特にない」以外に○をつけた方」におうかがいします。どうすれば参加したくなると思いますか。【あてはまるもの全てに○】

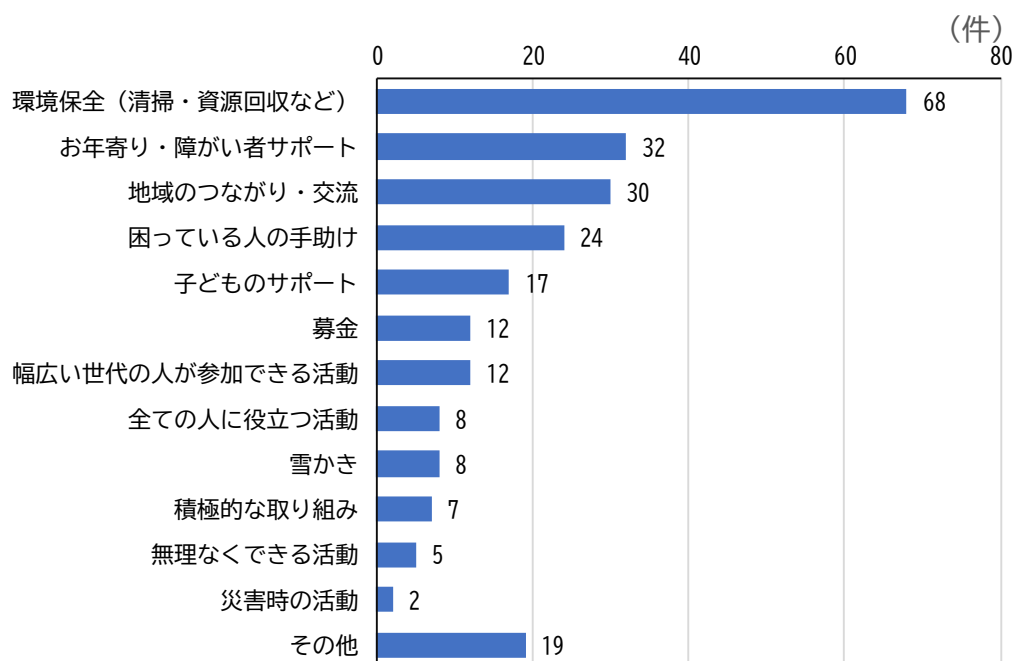
「一緒に参加する仲間がいれば」が47.0%と最も高い。「時間があれば」が36.1%、「どんな活動があるか等もっと情報提供があれば」が30.2%となっている。



■問9 今後、どのようなボランティア活動に参加してみたいと思いますか。【自由記述を整理】



■問10 すべての世代の人たちが暮らしやすい社会を作るためには、どのようなボランティアが必要だと思いますか。【自由記述を整理】



3 地域福祉座談会・福祉団体懇談会

○実施概要

地域福祉座談会	福祉団体懇談会
<p>目的： 市民の地域福祉に対する意識や地域ごとの課題把握のために実施。</p> <p>参加者： 市民、地区社協役員、民生委員、ボランティア団体、地域福祉計画策定委員、市職員、社協職員等</p> <p>開催日・会場： 【上諏訪地区】 日にち 令和5（2023）年2月2日（木） 場所 市役所 5階 大会議室 【豊田地区・四賀地区・中洲地区・湖南地区】 日にち 令和5（2023）年2月6日（月） 場所 湯小路いきいき元気館3階交流ひろば</p>	<p>目的： 各団体が日頃の活動の中で感じている福祉課題について共有・検討するために実施。</p> <p>参加者： ボランティア・市民活動センター登録抽出団体、市内福祉団体、地域福祉計画策定委員、市職員、社協職員等</p> <p>開催日・会場： 日にち 令和5（2023）年2月6日（月） 場所 湯小路いきいき元気館3階交流ひろば</p>

○地域福祉座談会及び福祉団体懇談会で出された地域課題(抜粋)

◆高齢者

- ・ひとり暮らしの高齢者や支援が必要な高齢者が増加している。
- ・趣味のない高齢者(特に男性)が増加している。
- ・男性高齢者のサークル活動の機会が少ない。
- ・趣味のサークルの高齢化が進んでいる。
- ・高齢者の交流や集まり、会話が減少している。
- ・フレイル予防／運動不足解消が必要である。
- ・寒いと運動や外出をしなくなる。
- ・高齢者の運動不足による筋力の衰え。

◆子ども・若者

- ・子どもたちが減っている、子どもの声が聞こえない。
- ・悩みを抱える親。
- ・子育てに悩む親が多い。
- ・入園前の乳幼児を育てる親(特に母親)の孤立。
- ・相談支援の後のフォローが必要。
- ・子どもの遊び場、居場所や遊ぶ時間がない。
- ・子どもの登下校含めた安全性の確保が必要。
- ・子どもと高齢者がふれあう機会が少ない。
- ・地域との関わりが中学生になると減少する。
- ・地区内で大人が地区の子どもを知らない。子どもが地区の大人を知らない。

- 子育てサークルに対する行政の支援が不十分。
- 若い力が足りない。若い人が減っている。
- 若い人同士のつながり、連帯感がない。交流できる場がない。

◆暮らしの困りごと

- 買い物に不自由な高齢者が増加している。
- 生活用品・魚、肉店が遠い。お店が少ない。どうしても乗用車が必要。
- 高齢者の免許返納は必要であるが、免許返納することができない人が多い(田んぼ、畑での作業に車が必要であるため)。
- 共同浴場に行きたいが歩行が大変になっており、毎日に行けない。
- 坂が多い地区では、高齢者の移動が大変。
- バス停が少なく、距離がある。通っていても使いにくい。
- ゴミ出し(当番)が大変である。
- 雪かきが出来ない。

◆防災

- 個人、区によって防災意識に差がある。防災における全区の意思統一、意識、備えが必要。
- 災害時の要援護者援護計画が働き盛りの人に頼っていて実践的でない。
- 高齢者の災害時の避難が不安。
- 地震の避難場所がどこかわからない。
- 大雨の時、避難場所の災害リスクが高い。

◆空き地・空き家

- 空き家・空き地が増加している。
- 空き家が整備されていない(ハチの巣があり危険等)。
- 土地の価格は安いが地盤の改良にかかる費用が高い。
- 県営住宅が今後どうなっていくか不安。

◆生活環境

- 通学路で車が怖い。街灯が少ない。
- 道路に危険な箇所が多い(歩けない!)。
- 歩道が狭く、でこぼこがあり、障がい者、老人が安全に移動できない。
- 街路樹やベンチが少ない=ほっとする場所、花壇が少ない。
- 飯島橋がなくなり、通学路が心配。国道沿いに歩くしかない

◆新型コロナウイルス感染症による変化

- コロナにより人との付き合い(つながり)が減った。
- コロナにより交流の場が減った(特にお年寄り)。
- 各区のボランティア団体の活動がコロナ・高齢化により停滞している(老人クラブ・サロン)。
- 行事への参加者の減少、祭り(神事のみ)の中止。
- 区内の集まりの減少によりコミュニケーションが減った。
- 学校との関係が希薄化した。児童との交流の場が減少した。

◆孤立や引きこもりに関する地域課題

- 制度はあるのに困っている人を見つけられない、繋がれない。
- 外国人住民が孤立している。子どもの教育や経済状況等も課題。
- 地域活動に出てこない人が孤立しやすく心配である。
- 年配者や若者のひきこもり等のケースが増加している。
- 周囲はサービスが必要と思ってもサービスを拒否する人や他人が家に入ることを拒否する人、声をあげられない人への対応が必要。

◆ご近所付き合い

- ご近所の関係が希薄化している。つながりがない、そのため変化に気づけない。
- 隣近所の人顔が分からない／接し方が難しい。
- ちょっと頼りたいとき、ご近所さんがいない。
- 人嫌いの方との関わり方が難しい。
- 民生委員としてひとり暮らしのお年寄りの見回り方が難しい。
- 新しい住民が分からない、引越してくる人がいても区に未加入である。
- 地域行事に出てくる人が限定的、出払いや地区行事の参加者が減少している。
- 自助 → (共助) → 公助が大切であるが、地域の中の「共助」がない。
- ちょっとした助け合いがしにくい。地区の住民がよく分からない。
- 地域とのつながりを求めない人がいる。
- 隣近所の助け合いの絆が薄い。
- 地域での助け合いを嫌がる人もいる。

◆自治会における課題

- 福祉に関する区ごとの情報共有が少ない。
- 区政で(区長らが)福祉への興味が薄い。
- 区が小さく大変／区が大きくてつながりが少ない。
- 役員のなり手がいない(区、老連他)。
- 会社の定年が65歳となり地域の役員のなり手がいない。
- 区の役員を受けても会社の勤務でじっくり取り組めない。
- 役員をやりたくないで「退会」する人が増えた。
- 役がきても受けない方もいる。
- 区に入らない方もいる(アパート)。
- 地区行事の担い手が高齢化、若い世代への引継ぎが上手くいっていない。

ボランティア活動の課題

- 年代の異なる住民相互の交流が少なく、共に取り組む活動が少ない。
- 地域の活力不足、縦・横のつながりが希薄化している。
- 地域活動等の組織の担い手も限界にきている。
- ボランティア団体がない、ボランティアリーダーの養成が必要である。
- 有償ボランティアを考えるべきである。
- 地域のボランティア人材の発掘が必要。温泉会員が減少している。

4 諏訪市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 家庭や地域の中で、人としての尊厳をもって障がいの有無や年齢に関わらず、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、安心して生活が送れるよう、地域住民が支える地域福祉の実現をめざし、諏訪市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、諏訪市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10～15名以内で組織する。

2 委員は、会長が委嘱または任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要のあるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、計画策定に必要な調査研究及び資料収集を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が定める。

(任期)

第7条 委員の任期は、計画の策定を完了するまでの間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、諏訪市社会福祉協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成24年1月1日 一部改正施行

5 策定組織の構成

名簿は、委員の交代、職員の異動があった場合は、現在の委員・部員のみ掲載している

第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画 策定委員会名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属 団 体 名
1	委員長	宮下 和昭	諏訪市社会福祉協議会
2		岩波 健一	諏訪市教育委員会
3	副委員長	矢崎 敏江	諏訪市地域医療・介護連携推進センター ライフドアすわ
4		小島 洋二	諏訪市医師会
5		小島 光治	諏訪市民生児童委員協議会
6		原 洋子	諏訪市ボランティア・市民活動センター運営委員会
7		橋本 光市	諏訪市子ども育成会連合会
8		小口 徹	諏訪地区保護司会諏訪分区
9		松井 陽介	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会
10		小口 家立	大和地区社会福祉協議会
11		渡邊 俊裕	湯の脇地区社会福祉協議会
12		両角 和雄	山の手地区社会福祉協議会
13		村上 博志	東部地区社会福祉協議会
14		河西 秀樹	南部地区社会福祉協議会
15		井原 大治	小和田地区社会福祉協議会
16		武井 良池	豊田地区社会福祉協議会
17		河西 敏夫	中洲地区社会福祉協議会
18		矢澤 洋二	湖南地区社会福祉協議会
19		守屋 和則	諏訪市健康福祉部長

第5期諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画 策定部員名簿

(敬称略)

◎庶務担当 ○副庶務担当

《地域づくり部会》(16名)

選出区分	氏名	所属団体等
公募による部員	原田 正男	社会福祉法人 この街福社会
	鈴木 正好	
	宮阪 清人	傾聴みみずく
	岩波 清恵	諏訪市更生保護女性会
	金井 尋子	諏訪市更生保護女性会
	宮坂 文明	諏訪市民生児童委員協議会
	金子 京子	小和田地区社協
	島津 美穂子	諏訪市子育て支援ネットワーク
	中澤 幸一	諏訪市遺族会
市及び社会福祉協議会職員	○藤森 孝昭	地域戦略・男女共同参画課長
	両角 信博	地域戦略・男女共同参画課地域支援係長 男女共同参画係長
	◎小松 直斗	社会福祉課社会係
	◎大羽 伸弥	社会福祉協議会福祉係 指導主任
	柴田 裕美	社会福祉協議会生活支援コーディネーター
	關 萌季	社会福祉協議会ボランティア担当主任
	武居 弘大	社会福祉協議会ボランティアコーディネーター

《体制づくり部会》(12名)

選出区分	氏名	所属団体等
公募による部員	藤澤 進一	諏訪市民生児童委員協議会
	宮澤 節子	NPO 法人 すわ子ども文化ステーション
	名取 まゆみ	諏訪市更生保護女性会
	藤森 洋子	まいさぼ諏訪市
市及び社会福祉協議会職員	柳平 直章	企画政策課長
	◎雨宮 寛之	社会福祉課長
	下澤 淳	企画政策課企画政策係長
	唐木田 京子	企画政策課スマート化推進係長
	西山 恭子	こども課こども応援係長
	○北原 貫汰	社会福祉課社会係
	◎桜井 幸雄	社会福祉協議会事務局長
中島 智佐子	社会福祉協議会地域福祉推進員	

《基盤づくり部会》(23名)

選出区分	氏名	所属団体等
公募による部員	宮下 志津子	スワヘルスクラブ
	近藤 一美	NPO 法人 ハッピーライフサポート
	橋本 光市	諏訪市子ども育成会連合会
	武居 玉江	諏訪人権擁護委員
	村田 美香子	諏訪市女声ネットの会
	原田 律子	諏訪市更生保護女性会
	谷本 久子	諏訪市更生保護女性会
	飯田 敏彦	
	矢崎 竹代	
市及び社会福祉協議会職員	宮坂 吉郎	高齢者福祉課長
	三村 伸彦	こども課長
	◎濱 秀憲	健康推進課長
	金井 靖仁	地域戦略・男女共同参画課地域戦略係長
	長島 一幸	社会福祉課生活福祉係長
	○小松 憲一	社会福祉課障がい福祉係長
	◎飯田 洋一	社会福祉課社会係長
	小口 隆	高齢者福祉課高齢者福祉係長
	有賀 恵	高齢者福祉課介護保険係長
	伊藤 光子	こども課子育て支援係長
	北原 潤	こども課保育係長
	矢澤 祐美	健康推進課健康予防係長
	小口 直子	健康推進課健康支援係長
	北沢 将広	社会福祉協議会法人担当次長

《全体事務局》(5名)

選出区分	氏名	所属団体等
事務局	守屋 和則	健康福祉部長
	雨宮 寛之	社会福祉課長
	飯田 洋一	社会福祉課社会係長
	北原 貫汰	社会福祉課社会係
	小松 直斗	社会福祉課社会係

6 策定経過

開催日		内容
令和4（2022）年	11月15日	第1回 策定委員会 ・委嘱状交付 ・第5期地域福祉計画策定方針 他
令和5（2023）年	1月17日 2月28日	地域福祉に関する住民アンケート (市民 2,000名対象)
	1月24日～ 2月28日	地域福祉に関する中学生アンケート (市内 5中学校対象)
	2月2日	地域福祉座談会（上諏訪地区）
	2月6日	地域福祉座談会（豊田地区・四賀地区・中洲地区・湖南地区）
	2月6日	福祉団体懇談会
	5月26日	第2回 策定委員会・第1回 策定部会 合同会 ・策定に向けた勉強会（原田 正樹先生）
	7月25日	第3回 策定委員会・第2回 策定部会 合同会 ・地域福祉に関する住民アンケート、地域福祉に関する中学生アンケートの結果報告 ・地域福祉座談会、福祉団体懇談会の結果報告
	8月29日	第4回 策定委員会 ・骨子案の報告・協議
	10月17日	第3回 策定部会 ・素々案の協議
	11月13日	第4回 策定部会 ・素々案の協議
12月19日	第5回 策定委員会 ・素案の報告・協議	
令和6（2024）年	1月4日～ 2月3日	パブリックコメント
	2月16日	第6回 策定委員会・第5回 策定部会 合同会 ・パブリックコメント意見反映 ・最終案の報告、審議
	3月	市議会にて報告

7 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活上の課題を抱えていても相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくり等により、支援につながるよう積極的に働きかけること。

あんしん未来創造センター

一つの「気づき」から社会の課題を抽出し、多くの関係者と共有し、「研究」「創造」するプロジェクトを立ち上げ、その改善や解決を目指した具体的な「実践」を多機関協働で展開することを推進するセンター。長野県社会福祉協議会が運営をしている。

インフォーマル

公的機関や専門職による制度に基づくもの（フォーマル）以外の私的な団体や組織のサービスのこと。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、非営利団体（NPO）等が挙げられる。

ウェルビーイング (Well-being)

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念。世界保健機関（WHO）憲章の前文では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあること（日本WHO協会：訳）」と「wellbeing」という表現が用いられている。

AIオンデマンド交通

AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、最適配車を行うシ

ステム。

SNS（エスエヌエス）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

SDGs（エスディーゼーズ）

平成14（2002）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

LGBTQ+

（エルジービーティーキュープラス）
レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、クィアやクエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人）等、性的マイノリティ（性的少数者）の方を示す総称のひとつ。最後の「+」は、性が多様であり、上記以外にもたくさんの性のあり方があることから、包括的な意味が込められている。

か行

かりんちゃんバス

諏訪市が民間へ運行依頼しているコミュニティバス。地域住民の生活の足の確保、観光客への利便性向上、渋滞解消や環境への配慮等を目的に運行。

企画調整保護司

経験等を勘案して、新任保護司*を始めとする保護司*の処遇活動に関する相談への対応等の役割を十分担うことができる保護司*の中から保護観察所の長により指名され、サポートセンターに駐在している保護司*。

矯正施設

犯罪や非行をした人たちを収容する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のこと。収容を確保（逃走等を防止）し、犯罪や非行をした人たちが科された刑罰や処分を受け止め、矯正施設の中でしっかりと取り組むよう導くことで、その人たちに自らの罪を反省させ、償わせることを目的とした施設。

金銭管理・財産保全サービス

高齢者や障がい者が地域で安心して日常生活を送れるようにするために、日常的な金銭管理や書類等の預かりサービスを提供することにより、その方の権利を擁護し、生活を支えることを目的に行う事業。

こども家庭センター

「すわ☆あゆみステーション」

妊産婦や0歳から18歳までの子どもとその家庭が安心して生活・子育てができるよう支援を行う総合相談窓口。「児童福祉」と「母子保健」が一体となって、専門機関へのつなぎを含め、困りごとの内容に応じた支援を切れ目なく行う。

さ行

災害時住民支え合いマップ

災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図のこと。

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格。福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

循環器疾患

血液を全身に循環させる臓器である心臓や血管等が正常に働かなくなる疾患。高血圧・心疾患（急性心筋梗塞等の虚血性心疾患や心不全）・脳血管疾患（脳梗塞・脳出血・くも膜下出血）・動脈瘤等に分類される。

成年後見支援センター

知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない方が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、成年後見制度*の普及・啓発、相談、その他円滑な制度利用促進のための支援を実施するためのセンター。諏訪市社会福祉協議会内に設置されている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ることや、人間としての尊厳が損なわれることのないよう、主に法律面で支援する制度。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

セーフティネット

予想される危険や損害の発生等に備えて、被害の回避や最小限化を図ることができる目的で準備された制度や仕組み。

相対的貧困

その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指している。所得で見ると、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のことを言う。

た行

多職種連携

様々な機関がそれぞれの専門性を活かし、共有した目標に向けて連携しながら役割を発揮すること。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステム*の実現に向けた手法。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）

年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士*・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。

中核機関

国の第二期成年後見制度*利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのため、市町村に対して、制度の広報、制度利用の相談、制度利用の促進、後見人支援等の機能の整備等を担う中核機関の設置と運営に努めるよう規定がされている。諏訪圏域6市町村では、令和4（2022）年4月までに中核機関が設置されている。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

入居保証・生活支援事業

住む場所を必要としているにもかかわらず、保証人がいないことから住居の確保ができないまいさぼ*の利用者に対して、県内の社協が拠出した財源により、滞納家賃及び原状回復費用を保証し、地元の社協が入居者の生活を包括的に支援することにより、保証人がい

なくても住居確保できることを目指す事業。
あんしん未来創造センター*の事業である。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することで誰でもなることができる。

は行

8050問題

子どものひきこもりが長期化すること等で、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、経済的に困窮・孤立する社会問題。

発達障がい

学習障がい、注意欠陥多動性障がい等、脳機能の発達に関係する障がい。他人との関係づくりやコミュニケーション等が苦手である。

伴走型支援

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とした支援であり、必ずしも問題解決を前提としていない。

パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗等、様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画の適正利用のため、障がい者や高齢者、妊産婦等に、県が県内共通の「利用証」を交付する制度。

有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」

地域で暮らす住民同士が会員となって生活上のちょっとした困りごとを解決する助け合いの仕組み。お互いに気兼ねをしないために、有償による活動としている。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支え

る民間のボランティア。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

ま行

まいさぼ

生活保護に陥る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援法（平成27年施行）に基づき福祉事務所設置自治体が実施する生活困窮者自立相談支援窓口。

長野県内では、生活困窮者の相談支援窓口を「生活就労支援センターまいさぼ*〇〇」という共通の名称で設置し、諏訪市では、「まいさぼ*諏訪市」を市役所内に設置。多様な課題を抱える生活困窮者からの相談を一つの窓口で包括的に受け付け、関係機関・団体等と連携して支援している。令和3（2021）年4月から市社会福祉協議会へ委託。

ら行

ライフドアすわ

正式名称は「諏訪市地域医療・介護連携推進センター」（愛称「ライフドアすわ」とい）、平成29（2017）年4月に市医師会館内に開所した。「在宅医療・介護連携推進」、「生活支援体制整備」、「認知症総合支援」、「地域ケア会議*推進」の4事業を実施し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築を目指している。

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟等のどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。